

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

1. 日本ジェネリック製薬協会	1
2. 広島テレビ放送株式会社コンテンツマルチユース推進部	2
3. アルダージ株式会社	3
4. セイコーエプソン株式会社 知的財産本部	4
5. 一般社団法人日本民間放送連盟	6
6. 公益財団法人日本関税協会知的財産情報センター	7
7. 一般社団法人日本音楽著作権協会	9
8. 本田技研工業株式会社／知的財産・標準化統括部	14
9. 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター	15
10. 日本電信電話株式会社 知的財産センター	17
11. 一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会	18
12. 株式会社KADOKAWA	19
13. 日本行政書士会連合会	21
14. ソフトバンク株式会社	22
15. 一般社団法人日本映像ソフト協会	27
16. 株式会社 NTT ドコモ 知的財産部	27
17. 日本製薬工業協会 知的財産委員会	29
18. 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	32
19. 一般社団法人日本レコード協会	37
20. 一般社団法人日本自動車工業会	38
21. 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン	39
22. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）	51
23. 一般社団法人ソフトウェア協会	52
24. 日本弁理士会	53
25. Netflix 合同会社	55
26. マカイラ株式会社 マカイラ公共政策研究所	59
27. PhRMA（米国研究製薬工業協会）知的財産委員会	61
28. 株式会社日本国際映画著作権協会	62
29. NPO 法人 日本タイプグラフィ協会	66
30. 日本製薬団体連合会	67
31. 一般社団法人 日本知的財産協会	69
32. 中小企業知的財産交流・研究会参加企業有志	84
33. 株式会社コジマプロダクション	93

法人・団体名	
1. 日本ジェネリック製薬協会	
意見の分野	
(F2) 知財紛争解決に向けたインフラ整備	
意見	
結論 :	
(1) 「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」、「二段階訴訟制度」を導入すべきではない。	
(2) 逆に「知的財産推進計画 2021」の重点 7 施策 を進めて知財活用の促進を図るべきである。	
理由 :	
○ 「特許行政年次報告書 2021 版」によれば、審査請求された特許出願の約 81% で特許権が成立しており、2020 年度だけで、179,383 件の特許が登録されている。	
○ 特許とは、発明の実施を禁止する権利を期限付きで特許権者に与える制度であるから、現在の日本は、禁止された発明で溢れている。	
○ 発明は、社会で広く利用されて初めて、人々を幸福にするものである。発明を特許という活字に封じ込	

めて活用を禁止するのでは、人々は不幸になる。

○人々が、厳選された大発明の社会還元の恩恵に浴してこそ、社会が発明を敬うようになり、ガイドラインや調停などのソフトローに自主的に従うようになる。程度の低い無効な発明に刑罰をもって従わせては、社会は発明を厭うようになる。

○「知的財産推進計画 2020」に基づいて特許制度小委員会で議論された「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」、「二段階訴訟制度」は、程度の低い無効な発明であっても、刑罰をもって従わせる制度であるので、正しい方向ではない。

○実際、特許制度小委員会が令和3年2月に中間とりまとめを行った報告書においても、「懲罰的賠償制度」について、「否定的な意見が多く出された」（報告書25頁）と記載され、「侵害者利益吐き出し型賠償制度」について、「制度の早期導入に慎重な意見が多数であった。」（報告書25頁）と記載され、二段階訴訟制度については「ニーズを疑問視する意見が多数」（報告書9頁）と纏められている。

○「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」、「二段階訴訟制度」に対して、産業界からはニーズを疑問視する意見が多い。特許法は産業の発達のための法律であるから、特許法の改正の議論は、産業界全体の具体的なニーズに基づくべきである。

○「知的財産推進計画 2021」において、いわゆるGAFAに大きく水を空けられた理由として、「無形資産投資・活用は十分なものとは言えない」点を洞察し（14頁）、知的財産の活用を促す「重点7施策」を提唱している。当協会は、知的財産の活用を促す重点7施策に賛成する。

○発明を広く社会還元することにより、人々は幸福になり、幸福の源泉への投資を競い、GAFAのような巨大な富を生み出し、さらに素晴らしい発明が生まれる。その結果、知財立国が可能になる。

○このサイクルを認識することこそが、「知的財産推進計画 2021」の述べる「価値デザイン経営」の本質と考える。

200字以内の要約：

知的財産の活用を促す「重点7施策」を進めて知財活用の促進を図るべきである。人々が、厳選された大発明の社会還元の恩恵に浴してこそ、社会が発明を敬うようになり、ガイドラインや調停などのソフトローに自主的に従うようになる。「懲罰的賠償制度」、「利益吐出し請求権」、「二段階訴訟制度」は、程度の低い無効な発明であっても、刑罰をもって従わせる制度であるので、正しい方向ではない。

重点7施策：

1. 「競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化」、
2. 「優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進」、
3. 「21世紀の最重要知財となったデータの活用促進に向けた環境整備」、
4. 「デジタル時代に適合したコンテンツ戦略」、
5. 「スタートアップ・中小企業/農業分野の知財活用強化」、
6. 「知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化」、
7. 「クールジャパン戦略の再構築」

法人・団体名
2. 広島テレビ放送株式会社コンテンツマルチユース推進部
意見の分野

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革	意見
4. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略	
(1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革	
【権利処理について】	
配信代を迎え、限られたエリアで放送されていた番組が、全国、全世界の方にご覧頂けるようになりました。一方で、問題となっているのが、地上波放送番組を「WEB配信」する場合、煩雑なのが商業楽曲の権利処理の問題です。	
配信した場合の権利処理について、地上波放送で、権利団体への楽曲報告を行ったものに関しては、配信までの権利処理を一気通貫でできる仕組みを作つて頂けるよう要望します。	
また、海外番販などについても、同様の仕組みができるよう希望します。	

法人・団体名
3. アルダージ株式会社
意見の分野
(B2) 標準必須特許の戦略的獲得・活用
意見
パテントプールにおける主導権の獲得及びサービス提供者等による特許実施料の負担の促進
知的財産推進計画 2021 では、「優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進」の項で、標準の戦略的な活用の促進を重点計画の一つとしている。自然資源の乏しい日本において、特許は日本の地位を強化する重要な要素である。そして現在において、特許は取得することに価値があるのではなく、利活用されることに価値があることがますます明確になる中、利活用の重要なポイントである標準が大切であることは論を待たない。したがつて知的財産推進計画 2021 「優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進」を、今後も継続すべきである。
しかしながら、知的財産推進計 2021 は重要な点を見落としている。パテントプールである。標準設定機関は標準を設定するが、標準の必須特許の利活用についての活動は FRAND の設定にとどまり、積極的なルール作りをしていない。パテントプールは、標準の必須特許の利活用を促進するものである。パテントプールは単に特許権者の利益を代理するためのものではなく、特許の実施者の利益と特許権者の利益を公正の観点から調整するものであり、標準の必須特許の利活用のルール作りにおいて重要な役割を果たす。スタートアップや中小企業においても、標準化作業への参加と必須特許の取得、およびパテントプールへの参加と言つた機会を有効に利用することで、自らの知財基盤の強化を図ることができるはずである。また、標準化作業やパテントプールへの参加は、その参加企業における知財人財の育成にも大変有効である。
パテントプールにおいて主導的な地位に立つことは、日本企業の競争力に大きく貢献する。日本の家電業界は、かつては画像圧縮技術および光ディスク関連技術の標準に関しパテントプールにおいても主導的な役割を果たし、それが日本の家電業界の競争力の基礎となっていた。しかし、現在はその面影もない。日本政府は官民一体となって、標準だけでなくパテントプールにおける主導権の確保のための活動を行うべきである。具体的には、知的財産推進計画 2021 で設定された標準活用支援サービスプラットフォームの活動範囲にパテントプールを加え、かつグローバルのパテントプールで活躍する人財の育成にも支援を行うべきである。
また、標準特許の利活用の促進に關連し、パテントプールの活動にも関係するが、サービス提供者等による特許実施料の負担の議論を深めるべきである。理由は以下のとおりである：
・モノからコトへの事業構造の変化に合わせて、サービス提供者等による特許実施料の負担が、特許の実施

料の公平な負担の観点から望ましい時代となっている。

- ・特許庁もこれに合わせて、消尽の考え方の見直しを検討している。
- ・日本にはこれを実現している特許プールがある。
- ・通信の世界で言うと、自国産業の保護の観点からも自動車を含む受信端末だけがライセンスの対象として扱われている状況から、送信サービスや基地局に対するライセンスに対象を拡げるべきである。
- ・自動車を含む受信端末の実施者も様々な手段を講じて自ら送信関連の必須特許を取得し、一方的にライセンスを受ける立場から送信サービスの提供者に対してライセンスをする立場として対抗していくことが必要である。
- ・Qualcom, Nokia, Ericson, Huawei 等の必須特許権者は通信技術関連の半導体や基地局システムを事業としており、受信端末の実施者であっても通信技術関連の必須特許をこれらに対してライセンスをしていくことで、クロスライセンス等による解決の機会を追求することができる。

【要約】

知的財産推進計画 2021 で重点計画の一つとしている標準の戦略的な活用の促進は、特許の利活用の重要なポイントゆえ今後も継続すべきであるが、パテントプールに関する視点を欠いている。官民一体となって、標準に加えパテントプールにおける主導権確保のための活動を行うべきである。またこれらの活動を通じて、知財基盤の強化や知財人財の育成を図ると共にサービス提供者等による特許実施料の負担の議論を深めるべきである。

法人・団体名	
4. セイコーホームズ株式会社 知的財産本部	
意見の分野	
D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略	
意見	

<知的財産推進計画 2022 への要望事項>

【個人使用目的とした侵害物品輸入規制の特許権及び著作権への拡大について】

<意見要旨>

海外事業者から送付された個人使用目的としての輸入物品について、昨年の商標法及び意匠法の改正と同様に、特許法（実用新案法を含む）及び著作権法に基づいても侵害品の税関差止が可能となるように特許法及び著作権法の改正を行い、個人使用目的を仮装した輸入の増加に対処できるよう法整備いただきたいお願いいたします。

<意見全文>

昨年、個人使用目的とした侵害品輸入を規制するための商標法及び意匠法の改正をいただき感謝しております。

その一方、著作権法は改正に至らず、特許法の改正も見送られました。これは、法改正について審議した知的財産戦略本部 構想委員会 コンテンツ小委員会（第2回）（注1）にて、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書の取りまとめとして、「特許法及び実用新案法に関する、本検討事項と同旨の改正の必要性について、今後の税關における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当」（注2）と報告されたことに拠るものと認識しております。

然しながら、上記特許制度小委員会からの報告は、税關での差止実態を十分に認識しないままの審議に基づいており、本来は、商標権侵害品及び意匠権侵害品の輸入差止と同様に、個人使用目的としての特許権及

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

び著作権の侵害品についても輸入差止できるように改正すべきであったものです。個人使用目的としての輸入物品について特許権や著作権による差止ができないと、将来的に、個人使用目的を仮装して輸入されるケースが増加した場合、国内に特許権侵害品及び著作権侵害品が蔓延することになりかねません。

商標法及び意匠法と同様に、特許法及び著作権法についても個人使用目的を仮装した輸入物品の差止が可能となるように法整備をお願いいたします。

上記要望に至る理由について、以下にご説明いたします。

まず、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会からの報告は、同小委員会(注3)での審議において委員より意見された2つの論点を主に参照したものであると考えます。第1に、特許権による差止のニーズに低さが挙げられております。特許庁より「特許権については1.9万点ということで、全体に占める割合は2%程度で必ずしも大きくない。」ことが報告され、審議のなかで、「特許についてこのような模倣品をとめることの必要性がどの程度あるのかは疑問」等の意見が出されております。第2に、差止悪用等の懸念が挙げられております。審議のなかで、パテントトロール等による差止悪用の懸念や有効性に疑問がある特許権が行使されるおそれあること等が指摘されておりました。

なお、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の報告書においては、特許制度小委員会からの報告に基づいて「当面は、商標法及び意匠法について、上記の検討を進めることが適当である。」と報告付けておりました。(注4)

第1の論点である特許権による差止のニーズの低さについて、特許権による差止実績は、意匠権と比べて極端に低いと言い切れず、一定のニーズが確実に存していることを認識すべきであると考えます。財務省が発表した令和3年の知的財産侵害物品の差止状況(注5)によれば、特許権による差止件数は174件で前年度比150%と年々増加しており、商標権・意匠権・著作権を上回る伸び率を示しています。差止点数は2.7万点と前年度比68%に減少したものの、特許制度小委員会にて特許庁より報告された令和元年実績の1.9万点を遥かに超える差止点数となっており、差止により侵害品の国内流通が未然に防がれていることは確かです。また、著作権も差止件数674件で前年度比117%、差止点数9.6万点で前年度比132%と年々増加しており、全体構成比でも意匠権より多い差止件数・点数となっております。差止事例としては、特許権ではカートリッジ等の消耗品等、著作権ではアニメーションDVDの海賊版等、個人使用目的に仮装して輸入することが容易なものが含まれております。

以上の通り、特許権及び著作権の差止実績は、差止実績は意匠権等と比較して決して少ないものとは言えず、法改正により、個人使用目的としての輸入物品を特許権及び著作権の侵害として差止することに一定のニーズはあるものと考えます。

第2の論点である差止悪用等の懸念については、我が国における現行特許法での「業として」の輸入物品の差止において、差止悪用等は課題になっていないことを認識すべきであると考えます。「業として」の輸入物品の差止において発生していない差止悪用等の課題が、個人使用目的での輸入において顕在化する事態は考えにくいものです。

また、現行の税関での差止においては安易な運用は行われておらず、差止悪用等が可能な実態にはないということも認識すべきです。輸入差止申立手続においては、輸入差止申立書に侵害物品の判定ガイドとなる識別ポイントに係る資料や、弁護士等が作成した侵害物品に関する鑑定書の添付等が必要となっております。更に、受理前公開制度があり、利害関係者は輸入差止申立に対して意見を述べることができ、出された意見は厳正な税関での審理手續を得て受理・不受理が決定されることになっております。我が国においては差止悪用等が可能な実態にはありません。

以上の通り、現行の特許法においても税関での輸入差止の手続は、厳格に運用されており、十分な準備をしなければ申立が受理されるものではないため、特許制度小委員会にて懸念が呈されたような差止悪用等に対する措置は既に講じられているものと考えます。

以上の申し述べた通り、我が国の輸入差止の実態を十分に認識せずに、個人使用目的としての侵害品輸入を規制する法改正を特許権及び著作権まで拡大しなかったことは、甚だ残念であったと考えます。商標権及び意匠権にかかる個人使用目的の輸入物品が税関による水際取締の対象となった一方、著作権及び特許権の

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

侵害物品がこのまま据え置かれる場合、将来、これら 2 つの権利の侵害品が個人使用目的を仮装して輸入されるケースが増加することを権利者側は危惧しております。

海外事業者から送付された個人使用目的としての輸入物品について、商標法及び意匠法と同様に、特許法及び著作権法に基づいても侵害品の差止が可能となるように特許法及び著作権法の改正を行い、個人使用目的を仮装した輸入の増加に対処できるよう法整備いただきたくお願ひいたします。実用新案法についても特許法と併せて法改正いただきたくお願ひいたします。

以上

(注 1) 令和 3 年 4 月 6 日開催 知的財産戦略本部 構想委員会 コンテンツ小委員会（第 2 回）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/contents_shou/dai2/gijisidai.html

(注 2) 令和 3 年 4 月 6 日開催 知的財産戦略本部 構想委員会 コンテンツ小委員会（第 2 回）資料 1 「模倣品の越境取引に関する規制の必要性について」 P. 8 参照

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/contents_shou/dai2/siryoushi.pdf

(注 3) 令和 2 年 12 月 8 日開催 産業構造審議会知的財産分科会 第 44 回特許制度小委員会

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/44-shiryou.html

産業構造審議会知的財産分科会 第 44 回特許制度小委員会 議事録 第 29 頁以降参照

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/index/newtokkyo_044.pdf

(注 4) 産業構造審議会 知的財産分科会 標制度小委員会

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/index.html

「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について」 P. 10 参照

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/20210204_shohyo_arikata/20210204_hokokusho.pdf

(注 5) 令和 4 年 3 月 4 日 財務省 報道発表「輸入差止件数が 2 年連続で 2 万 8 千件超え」（令和 3 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況）

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2021/ka20220304.pdf

法人・団体名
5. 一般社団法人日本民間放送連盟
意見の分野
—
意見
1. 放送コンテンツ等の海賊版対策について
●放送コンテンツに限らず、コンテンツの海賊版対策を実効的に進めるためには、△プラットフォーム事業者やプロバイダを始めとするインターネット関連事業者の積極的で主体的な協力、△被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、△コンテンツの利用者や国民の理解の醸成、が欠かせない。特にプラットフォーム事業者およびプロバイダに対する、法的責任範囲の再検討や海賊版対策の一定の対応を行う義務を課すなど、積極的な協力を促す施策を要望する。また、海賊版対策に関する施策において、コン

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

テソツの提供方法の有償・無償の別で保護の要否を判断することのないよう求める。

●海賊版へのリーチサイト・リーチアプリの規制を潜脱する行為（アプリがインストールされていない機器を販売し、購入後にインストールさせるなど）について、さらなる法的対応を要望する。

2. WIPO 「放送機関の保護に関する条約」への対応について

●世界知的所有権機関（WIPO）が現在検討している「放送機関の保護に関する条約」は国際的な放送コンテンツの海賊版対策に不可欠である。早期の条約成立に向け、日本政府においては加盟国のコンセンサス形成に積極的に尽力されたい。

3. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

●クリエーターへの適切な対価還元とコンテンツの再生産をつなげる新たな方策の検討を推進するとともに、それまでの間、現行の私的録音録画補償金制度において、実態に応じた対象機器等の政令指定を行うなどの早期措置を要望する。

4. コンテンツの海外展開の推進について

●新型コロナウイルス感染拡大により、放送コンテンツの海外展開について、オンラインやリアルとの併用によるハイブリッド形式など、対面以外の形態による取り組みが普及してきた。ポストコロナ時代においても、リアルの展開に限らず、さまざまな手法での取り組みについて柔軟かつ十分な支援がなされるよう要望する。

以上

法人・団体名
6. 公益財団法人日本関税協会知的財産情報センター
意見の分野
H. その他
意見
(意見の要旨)
(1) 新型コロナ感染対策等の観点から「認定手続開始通知」含む模倣品の水際手続の電子化を希望
(2) 欧米同様、日本における国際郵便貨物の電子化を進め、税関の模倣品水際取締への活用を希望
(3) 特許権及び著作権を侵害する個人使用目的を仮装した模倣品の輸入に関し、特許法及び著作権法の各種課題を検討し対処することを希望
(4) 簡素化手続の対象外の意匠権及び特許権侵害物品を簡素化手続の対象とすることを希望
(知的財産推進計画 2022 への要望事項)
公益財団法人日本関税協会は、事業活動の一環として、知的財産の権利者を会員とする知的財産情報センター（CIPIC）を設け、知的財産侵害物品に関する調査研究、税関職員に対する研修等の水際取締りの支援活動を行っています。
これまでの重要案件でありました「個人使用目的を仮装した模倣品の輸入の取締強化」に関し、政府（産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会）において積極的に議論いただき、商標法の改正（2021年5月）及びそれに伴う関税法の改正（2022年3月）で対応していただき、感謝申し上げます。
今回、税関の模倣品水際取締に関する各種手続の電子化等、以下の点を要望させていただきます。

(1) 模倣品水際取締手続の電子化

2021年9月1日に行政のデジタル化推進を目的としたデジタル庁が設置され、行政手続のデジタル化が急ピッチで進められようとしております。また、一昨年来のコロナ禍において政府は積極的な在宅勤務の実施を産業界に呼びかけています。

しかしながら、現実の行政手続に目を移すと、税関の模倣品取締の一連の手続（差止申立申請から認定手続開始通知及びそれに伴う証拠の提出等）においても、電子化されているのは差止申立申請書の提出等一部に限られております。

現在のコロナ禍において、積極的な在宅勤務を導入している企業では、郵送される「認定手続開始通知」を処理するために、(1)担当者が出勤する必要がある、(2)認定手続に認められている10日間に処理できない、又は(3)処理が非常にタイトなスケジュールになる等多くの課題が明らかになっております。年間数百件から千件以上の認定手続開始通知を受け取る権利者も多くあり、新型コロナウイルス感染防止対策、政府のデジタル化推進、企業の働き方改革等の観点からも是非「認定手続開始通知」をはじめとする税関による模倣品の水際手続の電子化を進めていただきたい。

(2) 国際郵便貨物の電子手続化

2021年1月から米国向け国際郵便貨物の電子申告が義務化され、同年10月からEU向け国際郵便貨物の電子申告が強化され日本の輸出者が電子的に荷送人、品名、価格等の情報を入力・送付しなければ郵便物を送ることができない手続きとされている。それら輸出者による申告情報は輸入国税関によるリスク管理に活用され、武器、麻薬、模倣品等の密輸入の防止に活用されている。

我が国においても、輸入郵便貨物の電子化を早急に進め、税関のリスク管理がデジタル情報を活用して効率的かつ効果的に実施できるようにしていただき、年間1億個を超えるといわれている輸入郵便物の迅速で適切な処理が実現できる環境整備を進めていただきたい。

（参考）

米国向デジタル化の義務化（参考）
<https://www.post.japanpost.jp/int/ead/index.html>

EU向デジタル化（参考）
https://www.post.japanpost.jp/int/information/2021/1118_01.html

(3) 個人使用目的を仮装した模倣品輸入規制の特許権及び著作権への拡大

個人使用目的を仮装した模倣品輸入を防止するため商標法及び意匠法を改正していただき感謝しております。また、その執行のための関税関係法令の改正が迅速になされることを期待しております。

その一方で、著作権法は改正に至らず、また、特許法の改正も見送られました。著作権侵害物品は、商標権侵害物品に次いで多く差止されており、また、特許権侵害物品もゲームソフトやプリンターインク等が水際で差止されています。商標権及び意匠権にかかる個人使用目的の輸入が税関による水際取締の対象となった一方、著作権及び特許権侵害のものがこのまま据え置かれる場合、これら2つの権利の侵害品が個人使用目的を仮装して輸入されるケースが増加することを危惧する声もあります。引き続き特許権及び著作権侵害物品に関しても特許法及び著作権法の各種課題の検討を行い、個人使用目的を仮装した輸入の増加に対処できるようにしていただきたいと考えます。

(4) 簡素化手続の対象拡大

現在、税関に輸入差止申立を申請し受理されたもののうち、商標権及び著作権の侵害については、まず当該貨物の輸入者に対し争う意思があるか否かを聴取し、争う意思の申し出が無い場合は、税關において輸入差

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

止申立申請時に権利者から提出された資料に基づき税関が侵害の有無を認定する簡素化手続が導入され、官民双方の業務の簡素化・効率化につながっており、権利者として高く評価しております。

しかし、現在、上記簡素化手続の対象となっていない意匠権及び特許権の侵害事案に関しましても、侵害か否かの疎明のために分解検査や分析検査が必要な場合を除き、権利者としては、基本的には税関へ提出済の輸入差止申立書に記載の対象製品と同一であることが確認できれば、輸入差止申立て提出済の侵害疎明の内容を意見書で提出することとなります。権利者側の作業としては、検査の必要性のある場合等一部の例外を除き、輸入差止の対象製品と同一か否かを税関から送付される画像で判断する作業のみとなり、商標権や著作権の場合と同様の作業となっております。このため、簡素化手続の対象を商標権、著作権に加え、意匠権、特許権にも拡大していただきたい。

(以上)

法人・団体名	
7. 一般社団法人日本音楽著作権協会	
意見の分野	
D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略	
意見	
(D 1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革	意見
意見 1 「利用円滑化」ばかりを近視眼的に偏重して「権利保護」や「適切な対価還元」を軽視していくは、文化を育む土壤がやせ衰えてしまいます。各方面の要望事項を総花的に並べた知的財産推進計画を毎年度手直しするルーティンを 20 年近く続けた結果として、コンテンツの創造・保護・活用にどのような具体的な成果があったのかを客観的に検証し、その反省の上に立って新たな文化政策への転換を図るべきです。	
(1) デジタル化、ネットワーク化の進展に伴うコンテンツの流通の量的・質的な構造変化等を理由として、利用円滑化のための政策が続いている。	
(2) 特に、近年は、技術の進展とコロナ禍による急速な各種オンラインサービスの普及によってこの傾向がさらに加速しており、令和 3 年には放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化や図書館関係の権利制限規定の見直しを内容とする著作権法改正が行われ、現在も、研究目的に係る権利制限規定の創設や拡大集中許諾制度等についての検討が進められています。	
(3) このように、利用円滑化に資する施策が矢継ぎ早に立案・実行されている一方、権利保護・適切な対価還元についてみると、私的録音録画補償金制度は長らく実質的な機能を停止しており、デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップ問題についても、検討の進展は緩やかで具体的な施策は示されていません。	
(4) 「著作者等の権利の保護を第一義とする」という著作権法の目的（現行著作権法を制定した第 63 回国会における文部大臣答弁）や、知的財産推進計画 2021 に記載された「良質なコンテンツが持続的に創造され、クリエイターに適正な対価が還元されながら、コンテンツの利活用が促されるエコシステムの構築」（51 頁）を、単なるお題目としてではなく、改めて銘記した上で、施策を立案・実行すべきです。	
(5) また、現在、コロナ禍によって、多くのクリエイター、実演家等が活動面でも収入面でも苦境に立たされています。知的財産推進計画 2021 に「イベント・エンターテインメントの関係者が、新型コロナ収束後にその活動を続けられるよう、あらゆる支援策が継続的に講じられる必要がある。」（47 頁）と掲げられているとおり、政府によるエンターテインメント産業への適切な支援や音楽作品の海外展開の促進を着実に進めることが重要です。	
(6) 最後に、知的財産基本法の下で続けてきた知的財産推進計画という枠組み自体を見直すべき時機に来ているのではないでしょうか。各方面の要望を総花的に並べた計画を毎年度手直しするルーティンを 20 年近く続けた結果として、日本のコンテンツの創造・保護・活用にどのような具体的な成果があったのかを正面	

から検証し、その反省の上に立って新たな文化政策への転換を図るべきです。

意見 2 私的複製について、適正な対価が権利者に還元される制度を早急に構築すべきです。

(1) 現行著作権法 30 条は、私的複製に関して著作権を広範に制限してユーザーの利便性とプライバシーを確保する一方で、権利者への補償を制度化することで、権利の保護と利用の円滑とのバランスを取ろうとするものです。

(2) しかしながら、現在流通している録音・録画機器・媒体の多くが補償金の対象とされていないことから、一時は 40 億円を超えていた補償金額も現在はほぼなくなり、このバランスは完全に崩壊しています。

(3) こうした我が国の状況は諸外国においても憂慮されており、2019年5月30日に東京で開催された CISAC (著作権協会国際連合) 総会では、「世界中の創作者にとって重大な損失である」とする決議が採択されています。

(4) また、知的財産推進計画 2020において、「私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、2020年内に結論を得て、2020年度内の可能な限り早期に必要な措置を講ずる。」とされ、同計画 2021においても同様の記載がされているにもかかわらず、いまだに対象機器の追加指定は行われていません。

(5) コロナ禍の影響もあり、ストリーム型のサブスクリプションサービスが急速に普及していることなども踏まえ、補償金制度に代わる「デジタル時代における新たな対価還元策」の検討を進めること（「知的財産推進計画 2021」54 頁）自体に異論はありませんが、検討が行われている間にもクリエイターの私的複製からの対価還元の機会は確実に失われていることを改めて認識し、対象機器の追加指定を速やかに実施すべきです。

(6) 併せて、クリエイターへの対価還元の意義について、消費者・事業者の理解を促進するため、教育・啓発等の取組を長期的な視点で継続していく必要があります。

意見 3 デジタルプラットフォームサービスに係るクリエイターへの対価還元について、政府の支援が必要です。

(1) 近年台頭著しいグローバルなデジタルプラットフォーム事業者は、「顧客囲い込みによる圧倒的な資本力及び消費者の嗜好に関するデータを武器に、コンテンツの制作分野にも参入」（「知的財産推進計画 2021」49 頁）するなど、コンテンツ市場における影響力を強めており、このことはクリエイターへの対価還元にも少なからず影響を及ぼしています。

(2) 例えば、文化審議会著作権分科会基本政策小委員会に提出された「デジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査」によると、音楽分野では、「ユーザーアップロード型サービス、サブスクリプション型サービスいずれにも共通して、クリエイター（作詞家・作曲家）に還元される対価が少ないのでないか」との意見が見られます。

(3) 事業者とクリエイターとの間に生ずるいわゆるバリューギャップや契約の在り方といった問題は、プラットフォームサービスの更なる普及に伴い、今後一層顕在化していくことが想定されますので、クリエイターが不当な立場に置かれるこのないよう注視し、必要に応じて政府による戦略的な支援を行うべきです。

(4) 具体的には、例えば EUにおける「デジタル単一市場における著作権・著作隣接権指令」等を参考に、ユーザーの表現の自由には十分配慮しつつ、プラットフォーム事業者を公衆送信の主体と位置付けるなど、法制度面からプラットフォーム事業者の立場と責任をより明確にするといったことなどが考えられます。

意見 4 「分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の仕組みの実現」を進めるに当たっては、著作権者等に負担を強いいることがないよう十分配慮の上、関係省庁が連携し、政府一丸となって進めていく必要があります。

(1) 「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」検

討を行っている文化審議会著作権分科会が令和3年12月に取りまとめた中間まとめでは、「著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索等を行い、著作権者が明確な場合は当該著作権者や集中管理を行っている著作権等管理事業者に取次や案内を行う」ことが目指すべき方向性として掲げられています。

(2) この方向性自体に異論はありませんが、その具体的な仕組み作りにおいては、著作権者等に費用等の負担を強いいることがないよう十分配慮すべきです。

(3) また、分野ごとに集中管理の状況や既存のデータベースの仕様が大きく異なることから、民間による取組には限界があります。関係省庁が連携して、政府が強力なリーダシップを発揮して進めていく必要があると考えます。

(4) なお、中間まとめでは、「分野横断権利情報データベース等に情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等について、新しい権利処理の仕組みを創設し、当該著作物等を円滑かつ迅速に利用できるようとする」として、いわゆる拡大集中許諾制度の導入についても触れていますが、許諾権を一律に制限する制度を設けることは権利保護の観点からは基本的に望ましくないことや、特に音楽分野では相当程度集中管理の仕組みが浸透していることなどを十分に踏まえ、同制度の導入については慎重に検討すべきです。

意見5 アジア・太平洋地域における著作権保護・著作権管理の水準向上に向けた取組を積極的かつ継続的に推進すべきです。

(1) クリエイション・エコシステムにおいては、「コンテンツの利用に応じ、クリエイターが適切な評価や収益を得られ、それを基に新たな創作活動を行うこと」（「知的財産推進計画2020」60頁）が決定的に重要であり、その構築を進める上で基礎となるのは、クリエイターへの対価還元の意義に対する消費者・事業者の理解です。

(2) クリエイターへの対価還元の意義に対する消費者・事業者の理解という点で、日本が仏独等の欧州主要国に後れを取っていることは、私的複製に係る補償制度等を見れば明らかですが、その日本と比較しても、アジア・太平洋地域には大きな改善の余地があります。

(3) 例えば、同地域においては、音楽著作権管理団体の使用料徴収総額のおよそ9割を日韓豪の3か国で占めていますが（「CISAC GLOBAL COLLECTIONS Report 2021」33頁 https://www.cisac.org/sites/main/files/files/2021-10/GCR2021%20CISAC%20EN_1.pdf）、域内のGDP総額に占めるこの3か国の割合は3割にも達しません。このことは、中国・インド・ASEAN諸国における著作権保護・著作権管理の水準が極めて不十分であることを物語っています。

(4) 当協会は、CISAC（著作権協会国際連合）のアジア太平洋委員会委員長として、当委員会を構成する著作権管理団体において進められている効率的なデータ交換プロセスを実現するための取組に積極的に協力しています。また、域内の著作権管理団体を支援するとともに、講師の派遣、研修生の受入れ等の地道な取組を続けていますが、域内の著作権保護・著作権管理の水準を高め、日本の音楽コンテンツの適正な利用とクリエイターへの対価の還元を促進するためには、各国政府の主導による法整備等が不可欠です。

(5) 既に文化庁がアジア・太平洋地域における著作権法制整備や海賊版対策の支援を実施していますが、各 governmentとの連携をより一層強化し、これらの取組を積極的かつ継続的に推進していくことが必要と考えます。

意見6 AIについて、著作者の創作環境に悪影響が及ぼないようにする観点から、国際的な議論をリードしていくべきです。

(1) AI生成作品（AIによって自律的に生成された作品）の保護の有無・程度、法制度等に関して、海外では、米国特許商標庁（USPTO）による「AIと知的財産政策に関する一般見解」と題するレポートの発表（2020年10月）や、世界知的所有権機関（WIPO）による「知的財産（IP）と人工知能（A

I) に関するW I P O 対話」の開催など、議論が進められています。

(2) 我が国においても、世界に先んじて知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会による「次世代知財システム検討委員会報告書」(2016年4月) や「新たな情報財検討委員会報告書」(2017年3月) など、A I 生成作品の保護等に関する検討が進められてきましたが、その後の検討がやや停滞しているように見られます。

(3) A I は人間と比べて短時間に大量の作品を生成することができるため、その利活用に関する制度・ルール作りの方向性によっては、プロフェッショナルとして活動するクリエイターの創作環境を害することとなるおそれがあります。

(4) 質の高いコンテンツを数多く世界に送り出してきた我が国としては、著作者(特にプロフェッショナルとして活動するクリエイター)の創作環境に悪影響が及ばないよう、国際的な議論をリードしていくべきです。

(5) また、世界的に活用が進み、様々な議論が始まっているブロックチェーンやN F Tについても、これらを活用した著作物の流通促進や対価還元の在り方を含め、コンテンツ市場や法制度面に与える影響について積極的に調査・研究を行っていくことが重要です。

(D 2) コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組

意見 7 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に基づく取組を着実に進めつつ、対策の実効性をより高めるためにサイトブロッキングの法制化についても検討を進めるべきです。

(1) 2021年4月に更新された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」のうち、第1段階である「リーチサイト対策」及び「ダウンロード違法化」については、2020年10月1日及び2021年1月1日にそれぞれ改正法が施行され、一定の効果も確認されています。

(2) しかしながら、海外のサーバーを利用したリーチサイトについては、運営主体の把握等が困難であるため十分な対応ができない場合があります。海賊版サイト等は海外のサーバーを利用していることも多く、法改正のみでは被害を十分に食い止められているとはいえません。

(3) そのため、第2段階として既に対策が行われている「アクセス警告方式」及び「発信者の特定の強化」については早急にその効果の検証を進め、並行して第3段階であるサイトブロッキングの法制化についても検討を進める必要があります。

(4) また、このほかの施策の中では、短期的には「広告出稿の抑制」が、長期的には「著作権教育・意識啓発」が特に重要であると考えます。

(5) 「広告出稿の抑制」について、サイトの主な収入源である広告料を遮断することの重要性は論を俟ちません。しかしながら、違法なサイト等への広告出稿においては、出稿・配信に関与している広告関連事業者の特定ができない場合、適切な対策が行えません。そのため、表示される広告と共に、配信・出稿に関与している事業者名を何らかの方法で表示する義務を新たに設けるなど、関連事業者名の特定を容易にするための対応が求められます。

(6) 「著作権教育・意識啓発」においては、単に海賊版サイト等を利用しないよう呼びかけるだけでなく、創作者に適正な対価を還元することの意義を学齢期の早い段階から周知徹底していくための取組を行うことが望まれます。

(7) 音楽の分野においては、違法な音楽アプリを利用しないようユーザーへの注意喚起などが行われていますが、このような取組は、既に違法なアプリが世の中に出回っているという状況の下で行われているため、その効果にも限界があります。この問題を根源的に解決するためには、違法アプリが配信されることを未然に防ぎ、仮に配信されてしまったとしても早急に配信が停止されるという仕組みの構築が必要です。そのた

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

めには、配信元であるアピリストアによる、アプリ配信前の事前審査の強化、アプリが違法であることが判明した場合のアプリ開発者の連絡先開示等の対応が求められます。

(F 1) 知財分野におけるソフトローの活用

意見 8 ソフトローを有効に活用するためには、行政の適切な関与が重要です。

(1) ソフトロー形成における行政の役割について、知的財産推進計画 2021 では「行政がソフトローの形成に関与し、公益の実現の観点から利害を適切に調整することも重要とされる。また、関係者がソフトローを適正に形成・維持させるインセンティブを提供することが行政の役割との指摘もある」(67 頁) と記載されていますが、各分野において様々なガイドラインが策定・運用もされている中、このような行政の役割が適切に果たされることを期待します。

(2) 例えば、著作権の分野においては、文化庁著作権課及び総務省情報通信作品振興課が策定した「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン」において、「放送同時配信等に当たっては、放送とは別に正当な対価が支払われることが権利者から望まれており、放送事業者は、あらかじめ権利者と対価の支払いに関する話し合いを丁寧に行う必要がある。」という記載がありますが、これが空文化することのないよう、政府としても状況の把握、放送事業者等への指導など積極的な関与を継続するなどの対応が望されます。

(F 5) 知財を創造する人材の育成

意見 9 官民が連携して効果的な知財教育を行い、クリエイターを尊重する文化を作っていくことが重要です。

(1) 知財教育については、当協会を含む著作権関連団体等による民間の取組も多数行われています。

(2) そうした取組は、それぞれの団体等が実務を積み重ねる中で培ってきた知見が十分に活かされており、また、現在生じている問題の解決に向けられた具体的・現実的な内容となっていることから、教育効果が高いと考えられます。

(3) しかしながら、必ずしも団体間の連携が取られているとは限らず、経済的・人的負担の限界から、その実施範囲も限定的になります。

(4) 知的財産推進計画 2021 に掲げられている各種の知財教育に係る施策を効果的に進めるには、こうした団体等が有する教育コンテンツを活用するなどして官民が連携を強め、著作権を始めとする知財をより身近なものとして捉え、クリエイターを尊重する文化が自然と育つような土壌を作ることが重要です。

(5) また、充実した知財教育を幅広く提供するためには、まずは知財に対する高い理解力を持つ教員を増やすことが欠かせません。そのためには、教員に対して知財を教えることができる「先生の先生」となる人材の派遣を著作権関連団体等に依頼するなどの連携も効果的です。

(G 3) C J 戦略再構築の考え方

意見 10 文化的「発信力」を強化するための支援は十分な予算をかけて行うべきです。

(1) 知的財産推進計画 2021 の「情報発信の強化に際しては・・・より能動的な努力が求められる。・・・国全体として利用可能なアセットを最大限活用し、より能動的かつ積極的に情報を届ける努力が必要となる。・・・海外展開を強化することで、国全体の発信力強化を図ることが重要である。」(88 頁) という点

に強く同意します。

(2) 文化の「発信力」を強化することは日本のコンテンツ産業にとって最重要事項といつても過言ではありません。

(3) 文化庁の令和4年度予算案においても「トップアーティストのグローバル展開支援」「新進芸術家グローバル人材育成事業」等の「発信力」強化のための施策が重点項目として挙げられてはいますが、「令和2年度『文化行政調査研究』諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書における各国政府の文化支出の比較によれば、日本の文化支出は他国と比べ、十分であるとはいえない。

(4) 新型コロナウイルスの影響により世界的な配信プラットフォームの利用者が増加し、外国との距離が縮まった今こそ、十分な予算をかけて発信力強化に取り組み、文化産業を国家の基幹産業とするための強固な足掛かりを作るべきです。

(5) 特に、世界的な配信プラットフォームが多くあることから他分野に比べると発信が容易な音楽・映像コンテンツの発信力強化に注力すべきです。

法人・団体名

8. 本田技研工業株式会社／知的財産・標準化統括部

意見の分野

(A1) 知財投資・活用促進メカニズムの構築

(F2) 知財紛争解決に向けたインフラ整備

意見

知的財産推進計画 2021において、企業が知財の投資・活用戦略を積極的に開示・発信し、投資家や金融機関が評価・分析できる環境を整備するためコードガバナンス・コードの改訂およびそのガイドラインの発行が計画されており、実行して頂いた点について高く評価するとともに感謝申し上げます。また、ガイドラインにおいても言及されておりましたが、今後新たな知?や取組等も取り?れ、様々な好事例をガイドラインに反映させ逐次改訂されることを期待しています。

(A1) 知財投資・活用促進メカニズムの構築

技術開発によるSDGs達成への貢献やESGへの取組みが定量的に評価するために、IPC等により特許出願を抽出できることが望ましい点については「知的財産推進計画 2021の策定に向けた意見募集」において意見を提出させて頂きました。その後グリーン・トランセラーメーション(GXTI)の作成を加速して頂き、グリーン技術に関する特許を抽出することができる環境を整備頂き感謝申し上げます。一方でSDGsは環境に関する目標(13気候変動に具体的な対策)だけでなく、他にも16の目標が掲げられております。例えば、「2飢餓をゼロ」、「3すべての人に健康と福祉を」、「12つくる責任つかう責任」「14海の豊かさを守ろう」などの目標の中には科学技術イノベーション(STI for SDGs)により貢献できる目標がいくつも存在すると認識しております。グリーン技術への取り組みに限らず、他の科学技術イノベーション(発明)への取組の結果である特許出願を抽出できるようにすることにより企業のSDGsへ取り組みが正しく評価でき、投資家等との対話の深化に繋がると考えております。環境以外の分野も含めて他のSDGsへ貢献する特許出願が見える形にすることにより日本企業の国際競争を促し、技術開発及び特許出願が更に促進されていくことを期待いたします。

(F2) 知財紛争解決に向けたインフラ整備

日本税關において商標権侵害疑義品として認定手続が開始されても、輸入者が侵害部分のラベル等を削除した場合、輸入通關が認められることがあります。しかし、そのような製品は、国内で再度ラベル等を貼り付けられて販売されるおそれがあり、結果として商標権侵害物品が国内市場に流通し、消費者の安全を害する危険性を残しております。

商標権侵害物品は、本来、商標法第36条に基づき、侵害の行為を組成した物として権利者が廃棄を請求することができるべきです。また、TRIPS協定第46条に「不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。」と規定されていることに基づき、商標権侵害物品は、税關においても輸入者にラベル等の削除の機会を与えることなくそのまま廃棄となる処分がなされるべきです。従いまして、関税法基本通達69の12-2(2)ハ(イ)～(ハ)の手

続きを読むべきと考えます。

法人・団体名
9. 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター
意見の分野
(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革
意見

<要旨>著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みづくりと強化

新型コロナウイルス感染症拡大により制限された環境の中で活動しなければならない実演家等にとって著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みは重要であり、「公衆への伝達に係る権利の見直し（特にレコード演奏・伝達に係る権利の導入）」、「私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元」、「視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し」及び「バリューギャップ問題の解消に向けた検討」に取り組むべきである。

<全文>著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みづくりと強化

新型コロナウイルス感染症拡大は、ライブ・エンタテインメント業界に甚大な影響を与えた。2020年2月、政府からの自粛要請を受け、数多くのライブやコンサート、イベントなどの中止、延期等により実演の場が奪われた。さらに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発せられる中で、新型コロナウイルス感染症の拡大予防措置を講じつつ、収容人数や客席数などの制限がある中での活動を余儀なくされてきた。この間、歌手や演奏家、俳優など実演家をはじめ、ライブ・エンタテインメント業界に携わるすべての関係者に対して、甚大な経済的損失をもたらした。政府により、様々な対策が講じられているものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の市場規模に戻るまでには、程遠い状況にある。

その一方で、デジタル・ネットワーク技術の発展により、多種多様な実演の利用は広がっている。実演の場を奪われ、制限された環境の中で活動しなければならない実演家及び権利者にとって、著作隣接権による実演の保護と公正な利用を実現する仕組みは、これまでにも増して重要なものと言える。

1. 公衆への伝達に係る権利の見直し（特にレコード演奏・伝達に係る権利の導入）

放送番組のインターネット同時配信等の権利処理円滑化に向けた令和3年著作権法改正が行われた。しかしながら、あくまで放送番組の同時配信等に限定されたものであり、放送番組の同時配信と同じく、著作隣接権に係る国際条約上、「公衆への伝達」にあたる利用態様であるウェブキャスティングやレコードの演奏・伝達については何ら検討されていない。したがって、レコードに固定された実演について「公衆への伝達」に係る権利全体を見据えて、ウェブキャスティングに係る権利処理円滑化（集中管理の促進を含む）やレコード演奏・伝達に係る権利の在り方について速やかに議論すべきである。

とりわけレコード演奏・伝達については、我が国では作詞家・作曲家など著作者には権利があるにもかかわらず、実演家及びレコード製作者には権利が与えられてないため、適正かつ公平な対価が還元されていない。ヨーロッパをはじめとした先進国だけでなく、韓国をはじめ、アジア諸国においてもレコード演奏・伝達に係る権利が導入されており、我が国は国際的な潮流から取り残されている。我が国が文化芸術立国を掲げながらも、このような状況下にあるという問題の深刻さを政府はしっかりと認識し、レコード演奏・伝達に係る権利の導入にむけたロードマップを速やかに策定すべきである。

2. 私的録音録画におけるクリエーターへの適切な対価還元

私的録音録画補償金制度見直しの問題は、2003年7月の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（知的財産推進計画）」に取り上げられて以降、毎年、知的財産推進計画に掲げられているものの、現在に至るまで結論は得られていない。

これまでの議論を踏まえ、現行の私的録音録画補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等について、速やかに政令指定を行うとともに、それ以外の機器等については、具体的な制度設計について結論を得て、必要な措置を講じるべきである。そのためにも、政府はこの問題の解決について主導的

な役割を果たし、積極的にスピード感をもって取り組むべきである。

3. 視聴覚的実演に係る経済的権利の見直し

映画は、劇場上映にはじまり、放送、パッケージ、インターネット配信など利用範囲の拡大が続いている。さらには、Netflix や Amazon などの巨大プラットフォームによる、もっぱらインターネットで公開することを目的とした映像作品も数多く登場している。

視聴覚的実演に関する国際秩序に目を向けると、2012年に成立した「視聴覚的実演に関する北京条約（北京条約）」が、2020年4月28日に発効し、締約国も40か国を超えている。北京条約は、デジタル・インターネット時代に適応するため、1961年の「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）」に定められた視聴覚的実演に関する国際秩序を新たにし、実演家人格権のほか、視聴覚的固定物に固定された実演に対して複製、譲渡、貸与、利用可能化並びに放送及び公衆への伝達に係る経済的権利を付与している。

我が国では知的財産推進計画などにおいて「コンテンツビジネスの振興」が国家戦略のひとつとして掲げられて久しいが、映画のコンテンツの創造に多大なる貢献をしている俳優などの実演家に対しては、十分な経済的権利が付与されていない。例えば、我が国著作権法では、劇場用映画がDVDとして販売され、インターネット配信されても、実演家に対して権利が認められていない。

実演家をはじめとするクリエーターへの適切な対価還元を実現する法的基盤を持たなければ、コンテンツビジネスの振興は実現できない。視聴覚的実演に関する新たな国際秩序をもたらす北京条約の発効を契機としつつ、改めて創作者保護の観点から、我が国における視聴覚的実演に係る経済的権利の見直しについて検討すべきである。

4. バリューギャップ問題の解消に向けた検討

デジタルトランスフォーメーション（DX）時代において、実演家の活動を取り巻く環境は変化しているものの、実演家がコンテンツ、ひいては文化芸術の重要な担い手であることに何ら変わりはない。したがって、実演家の権利や立場がしっかりと保護され、良質なコンテンツの創造サイクルが守られるような仕組みをつくる必要がある。

とりわけ、YouTubeのようなユーザー・アップロード型ストリーミングが音楽から得ている収益と音楽業界、すなわち権利者に還元される利益の不均衡について、いわゆる「バリューギャップ」が、国際的にも問題視されている。

ヨーロッパでは、2019年に「デジタル単一市場における著作権指令」を採択し、ユーザー・アップロード型ストリーミングサービス事業者の著作権法上の責任を明確にするとともに、著作者や実演家への適切な対価還元を確保するための措置も講じられた。この指令にあわせ、ドイツやオランダ、イタリア、スペイン、フランスなどは、既に国内法化が実施されている。

また、文化審議会著作権分科会「基本政策小委員会」による「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する検討の方針について」でも、サービス事業者とクリエーターの間の「バリューギャップ」の問題は、審議事項にも掲げ、デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエーターへの対価還元に関する実態調査や国内外における関係法令等の対応調査が行われ、引き続き審議が進められる予定である。

このような「バリューギャップ」の問題を解消する具体的な措置を講ずるべく、我が国においても、諸外国（特にEU各国）の最新動向にも注視しつつ、積極的に検討を進めるべきである。

以上

法人・団体名

10. 日本電信電話株式会社 知的財産センター	意見の分野
「知的財産推進計画 2021」重点事項	意見
【要旨】	
1. 知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスについて、今後企業が具体的に実践していく際に参考になる事例の充実化を希望する。	
2. 標準の戦略的な活用の推進について、国内企業が個別に具体的な戦略立案を行うために資する情報基盤の整備を希望する。	
3. 標準必須特許の戦略的獲得・活用について、ライセンス交渉の手引きが誠実交渉の指針との間で混乱なく使いやすいものとなることを希望する。	
4. スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化について、スタートアップ、大学、企業等の連携協議の当事者となりうる関係者の意見を広く求めるなどを希望する。	
【意見本文】	
■ 「知的財産推進計画 2021」重点事項について	
A. 競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化	
(A1) 知財投資・活用促進メカニズムの構築	
<p>知財・無形資産の投資・活用戦略については、企業自らが考え、判断しつつ実践していくべきところ、「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン Ver 1.0」では、その開示及びガバナンスの実践方法（How）そのものではなく、実践に当たって基礎となる考え方を中心に整理されており、その方向性について賛同する。</p> <p>今後、企業がガイドラインに沿って知財・無形資産の投資・活用の戦略を具体的に策定・実践し、投資家等への適切な開示を行ってメカニズムを具現化していくことが肝要であるところ、これを推進するに当たって、企業が自社の現状のビジネスモデルと強みとなる知財・無形資産の把握・分析を行い、競争優位を支える知財・無形資産の維持・強化に向けた戦略の構築を実践する際に参考しうる国内外の企業による事例等が充実化されることを希望する。</p> <p>また、知財・無形資産の投資・活用戦略の開示が求められることにより、国内企業の競争戦略に他国企業が容易にアクセスできることとならぬよう、今後のガイドラインの改訂がある場合には、引き続き慎重な検討を希望する。</p>	
B. 優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進	
(B1) 官民一丸となった重点的な標準活用推進	
<p>Beyond 5G に向けた戦略的検討が各国で進む中、日本の事業競争力を高めるための Beyond 5G 新経営戦略センター等の取組みについて、賛意を表する。</p> <p>Beyond 5G において我が国が産業競争力を高めていくためには、官民がビジョンや方向性を共有して推進することが肝要である一方、企業の戦略は個別に具体化することが好ましく、また我が国として強化すべき技術領域等を特定して公開することは、他国企業もその情報にアクセス可能となるおそれがある。</p> <p>したがって、幅広い産業間で社会課題やユースケースを議論する場の提供と国内企業が個別に具体的な戦略立案を行うために資する情報基盤が整備されることを希望する。また、情報基盤の対象とする技術分野の候補選定に当たっては、社会課題や Beyond 5G の将来ユースケース等の仮説設定に基づいたギャップ分析等</p>	

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

によるアプローチが関係各省の密な連携、協力のもとで検討されることを希望する（内閣府のSIPにて取り扱われている重要課題が仮説設定に考慮されること等）。

(B2) 標準必須特許の戦略的獲得・活用

IoT技術の浸透等により、標準必須特許を巡る異業種間の紛争が顕在化し、国内外で数多くの企業が紛争の当事者となる事例が拡大し、また、各国で新たな判例の蓄積が進んでいる中、特許庁における「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の更新に期待する。

一方、経済産業省の「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」にて標準必須特許に関する誠実交渉の指針が先行して公表されており、この指針と手引きとの間に相違があると、日本企業が他国企業との交渉を進める上で混乱が生じることが懸念される。それぞれの位置づけを明確化し、企業にとって使いやすい手引きとなることを希望する。

■ 「構想委員会」の主要検討事項（スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化）について

共同研究開発や事業連携の実現に当っては、案件個別の経緯など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を当事者が協力して探ることが肝要であり、知財の取扱い等についてもこれまでの商習慣になじみのない条件（単独出願、共同出願相手の事前同意不要のライセンス等）を原則とする方針は、却って連携協議の長期化や機会損失につながるおそれがある。

特に、大学が単独で権利を所有する場合、大学によっては、発明の権利化や特許の管理が負担となり、イノベーションの源泉となりうる知財が適正に管理されず、また、具体的な事業モデルを想定した権利取得が難しいことにより、グローバルにおける日本産業界の競争力が権利として確保されないおそれがある。

権利の持ち方等は、案件個別の目的や位置づけによりケースバイケースで判断できる仕組みとなるよう、スタートアップ、大学、企業等の連携協議の当事者となりうる関係者の意見を広く求ることにより、案件個別の目的や位置づけに基づき、これまでの商習慣を踏まえた円滑な連携協議が加速化される考え方が整理されることを希望する。

法人・団体名
11. 一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会
意見の分野
(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革
意見
昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症への継続的対応がもとめられる中、文化審議会著作権分科会において文部科学大臣の諮問「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」（2021年7月）に対し、精力的かつ多方面の議論が行われ、制度・政策の在り方について、大きな方向性や次年度の検討に向けた視座・視点・論点が整理されたことについて、御礼申し上げます。当協会は、「簡素で一元的な権利処理に関する論点への意見」（2021年10月）で申し述べましたように、当該権利処理方策の大きな方向性について賛意を表しております。今後は、制度化に向けたより具体的な検討が進むと思われますので、大きな方向性を堅持しつつ、関係者の参加による、丁寧かつ公正な議論が行われることを希望します。

また、以下に、著作権分科会におけるその他の検討項目も含め、当協会の要望事項などを示します。

・簡素で一元的な権利処理方策

「新しい権利処理の仕組み」による制度設計および制度運用にあたっては、新たな制度が広く利用されるよう、円滑かつ簡潔な手続きにご配慮いただくとともに、適切な使用料・対価が設定されるよう、価格設定のあり方についても幅広くご検討いただくことを要望します。分野横断権利情報データベース（DB）については、将来的に、フィンガープリント等の技術を用いた「より利用者にとって検索しやすいDB」や、ブロックチェーン等の技術を用いた「透明性・信頼性を担保した権利情報管理システム」などが構築されることに

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

より、権利者探索に係る利便性の向上が図られ、利用円滑化による対価還元の創出・増加、および「コンテンツ創作の好循環」の最大化が実現され、ひいては権利保護とコンテンツ利用の促進がバランスよく両立されるよう設計してくださることを望みます。

・デジタルプラットフォームにおける著作物の利用と対価還元

2021年度の文化審議会著作権分科会においては、デジタルプラットフォーム上の対価還元に関する実態調査及び国内外の関連法令等の調査が実施されましたが、前者については、音楽分野の部分的な状況把握に留まると認識しております。今後、他の分野も含め、更に調査を進めるにあたっては、ビジネスモデルやサービス形態の多様化を踏まえるとともに、ユーザーの視点を加えて頂くことを要望します。また後者については、EUのDSM著作権指令に関して報告がありましたが、ユーザー基本権（表現の自由など）に係る懸案事項について、その本質を明らかにすべく、より踏み込んだ調査が行われることを期待します。

・DX時代に対応する基盤としての著作権制度

オフライン、オンラインを自由に選択できる多様な働き方が社会に広く浸透してきている現状のワークスタイルに鑑み、オフラインでは日常的に可能であったことがオンラインでも実現できる環境の構築に向け、著作物の利用の観点での課題について、著作物の保護と利用のバランスに留意しつつも、一定の課題解決が図られることを期待します。当初オフラインでの著作物の利用等を想定していた現在の各権利制限規定について、Web3.0と言われる新たな技術の出現によりそれらを利用した新たな著作物の利用形態の浸透を見据えて必要な対処について検討が行われる方向性が示されたことについて、デジタル時代に俊敏に対応した検討が行われることを当協会としても強く期待します。

・クリエーターへの適切な対価還元

私的録音録画補償金制度については、デジタル化の進展による著作権保護技術の普及を前提としたコンテンツ視聴環境の変化、コンテンツ流通モデルの多様化を踏まえても尚、当該制度による対応の必要性妥当性があるか否か、公正で透明性のあるプロセスで検討がなされることを当協会は切望します。当該制度の見直しを行う場合には、全ての関係者の懸念が検討し尽くされ、皆が納得できる解が導き出されるべきであると考えます。

以上

法人・団体名
12. 株式会社KADOKAWA
意見の分野
(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革
意見

【要旨】

関係省庁にて検討中の拡大集中許諾制度については、必要な範囲に留められるべき。日本の国際競争力が削がれることがない制度設計と環境整備がされることを求める。特に映画産業において事業阻害要因になることを懸念する。

海賊版対策は、工程表第2段階までの対策では被害拡大の歯止めが効かなかった。第3段階の海賊版サイトへのアクセス制限について法制度整備と行動計画の明記と実行を求める。

【意見（全文）】

1. 拡大集中許諾制度について

デジタル化・ネットワーク化によるコンテンツを取り巻く環境の変化を踏まえ、良質なコンテンツが持続

的に創造され、クリエイターに適正な対価が還元されるためには、コンテンツの利活用を促進する環境が整備されることが重要であり、そのための仕組みづくりに国として取り組んでいただけることに感謝いたします。

現在、関係省庁にて拡大集中許諾制度が検討されておりますが、具体的な制度設計に際しては、その制度が真に産業発展に寄与する領域に限って導入されるようお願いします。

例えば国内映画産業においては、現行著作権法導入時にハリウッドをモデルにした権利構造が採用され、映画の製作から利用の過程における権利処理や対価還元のスキームはすでに確立されております。拡大集中許諾制度の導入により、それが壊され、権利処理コストが増大し、日本国映画産業の国際競争力が削がれてしまうことを憂慮いたします。もし仮に現行制度において報酬請求権で整理されている部分についてまで権利者の意向を尊重するようなことになれば、日本だけのローカルルールとして事業の阻害要因になる恐れがあります。

国内映画産業は海外メガプラットフォーマーの参入を背景として、劇場での興行から配信への大きな流れがある中、厳しい競争を強いられております。世界に遅れないよう、国内映画事業者が国際基準の制作環境を整えるべく企業努力をしているところ、国としてこれを後押ししていただくことを期待いたします。

2. 海賊版対策について

2019年10月に「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表（以下「総合的な対策メニュー及び工程表」といいます。）」が策定され、2021年には各取り組みの進捗を踏まえたアクセス警告方式の導入、発信者の特定強化等、より対策を強化する取り組みに更新され、これに基づき、第2段階までの各種対策が講じられてきました。しかしその間にも、海賊版サイトのアクセス数は増加の一途を辿り、2021年に海賊版サイトでタダ読みされた漫画の金額は、2020年の2200億円を大幅に上回り、1兆円を超えるとの試算（総務省 インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第6回）配布資料 資料1）がなされております。このような試算から海賊版サイトによる被害が日本のGDPおよび税収における影響も看過できない極めて深刻な状況であると言わざるを得ません。これは、アナログ時代からデジタル時代に入り海賊版の被害額が甚大になった一方、海賊版サイトの運営者の匿名化が巧妙になることによる運営者特定の長期化や国際執行のハードルの高さ、権利者による啓蒙活動によってもアクセスが減少しない近年の環境下で、既に実施されている海賊版対策だけでは十分な効果が得られないことを示していると考えられます。

「知的財産推進計画 2022」においては、総合的な対策メニュー及び工程表の第3段階であるブロッキング等、サイトアクセス数増加の抑止に直接的な効果が得られる対策を早急に講じられるよう、具体的な法制度整備と行動計画を明記し、実行いただけるようお願いいたします。運営者の特定が困難を極める環境下であっても海賊版被害の食い止めや海賊版サイトの取り締まりの実効性を高めることができる法制度整備を強く希望いたします。例えば、海賊版サイトの運営者や無許諾コンテンツの投稿者を特定せずに権利侵害の有無を司法判断し、その司法判断に基づき海賊版サイト等へのアクセスを差し止めることができる法制度が考えられます。

ベトナム発の大規模海賊版サイトの取り締まりのために政府関係機関がベトナム当局に働きかけていただいていることには大変感謝しております。一方、これまでの大規模海賊版サイトの変遷を見るに、政府関係機関の努力によりベトナムへの対応が進んだとしても、また別の国で大規模海賊版サイトの問題が発生することが容易に想像されます。海外にある海賊版サイトに対する抜本的な対策は、サイトへのアクセスを止めることしかないと考えます。

2002年に小泉内閣において「知的財産立国宣言」がなされ、それから20年が経過しましたが、知的財産推進計画 2021 では、世界知的所有権機関(WIPO)が毎年公表している「グローバルイノベーション指数(GII)」において世界での日本の水準は2007年には4位に位置していたものの、2020年には中国にも追い抜かれ、その地位を後退させていると明記しております。2021年のGIIにおいても韓国がTOP5に入る一方で日本は13位にとどまり、シンガポール、中国の後塵を拝している状態です。海賊版サイトへのアクセス制限の観点においても、ヨーロッパ諸国にとどまらず、オーストラリアやシンガポールをはじめ TPP 加盟国の過半以上がブロッキングの制度を導入し、海賊版サイトへの強い制限をしております。

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

ゲームやアニメだけでなく、コミックスをはじめとする日本の出版コンテンツが世界から評価され国際ビジネスになってきていることは、知的財産立国宣言以降の日本国政府の長年のご支援の賜物であると考えております。しかし今、ようやく出てきた芽が、海賊版サイトによって摘まれてしまう危機にさらされております。このままでは日本のコンテンツは国際競争に敗れてしまうのではないかと危惧しております。どうか手遅れになる前に、日本のコンテンツ産業の持続的な発展と国際競争力のなお一層の強化のために、コンテンツ保護強化に向けて思い切った政策を実行していただくことを切に望みます。日本が海外市場を取り込んだ法制度整備、海外の優良なコンテンツの利活用を進めるためには、日本における知的財産権の権利保護レベルを向上させ、海外から見た日本の市場がコンテンツ創出、利活用において魅力的なものになることは不可欠だと思料いたします。

IT技術が飛躍的に進化している中でそれに対応した制度を作っていくことは、大変なことではありますが、国として決して放棄してはならないと考えます。私たち事業者も高いモラルと使命感を持って引き続きクリエイターの権利保護に取り組んでまいります。

法人・団体名
13. 日本行政書士会連合会
意見の分野
「知的財産推進計画 2021」重点事項
意見
該当する区分 : A 競争力 の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化
(A2) 値値デザイン経営の普及と実践の促進
意見 : 2021 では行政書士を価値デザイン経営の普及の担い手として明記していただいたが、先般来、行政書士は知的資産経営の視点から中小事業者の経営をサポートしており、経営デザインシートの活用を含め、価値デザイン社会の実現に向けて積極的な活動をしている。引き続き経済産業省、中小企業庁、内閣府におかれでは、地域金融機関との連携を深め、国民にとって身近な存在である行政書士を活用していただきたい。
該当する区分 : D デジタル時代に適合したコンテンツ戦略
(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革
意見 : 著作権管理団体の著作物データベース構築促進のために文化庁は予算措置を講じるべきである。また、各データベースを横串するためのデータモデルや共通 API など具体的な仕様を早急に示すべきである。
該当する区分 : D デジタル時代に適合したコンテンツ戦略
(D2) コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組
意見 : e-スポーツの発展にはガバナンスを含めルール作りといった「フェア」の価値観の醸成が必要である。経済産業省、文部科学省におかれでは日本の公平さの国際化と普及啓発が求められる。行政書士は風営法関連事業を始めゲームコンテンツの保護、著作権教育、法教育にも関与しており、ルールメイキングに積極的に活用すべきである。
該当する区分 : E スタートアップ・中小企業/農業分野の知財活用強化
(E3) 農林水産業分野における知財活用環境の強化

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

意見：行政書士は、農地利用並びに林地開発行為等において、全国の第1次産業事業者に深く寄り添い行政手続を支援している士業である。農林水産分野での知財の権利化、また、その保護、活用のみならず、より広い取り組みとなる農地所有適格法人（農業生産法人）の設立、六次産業化の支援人材として行政書士を活用するべきである。

該当する区分：F 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

(F5) 知財を創造する人材の育成

意見：著作権の考え方を含めた知財創造教育について、国民によりいつそう知つてもらうため、文部科学省と緊密に意見交換していただき、学習指導要領及び学習指導要領解説の中に明確に記述していただくことが必要と考える。

該当する区分：F 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

(F5) 知財を創造する人材の育成

意見：改正著作権法（授業目的公衆送信補償金制度）の周知等のために著作権教育に取り組んでいる行政書士を積極的に活用するべきである。

法人・団体名
14. ソフトバンク株式会社
意見の分野
「知的財産推進計画 2021」重点事項
意見
<主な要旨>
<ul style="list-style-type: none">標準必須特許の活用促進が企業活動の阻害要因にならないような配慮を希望する。営業秘密等のデータ保護制度の更なる実効性の確保を図ることを希望する。プラットフォーム上でのデータの保護と利用のバランスに配慮した制度設計を希望する現実・仮想空間上のコンテンツ保護や新技術を用いた管理手法の更なる検討を希望する。・大学と企業との共同研究成果の利用促進については近視眼的な議論に終始することなく慎重な検討を希望する。AIサービスが権利侵害を行った場合の法的責任につき慎重な議論を希望する。使用目的を仮装して輸入される模倣品を引き続き厳正に取り締まることを希望する。
<内容>
B. 優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進
(B1) 官民一丸となった重点的な標準活用推進
我が国として、重点分野を設定の上、標準化活動を推進する点については賛成する。

一方、諸外国においては、我が国と比して幅広く重点分野を設定しており、優位な市場形成力の発揮により我が国が遅れを取ることが懸念される。重点分野の選定においては、国際的な動向を十分に把握し、技術及びビジネスの底上げを後押しする観点から、広く多角的な視点での選定を求める。

特に、MaaS 分野においては、中国を含むアジア諸国における技術及びビジネスの発展が目覚ましく、諸外国が重点分野に指定していることから更なる進展が予想される。本分野における標準化活動に遅れを取る結果、我が国における MaaS ビジネスの発展の阻害や海外企業の影響力の増大が懸念されるため、適宜の重点分野の選定の見直しや追加を希望する。

また、国際協力戦略の明確化、標準化活動に対する注意喚起、経営戦略としての標準化活動等に対する啓発活動を推進し、官民の意識改革を行っていく方針については賛成する。

これらの実行プロセスにおいて、国際競争戦略の明確化を図り、国際標準化戦略について経営層のコミットメントを確認する点については、通常の事業推進プロセスに当然に組み込まれているものであり、その重要性に対する議論の余地はない。この前提のもと、国際標準化戦略の推進強化にあたっては、経営層のコミットメントをより実効性のあるものにならしめるためにも、標準化活動が我が国全体の国際競争戦略力に直結し、経営課題の柱に据える必要がある点を、政府から経営層に対し多方面においてインプットすることで、企業経営者の意識改革を行う活動も有効であると考える。

また、標準化活動においては特にスピードが重要であるところ、省庁横断的かつ官民一丸の政府関連施策の推進において、審査・採択・プロセス・成果の各段階それぞれで要求される確認・報告・審査等が標準化活動全体に対する足かせとなり、活動のスピードやモチベーションの低下につながらないよう、知財事務局等が舵を取り、効率的な運用が行われることを期待する。

加えて、大学で創出される知財の積極的活用が検討されているところ、大学が注力する技術分野と標準化活動の重点分野との足並みが揃うことは、大学の技術力が戦略的な標準化活動に活かされることに繋がり、ひいては我が国の標準化技術の底上げ及び牽引が期待できる。標準化戦略の立案にあたり、官民だけではなく大学も一体となり、大学の成果を有効に活用できる産官学連携関係を目指すことは、我が国の科学技術・イノベーション施策の推進に大きく寄与するのみならず、“産官学三方良し” の結果が創出されるものと考える。

(B2) 標準必須特許の戦略的獲得・活用

経済産業省の「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」において策定を目指す誠実交渉のルール（誠実交渉指針）の性質は、立法措置に依らない指針を前提として議論が進んでいる。

他方、「SEP」という強力な権利を束として行使するライセンサーの圧倒的有利な立場には変わりはなく、加えて消尽論の見直しや最終製品に対するライセンスに関する議論も並行して活発化するなど、プロパテントの動きが加速している。加えて、昨今の SEP ライセンスが与える国際的なインパクトの大きさや、多くのライセンス交渉が国内当事者のみで行われることなく、海外のライセンサー・ライセンシー・団体を通じて行われている現況を鑑みると、仮に「誠実交渉」を行ったとしても、実施者の立場が圧倒的に弱いことは変わりなく、逆に、権利者の「外形的誠実交渉」が、実施者にライセンスを強いる結果になりかねないと危惧する。

標準必須特許の活用が経済活動の阻害要因になってはならず、標準必須特許においては、公平な交渉、透明性のあるライセンスが行われることがより重要である。各国において、立法措置を含めた政策が検討されている点を踏まえても、我が国において、より実効力のある政策の検討が必要であり、SEP 権利者の支配的地位の濫用を抑止する観点からの政策検討も強く希望する。

加えて、政策的観点から他国において、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する場合、当事者に対して、その外国訴訟の開始や継続、判決の執行を禁止する禁訴令（Anti-suit Injunction）が出されることが散見される。この命令に違反すると多額の過料等の罰則が科せられ、日本企業がグローバルでビジネスや知財戦略（訴訟戦略含む）を行っていく上で弊害となるだけでなく、他国の裁判所が憲法上保障される

裁判を受ける権利を制約することにも繋がりかねない。日本政府としても積極的かつ主体的に WTO 等への紛争解決手続を行って頂くことを希望する。

C. 21世紀の最重要知財となったデータの活用促進に向けた環境整備

(1) デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関するもの

データ保護制度の更なる実効性の確保を図ることを希望する。

企業競争力の源泉である営業秘密等（技術上及び営業上のデータ）が意図せず企業外へ、更には国外へ流出することは、一企業の問題に留まらず我が国の産業競争力を毀損する恐れがある。不正競争防止法は、技術・ブランドのみならずデータを含む「情報財」を守備範囲としており、新たな社会情勢やビジネスに適合した知的財産を適切に保護するとの要請の中で、その担う役割は益々大きくなっている。これらの点を鑑み、今般、「秘密情報の保護ハンドブック」及び「限定提供データに関する指針」の改訂、そして「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告（案）」の検討がなされたことを歓迎する。

一方、新型コロナ危機を契機として DX が加速化し、在宅勤務や転職・副業機会の増加など社員の働き方も大きく変化している。リモート化・デジタル化が一般化するにつれ、営業秘密の持ち出しという負の影響が今まで以上に顕在化しつつある。また、技術上の秘密のみならず、顧客・人流・車流・位置データその他の非技術データの商業的価値性の急速な高まりに加え、技術情報とそれ以外の区別の困難性も相まって、情報価値の化体の仕方も多様化している。

そのため「技術上の秘密」や「使用行為」等に限定された「証拠収集」「損害賠償額算定」に起因する弊害除去につき、引き続き検討いただくことを希望する。

他方、転職者等が企業に持ち込む情報は「取引上取得した情報」でないため、営業秘密該当性が後に判明した場合、権利者から使用許可を得ることは容易なことではない。その結果、情報コンタミネーションが生じているシステム全体を停止せざるをえない状況の発生も想像に難くなく、その影響の大きさは計り知れない。「転職者受入企業への委縮効果」等が生じないよう何等かの救済措置が取られるなど、データの保護と利活用双方のバランスの取れた課題解決に向けた検討を希望する。

(2) プラットフォームにおけるデータ取扱いの制度設計に関するもの

各ステークホルダの利益や懸念をバランスよく考慮した議論を希望する。

デジタル庁により発行された「プラットフォームにおけるデータ取り扱いルールの実装ガイドンス ver1.0」は、データ流通を促進し、阻害要因を払拭するためのルール実装において検討すべき事項がまとめられており、プラットフォームにおいてデータ取扱いルールを実装する際にも参考となるものとなっている。このようなガイドンスに代表されるソフトローの整備により、各プラットフォームによる個別の事情に応じたルールの実装を支援するという方針に賛成する。今後も、デジタル庁と関係省庁の連携を強化しつつ、最新の技術動向や各国法制度の変化等に応じて、重点取組分野の推進はもちろんのこと、準公共分野（モビリティ、契約等）の継続的な検討・修正がなされることを希望する。

一方、データには外部提供可能なデータだけでなく、外部提供を望まないデータ（提供先を限定したいデータを含む）が存在する。加えて、データが意図せず漏洩・不正利用されたとしてもその事実を特定することは困難である。そのため、データ保有者のデータ許諾に関する自由意思や適切な利益還元、データコントローラビリティ・ガバナンスが阻害されないよう、制度設計に配慮いただくとともに、スマートコントラクト等ブロックチェーン技術等を活用した基盤作りの検討も併せて希望する。加えて、海外の法制度の動向もとらえつつ、国内企業が円滑に海外での事業展開を進められるよう、グローバルなデータ流通のための海外

との接続性、データの越境移転等についても議論を深めていただきたい。

特に、欧州では、プラットフォーマーによるデータ提供義務や、データの越境移転の制限を定めたデータ法案が公表され、データに関する規範策定の動きが進んでいる。個人データ保護に関する一般データ保護規則（GDPR）が世界的な標準となりつつあるように、データ関連法制においても、欧州のルールが実質的なグローバルスタンダードとなる可能性がある。しかしながら、欧州によるルールを標準として我が国にそのまま適用することは、我が国の産業構造やエレメントが考慮されないことにほかならず、その結果、我が国におけるビジネスを阻害することにもなりかねない。したがって、欧州をはじめとする海外の動きを注視しつつも、我が国の特性を踏まえて、国益を守り国際競争力を高めるような政策の在り方を検討いただくことを希望する。また、検討にあたっては、過度な負担・制限による競争力低下やイノベーションの阻害が起きないよう、引き続き各ステークホルダの意見を広くとらえた上で、データの保護と利用のバランスに配慮いただくことを希望する。

D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略

(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革に関するもの

現実空間と、デジタルツイン・XR・メタバースのような仮想空間との間で、コンテンツの相互利用が加速していくことが想定される。

このような状況のもと、保護したいコンテンツが著作権法又は意匠法いずれかの保護対象か（あるいはいずれも対象外か）予測が困難な場面があり、その結果、取得した権利を有効に活用できないケースや、後から意匠権を取得しようとしても新規性要件等を満たさず権利化を断念せざるを得ないケースが発生することが想定される。

これを踏まえ、商業的価値の高いコンテンツについて著作権法を始め意匠法、商標法、不正競争防止法の知財ミックス戦略でいかに漏れなく保護していくか、加えてデジタルイノベーション促進が阻害されないよう利用者と権利者の利害のバランスを配慮した権利制限に関する法整備・解釈をいかに行っていくかにつき、関係当事者の実態調査に基づく多角的な観点から検討が行われることを希望する。

(D2) コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組

デジタルコンテンツの管理手法の一つとしてブロックチェーン上で発行されるNFT(Non-Fungible Token)を活用することで、データの不正な改ざんや複製を防止し、デジタルコンテンツの横断的活用や新たなトレーディング市場を創出することが期待される。一方で、著作権者に許諾を得ていないコンテンツ流通への使用や、プラットフォーム間取引に関する法的な取扱いが明確とは言えず、また、コンテンツ管理をプラットフォームに依存せざるを得ない結果、利用者に予期せぬ不利益が生じる恐れがあるなど、NFTに関する法的課題も数多く指摘されているところである。だれもが安心して使用することができる非中央集権型ネットワークの実現を目指すために、権利者、利用者及びサービス提供者のそれぞれの視点に立った法制度の在り方の検討を希望する。

F. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

(F4) 産学連携における知財活用の促進に関するもの

大学と企業との共同研究成果の利用促進（権利帰属・ライセンスの考え方）については慎重な検討を希望する。

共同研究成果を一層広く活用することで我が国の国際競争力強化に繋げることは大いに賛成する。

一方、共同研究成果をどのように扱うか（単願にするか、ライセンス許諾を行うか等）は各共同研究案件によってその条件が異なるものであり、一律に制度化するのは適切ではなく、共同開発契約や共同出願契約等の個別契約で定めることが適当である。この点、実務上、現行法下において特段大きな問題は生じていない。

また、共同研究を行うにあたり、企業も技術面及び費用面について大きな負担をしており、国立大学等の研究開発が公的資金で賄われている点のみに焦点を当てて、その成果物に関する企業側のコントロールを排除することは合理性に乏しいと考える。

加えて、大学と企業との共同研究の対象の多くは基礎研究に関するものであり、その事業化には一定程度の時間が掛かることは不自然なことではなく、企業側もコストをかけた以上、共同研究結果の事業化に尽力しており、仮に成果物である知的財産権が死蔵化したとしてもそれは結果論にすぎず、死蔵化することを前提に議論が進むことは避けるべきと考える。

そのため、大学・TLO 等のみならず共同研究の当事者である企業側の意見についても広く収集・検討した上で、一律の制度化ではなく、ガイドライン等を整備することによる共同研究成果物の利用円滑化施策を進めることを希望する。

G. クールジャパン戦略の再構築

(G3) CJ 戦略再構築の考え方に関するもの

使用目的を仮装して輸入される模倣品を引き続き厳正に取り締まることを希望する。

新型コロナウィルス感染症蔓延及びそれに続くニュー・ノーマルへの移行に伴い、越境電子商取引が活性化した結果、模倣品の流入増加が懸念されているところ、模倣品水際対応を強化し、正規版消費を促すことは、クリエーション・エコシステム構築のための必須要素である。この点、令和3年法改正により、海外事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合に、日本国内に到達する時点以降を捉えて新たに商標権侵害や意匠権侵害を問うことが可能になったことを歓迎する。

一方、著作権においても「国内において頒布する目的をもって」「輸入する行為」が著作権侵害とみなされると規定されており（113条第1項1号）、同類の問題が内在しているため、商標法等と同様に、個人輸入に対する著作権侵害行為の位置づけについて、改めての検討を希望する。

H. その他

・AI サービス提供者の法的責任に関するもの

AI サービスが権利侵害を行った場合の法的責任につき、利用者・サービス提供者・権利者それぞれの利益に配慮した慎重な議論を希望する。

AI サービスによる権利侵害については、AI サービスが自律的に提供する AI 生成物（アイデア・デザイン・ブランド・著作物）が第三者の権利を侵害する場合のみならず、すでに存在する侵害品や模倣品等を、(1)AI サービスが利用者にリコменドし意図しない製品を購入してしまう、(2)模倣品等の検索結果をサムネイル表示することで著作権者の利益を不当に害してしまうケース等が考えられる。

これらは、AI サービスの根幹となる AI の処理ロジック自体がブラックボックス化されており、サービス提供者もその AI サービスから生まれるすべてのアウトプットをコントロールすることが困難な点に起因しているところ、その法的責任主体や侵害要件（従来の非 AI サービスとの差異点）につき、産業政策及び文化

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

政策の観点を踏まえながら、議論を深めていただくことを希望する。

以上

法人・団体名
15. 一般社団法人日本映像ソフト協会
意見の分野
D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略
意見
「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見 《全文》 1. 「模倣品・海賊版対策の強化」について 今日のオンライン上における著作権侵害は、海外のP2Pネットワーク、オンラインストレージ及びサーバーを悪用するなど国境を越えたボーダレス環境で行われています。また、これら侵害行為を助長する秘匿性、匿名性を売りにしたサービスもビジネスとして広く普及しています。 オンラインの世界では、当然のとおり国境ではなく、翻訳ソフトの発達などによりいまや言語といった「壁」も無くなりつつあります。国境を越えた著作権の侵害は、今日のデジタル・ネットワーク環境の進展とスマートフォンなどの高機能端末の世界的普及に伴い、個人レベルで拡散し蔓延しています。権利者等にとって、その対策は困難を極めています。 さらに、次世代通信規格「5G」が本格的に商用化され、その実効速度、大容量、多数同時接続、超低遅延などが実現されようとしています。5G時代におけるオンライン上の著作権侵害が世界のコンテンツホルダーにとって、脅威であり国際的な大問題となるのは言うまでもありません。 このような状況のなか権利者は、権利行使の強化は勿論のこと、官民による国際連携・国際執行の強化をはじめ、周辺対策として、セキュリティソフト会社との連携による海賊版サイトのフィルタリング、検索サービス会社との連携による検索結果表示の停止要請、広告会社等との連携による広告出稿の抑止要請及び金融機関・カード会社との連携による海賊版サイトの口座凍結などは当然のこととして継続し実施して参ります。 しかし、これら対策には、時間と人的労力そして多くの費用を必要とします。一権利者一団体レベルでは限界を感じています。 わが国として、クールジャパン戦略を推進するなか、コンテンツの海外展開の促進支援とともに、是非ともその一方の「守り部分」として国境を越えて益々と複雑化し潜在化する著作権侵害の対策について、強化するとともに継続かつ恒久的な支援をいただきますようお願い申し上げます。 《要旨》 コンテンツの海外展開の促進と国境を越えた著作権侵害対策への強化及び支援を要望する。

法人・団体名
16. 株式会社 NTT ドコモ 知的財産部
意見の分野
(B2) 標準必須特許の戦略的獲得・活用
意見
<要旨>

SEP を巡る課題に対するるべき方向性

1. 権利者・実施者双方にバランスの取れた法制度等であること
2. 諸外国と調和のとれた法制度や指針であるべき
3. 開かれた議論により検討された施策等を広く浸透させること

<本文>

1. 権利者・実施者双方にバランスの取れた法制度等であること

社会が持続的に発展するためには、その発展の基礎となる技術が継続的に開発されること、および当該技術を利用したい者が円滑に利用できることが必要である。特に、社会基盤に活用される標準化技術については、イノベーションを推進する企業及びその成果を利用する企業双方が共存共栄出来るエコシステムを形成する意義が高いと考える。従い、SEP 権利者には、継続的な技術開発投資のための適時・適切なインセンティブを、また SEP の実施（実装）者には、標準化技術を利用することにより得られる付加価値に応じた合理的な対価で、標準化技術をシームレスに実装できるバランスの取れた制度設計が必要不可欠である。

現時点での日本の SEP シェアが極めて低いのは事実であり、SEP 権利者に過度に優位な施策の展開は、日本企業の大多数を占める SEP 実施（実装）者の不利益となりうる。だが、日本においても、「Beyond 5G 推進戦略」という国を挙げた標準化技術戦略の下、SEP 権利者となる企業の増加や SEP シェア改善に向けて積極的に取り組んでおり、SEP 実施（実装）者に過度に優位な施策の展開は、これを阻害しうる。従い、中長期的な視点をもって、SEP 権利者と SEP 実施（実装）者の双方にとってバランスの取れた法制度等の整備が国益に繋がるものと思慮する。

2. 諸外国と調和のとれた法制度や指針であるべき

グローバル化・複雑化する現代において、SEP 権利者も SEP 実施者もグローバルにビジネスを展開することが基本となっているため、SEP を巡る課題は必ずしも一国内で閉じて解決できるものではない。

これに対し、各国の政府機関は各自で課題解決のための議論を進めており、各国から様々なガイドライン等の指針が公表され、または公表予定である。

これらのガイドライン等の示す内容（何らかの判断基準等）に相違が生じ、どの情報に依拠すればよいのか混乱を生じさせる原因となりうることを真に憂慮する。例えば、ライセンス交渉において、ある国のガイドラインに従って交渉した結果、別の国において訴訟に発展して不利な状況に追い込まれるような事態は、望むべく結果ではないと考える。

従い、ガイドライン等の策定にあたっては、国際的に調和がとれた内容となることを意識しつつ、日本があるべき姿についての規範を各国に示していくこと、諸外国との協力関係の下、SEP を巡る課題解決の議論をリードしていくことが重要であると考える。

3. 開かれた議論により検討された施策等を広く浸透させること

標準化技術は前述した通り、社会基盤形成のために必要不可欠な技術であり、特に IoT 時代を迎える通信に関する標準化技術については、関与するプレーヤーの数が増加、活用の形態も多様化している。

SEP に関する法制度等の在り方については、これら標準化技術に関わるプレーヤーの事業活動を左右するものとなる可能性があるため、相反する立場から様々な主張が展開されている。これらは、一朝一夕に合意に至るものではないものの、施策を策定するにあたっては、様々な立場からの意見を広く取り入れ、開かれた場における透明な検討プロセスを担保することが肝要であると考える。

策定された施策等は、広く浸透させ活用されるべきものであるため、その策定に至ったプロセス（経緯、検討事項、寄せられた意見など）が開かれた議論の場でなされたものであることは、ユーザーから一定の理

解を得る上で重要な観点であると思慮する。

4. おわりに

弊社は通信事業者の立場であるとともに、SEPの権利者でもある。また、SEPを巡る紛争や標準化活動も多いの知見を有することから、今後の議論にあたっては、積極的に貢献させていただきたいと考えている。

法人・団体名	
17. 日本製薬工業協会 知的財産委員会	
意見の分野	
A. 競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化	
意見	
《要旨》	《要旨》
わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、データ・人工知能（AI）等の利活用を促進することによって、新たな研究開発モデルにチャレンジし、それを事業的な成功に結びつけていくこと、特にバイオ分野の产学連携を促進して行くことが必要です。	わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、データ・人工知能（AI）等の利活用を促進することによって、新たな研究開発モデルにチャレンジし、それを事業的な成功に結びつけていくこと、特にバイオ分野の产学連携を促進して行くことが必要です。
掲題「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集につき、下記の通り要望します。	掲題「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集につき、下記の通り要望します。
1. ヘルスケア産業力強化のためのデータの活用促進に向けた環境整備	1. ヘルスケア産業力強化のためのデータの活用促進に向けた環境整備
2. 「AI・データ 契約ガイドライン」の見直し	(知財推進計画 2021 の) 工程表【重点項目 25】に関して、日本政府は積極的にデータ利活用の環境整備に向けた取組みを継続していますが、ヘルスケアの産業力強化のためには、産業界のニーズを踏まえたより一層の迅速かつ活用目的に沿った基盤構築の促進を要望します。
3. データ・人工知能（AI）の利活用促進のための知財制度上の在り方についてのさらなる議論	(知財推進計画 2021 の) 工程表【重点項目 25】に関して、日本政府は積極的にデータ利活用の環境整備に向けた取組みを継続していますが、ヘルスケアの産業力強化のためには、産業界のニーズを踏まえたより一層の迅速かつ活用目的に沿った基盤構築の促進を要望します。
4. バイオ分野の特性を踏まえた产学連携における知財の取扱い	「包括的データ戦略」においても指摘されておりますように、米国や英国等と比較して日本はデジタル化への対応が遅れています。また、AMED が有する研究開発データを中心としたデータ利活用のプラットフォームの構築が現在進められていますが、ヘルスケアに関しては、創薬の研究開発目的や市販後の安全性・有効性の研究目的など活用目的により利用するデータが異なります。これらヘルスケアの活動全般におけるデータ利用を俯瞰し、実際の活用目的に合致した基盤構築・法制度整備となるよう産業界の意見を踏まえ、データ活用を促進する環境の整備を期待します。
5. データ保護制度の法制化	「包括的データ戦略」においても指摘されておりますように、米国や英国等と比較して日本はデジタル化への対応が遅れています。また、AMED が有する研究開発データを中心としたデータ利活用のプラットフォームの構築が現在進められていますが、ヘルスケアに関しては、創薬の研究開発目的や市販後の安全性・有効性の研究目的など活用目的により利用するデータが異なります。これらヘルスケアの活動全般におけるデータ利用を俯瞰し、実際の活用目的に合致した基盤構築・法制度整備となるよう産業界の意見を踏まえ、データ活用を促進する環境の整備を期待します。
6. 生物多様性条約に関する対応	2023 年の次世代医療基盤法の見直しにあたりましても、データの所在・内容・利用方法を明らかにすることなど産業界のニーズを捉えなおした制度の再検討を要望します。
	データの活用促進に向けた環境整備については、電子カルテを統一化し利用対象となるデータの信頼性を高めること、ブロックチェーン・連合学習・秘密計算・差分プライバシーなどの先端技術を利用したデータの利用と保護の促進を要望します。
2. 「AI・データ 契約ガイドライン」の見直し	2. 「AI・データ 契約ガイドライン」の見直し
(知財推進計画 2021 の) 工程表【重点項目 37】に関して、医療分野における AI やデータの利活用を促進するため、AI・データ契約ガイドラインの見直しを要望します。	(知財推進計画 2021 の) 工程表【重点項目 37】に関して、医療分野における AI やデータの利活用を促進するため、AI・データ契約ガイドラインの見直しを要望します。
医療分野においても AI やデータを活用した研究開発やビジネスが急速に進んでおり、画期的な新薬や医療サービスを世界中の患者さんに迅速に届けることが期待されています。このような中、AI 技術を開発するベンダーとそれを活用するユーザーとの契約は、ベンダーによる AI 技術開発のインセンティブ向上とユーザーによる AI・データの利活用促進のバランスを保つ上でも大変重要な役割を果たします。	医療分野においても AI やデータを活用した研究開発やビジネスが急速に進んでおり、画期的な新薬や医療サービスを世界中の患者さんに迅速に届けることが期待されています。このような中、AI 技術を開発するベンダーとそれを活用するユーザーとの契約は、ベンダーによる AI 技術開発のインセンティブ向上とユーザーによる AI・データの利活用促進のバランスを保つ上でも大変重要な役割を果たします。
例えば、AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版（令和元年 12 月経済産業省、 https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-1.pdf ）およびその改訂版（ https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai_kyoudou_chikujo_uari.pdf および	例えば、AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版（令和元年 12 月経済産業省、 https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-1.pdf ）およびその改訂版（ https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai_kyoudou_chikujo_uari.pdf および

https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai_riyou_chikujouari.pdf には、ベンダーとユーザー間における権利帰属の設定や損害に対する責任の分配、成果物等の使用等に関する責任や知的財産権侵害の責任等について記載されています。特に改訂版の共同研究開発契約書（AI）第21条において、スタートアップが事業会社に対して追う損賠償については、スタートアップに故意・重過失がない限り、委託料を上限とする旨の上限規定を設けられ、利用契約書（AI）第12条において、事業会社による本サービスの利用に関する非保証を定めた規定が設けられています。

一般的に、AI技術に関する第三者特許等の存在をユーザーが完全に把握することは極めて困難です。またベンダーがスタートアップでない場合、またはベンダーがスタートアップであってもユーザーの活動に大きな影響を与える強い特許を持つ場合も想定されます。そのような場合に、当該AI技術を活用するユーザーが第三者特許による損害賠償請求に対してすべての責任を負うことになれば、ユーザーによるAIやデータの利活用のモチベーションは著しく阻害され、患者さんに優れた医薬品を提供する機会の減少にもつながることが懸念されます。さらに、ユーザーがスタートアップである場合も想定されますので、スタートアップと企業との協業を促進するためにも、ユーザーに対する責任を軽減する必要があります。

従い、医療分野におけるAIやデータの利活用を促進するために、さらにAI・データ契約ガイドラインの見直しを要望します。

3. データ・AIの利活用促進のための知財制度上の在り方についてのさらなる議論

（知財推進計画 2021 の）工程表【重点項目 25】に関して、わが国における製薬企業の創薬イノベーションと国際競争力の強化のためには、AIやデータ等の利活用を促進することによって、新たな研究開発モデルにチャレンジし、それを事業的な成功に結びつけていくことが必要です。そこで、AIやデータの利活用促進のための知財制度上の在り方についてさらなる議論を要望します。

医療分野においてもデータやAIを活用した研究開発が急速に進んでおり、画期的な新薬を世界中の患者さんに迅速に届けることが期待されています。そのためには、データやAIの適切な保護とそれらの利活用の促進のバランスを保つことができる知財制度が必要になってきます。

そうした中、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会「新たな情報財検討委員会報告書」（平成 29 年 3 月）においては、AI生成物の知財制度上の在り方は継続検討事項とされました。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf

また、産業構造審議会知的財産分科会 第38回特許制度小委員会（令和2年5月13日、特許庁）では、特許権の実効的な保護のための関連データの取り扱いについて、(1)「データを生成する方法の発明」の実効的な保護を図るため、特許法2条3項3号の「物を生産する方法の発明」に「データを生成する方法の発明」も含めることにより、生成されたデータの提供等も侵害と位置づけることが考えられないか？(2)「データを用いることで完成する発明」の実効的な保護を図るため、特許法101条1,2,4,5号の「その物の生産（その方法の使用）に用いる物」に「その物の生産（その方法の使用）に用いるデータ」も加えることにより、特許発明の実施を完成させるために用いられるデータの提供等も侵害と位置づけることが考えられないか？という方向性について検討されていました。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/38-shiryou/03.pdf

しかし、日本におけるAI技術のさらなる発展を図るために、データやAIの知財保護を強化することに一定の根拠を見出せるものの、AI関連特許の効力がAIを利用して生成されたデータにまで及ぶことや、第三者のAI特許の侵害に対してユーザーが多くの責任を負うことになれば、データやAIを利用するユーザーの研究開発活動が著しく制限され、AI技術の継続的な発展を阻害する要因となります。

従い、今後の国際ハーモナイゼーションへ向けた議論を我が国がリードするためにも、日本において、産業政策の観点を踏まえ、AI技術に対する知的財産保護（発明者適格性、特許要件等）や権利侵害（侵害成立要件や法的責任主体等）に関する諸問題についての議論継続を要望します。

4. バイオ分野の特性を踏まえた产学連携における知財の取扱い

（知財推進計画 2021 の）工程表【重点項目 97】に関して、再生医療や細胞治療等のニューモダリティを含めたバイオ分野では、当該関連技術を有する大学やベンチャーと医薬品メーカーとの大規模な共同研究が益々増加しています。そうした中、共同研究成果の早期公表を希望する大学と、適切なタイミングでの成果の公表を希望する医薬品メーカーとの間では、必ずしも利害が一致しません。今後もバイオ分野における产学連携を継続的に発展させるためには、大学と企業がお互いのニーズを理解し、win-winの関係を築くことができる、適切なタイミングでの研究成果の開示条件が必要です。さらには、大学における知財リテラシー向上のための広い知財教育や、ひな型に捕らわれない柔軟な成果配分や対価設定に向けた契約交渉力も必要

になってきます。

従い、バイオ分野の研究開発及び知的財産の特殊性を十分に理解し、产学双方が個別案件ごとの背景、状況、互いの役割（研究投資を含む）、貢献（経済財的負担を含む）、引き受けるべきリスクの程度などを十分考慮した上で、将来にわたる提携条件、実施およびライセンス条件、経済条件を含めた知財の取り扱いについて、公平の観点から検討する場の設定を要望します。

5. データ保護制度の法制化

データ保護制度は特許と並ぶ医薬品開発の根幹に関わる基本的制度であり、TRIPS協定、日英包括的経済連携協定や日EU経済連携協定においても保護することが定められ、欧米においては法制化されています。日本における医薬品開発に対するインセンティブを安定して高める観点から、データ保護制度の法制化を検討し必要な措置を講じることを要望します。

データ保護制度とは、先発品会社が得た知的財産である臨床試験データを一定期間保護する制度です。データ保護制度の下では、医薬品の開発に相当の時間がかかる中、特許期間が短いあるいは特許が存在しない場合でも、先発品の承認後一定期間後発品は承認されないため（後発品は先発品の臨床試験データを利用できない）、先発品会社は医薬品開発に投資した費用を回収するための一定期間を確保することができない事態を危惧することなく、新たな医薬品を開発し、患者さんに届けることができます。

医薬品の開発は、10年以上の期間と数百億～数千億円規模の投資が必要な上に、成功確率が低い極めてリスクの高いビジネスです。その成功確率は年々低下しており、20年前1/1.3万候補品であったものが現在では1/2.3万候補品になっています。このようなリスクの高い医薬品開発を継続して行うためには、投資した費用を回収することが必須であり、特許が存在しない場合であっても投資費用を一定期間回収できることを保証するデータ保護制度は極めて重要な制度です。

TRIPS協定、日英包括的経済連携協定や日EU経済連携協定において、臨床試験データを保護することが定められており（TRIPS協定 第39条；日英包括的経済連携協定 第十四章 知的財産、第B節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・四十二条；日EU経済連携協定 第十四章 知的財産。第B節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・三十六条及び第十四・第三十七条）、欧米においてはデータ保護制度が法制化されています。

一方で日本では、データ保護を規定する法律はありません。再審査制度（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、第十四条の四）が、データ保護の役割も有していると捉える向きもありますが、再審査制度がデータ保護の役割を有することは明文化されていません。このため、再審査制度がデータ保護の役割を有しているとしても、それを認識することは容易なことではありません。特に、国内外のアカデミアやベンチャー企業が認識することは困難です。データ保護が認識されなければ、特許による保護に懸念が生じただけで医薬品開発が断念されるおそれがあります。そもそも、再審査制度の目的は承認医薬品の安全性の確認でありデータ保護制度の目的とは全く相違していることから、本来データ保護制度は、再審査制度とは別にして存在するべきものです。データ保護制度は特許と並ぶ医薬品開発の根幹に関わる基本的制度でありながら、将来的に、再審査制度の目的の下で制度が変更されることでデータ保護としての役割に影響を及ぼすおそれがあり、再審査制度がデータ保護の目的・役割を反映した形で恒久的に維持されるかについて保証されていません。

以上を鑑みて、日本における医薬品開発に対するインセンティブを安定して高める観点から、データ保護制度の法制化を要望します。

6. 生物多様性条約に関する対応

生物多様性条約または名古屋議定書の批准に基づく各国ルール（特許制度を含む）については、日本企業の、国内よりも海外での研究開発に困難や問題が生じている、あるいは、生じる可能性が高い状況が続いている。日本政府においては、日本の名古屋議定書の批准及び国内化をゴールではなくスタートとして捉え、今後も海外における生物資源（遺伝資源：有体物）のアクセスと利用が円滑、適切になされ、研究開発が阻害されることのなきよう、対応していただきたい。

特に、最近に問題となっているデジタル配列情報（DSI）を生物多様性条約・名古屋議定書の対象範囲化しようとする動向及び各国がDSIのアクセスと利用につき研究開発を阻害するようなルールを策定しようとする動向は、本来の趣旨を逸脱するものであり、日本企業の生物資源（遺伝資源）に関する研究開発及び当該研究への投資に重大な影響を与えることが必至であるばかりでなく、COVID-19ワクチン開発の例を見て明らかなように、DSIを生物多様性条約・名古屋議定書の対象範囲化し、特定の国がその利用に制約を設けることは、国際的な医療推進に逆行するものである。研究開発及び当該研究開発成果の利活用の観点からも、生物多様性条約・名古屋議定書をはじめとする国際的な枠組の対象範囲にDSIを含めないよう、特許出願明

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

細書への遺伝資源の出所開示は義務化しないよう、長期的な戦略をもって慎重且つ粘り強く議論を進めるとともに、各国において研究開発を阻害しないような明確かつ安定した法制度が整備されるよう、日本政府には国際会議等において締約国・加盟国・研究開発立国としての権限と責任と役割を果たすことを要望します。

以上

法人・団体名
18. 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
意見の分野
D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略
意見
「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見（全文）
「知的財産推進計画 2021」重点事項
D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略
(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革
(簡素で一元的な権利処理が可能な制度について)
令和3年度、文化審議会では文部科学大臣から「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問されたことを受け審議が進められ、「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」について及び「DX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育」について一定の方向性がとりまとめられ、中間まとめとして公表されました。
中間まとめでは、「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」について、目指すべき方向性として、分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の仕組みの実現が望ましいとされており、この仕組みの実現のため、分野横断権利処理データベースを構築することや一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みとして、「分野横断権利情報データベース等に情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な権利処理窓口による探索等においても著作権者等が不明な場合、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等について、当該著作物等を円滑かつ迅速に利用できるようにする利用を可能とする」ことが提言されています。
ビジネスソフト、ゲームソフトについては、ビジネススキームや第三者が権利を有する著作物を含む複合的な著作物であること等の理由から集中管理を行うことは現実的ではなく行われておらず、統一的なデータベースも存在しません。そもそもビジネスソフト、ゲームソフトとともにインターネット上の検索等によって著作権者（当該ビジネスソフト、ゲームソフトに含まれるすべての著作物の著作権者ではなくともパブリッシャー等の著作権法14条の推定を受ける者）についてはほとんどが容易に判明することから、膨大な労力を費やして新たにデータベースを構築しても十分に活用されないおそれもあり、ビジネスソフト、ゲームソフトについて新たにデータベースの構築することは必要と考えられません。そのため、一元的な窓口組織に参画するにあたっては、分野横断データベースの構成に参画することを前提としないことを希望いたします。また、すべての著作物等が分野横断データベースに登録されることはある得ないことを考慮し、分野横断データベースでは権利者が発覚しない著作物等の権利者を探査し、その意思を確認するためのフローを適切に策定する必要があると思料いたします。さらに、著作権者等の「意思表示」に関して、第三者からの無数のメール等の個々の問い合わせに対して著作権者等が全て応答（意思表示）することは現実的ではなく、また、一定期間内に応答されなかつたことをもって一律に著作物の利用を認めることは第三者の利用を望まない権利者にとっても負担や不利益が大きいものと思料いたします。そこで、著作権者のWebサイトや著作権者が制定したガイドライン等において包括的な意思表示を行うことによっても「意思表示」があるものとし、個別の問い合わせメール等によってその「意思表示」を行うことを必須としないよう、実情に即した多様な意思表示の形態を柔軟に認めることを要望いたします。加えて、権利者不明の著作物を利用するための方策について、中間まとめ基本方針では裁判制度と今後具体的に検討される新しい権利処理の仕組みのいずれも利用者が任意で選択可能なように思われますが、新しい権利処理の仕組みの条件が緩やかであれば、裁判制度が形骸化し事実上新しい権利処理の仕組みに置き換えることとなってしまうことを懸念しております。裁

定制度と新しい権利処理の仕組みを併存させるためには、現行の裁判制度における課題を解消すべく改善し、原則として権利者不明の場合は裁判制度を利用することとし、厳格な条件の設定の上新しい権利処理の仕組みを利用することができる場合を限定することが必要であると思料いたします。

(D2) コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組

(模倣品・海賊版対策の強化)

(EC サイトにおける知的財産権侵害品対策の強化について)

我が国においても電子商取引の市場規模は年々拡大しておりますが、知的財産権侵害品の取引が市場の拡大とともに増加しており、それら不正な取引への対策が喫緊の課題となっております。特に、BtoC 取引については、出店基準が甘いために侵害者が出店を繰り返したり、出店者の連絡先が虚偽あるいは不正確であることも多く、権利者は有効な侵害対策が講じられません。併せて、当該侵害品販売をやめさせるようデジタルプラットフォーム提供者に要請しても、明らかな侵害であっても削除要請も認められず、出店者と直接やりとりするよう促されるだけのケースが多く生じています。また、一部の EC サイトでは、出品する商品と関係のない画像のみが掲載され、取引対象を第三者が確認することができないものがあります。これにより、比較的、侵害品を販売しやすい状況にあると考えられます。出品物と関係のない画像を掲載する行為は、EC サイトの利用規約違反に該当する場合がありますが、実際には、このような取引が多数見られ、出品物を確認することができないため、侵害品対策を困難にしております。また、大手の EC サイト（アマゾンやアリババなど）は知的財産権侵害対策のための専用窓口（フォーム）が設置されているものの、大手ではないデジタルプラットフォーム提供者では、そのような専用の窓口がなく、権利者に利用しづらい場合が存在します。

さらに、国際的な趨勢としても、欧州のデジタルサービス法案（DSA）をはじめ、グローバル化しつつある EC サイトをはじめとしたインターネット・サービス・プロバイダーに対して、違法製品や偽造品の販売など、違法コンテンツの存在を認知していなかったことを証明できない限り、法的責任を負うことが明文化（DSA 法、Article 8 等）されつつあります。これらのことから、業態にかかわらずすべての EC サイトにおいて、権利者が権利行使を滞りなく行えるように利用規約、ガイドライン等を設けるほか、利用規約やガイドラインの遵守、BtoC デジタルプラットフォームの出店者の登録情報の正確性を担保すること、デジタルプラットフォーム提供者に対して知的財産権侵害対策のための専用窓口（フォーム）の設置を義務化すること、特に侵害品の排除に対して努力義務を課すなど、今後の電子商取引市場をより健全に発展させるべく、知的財産権の保護対策に具体的に取り組んでいくよう関係省庁による新法の創設を要望いたします。

上記に関連するものとして、令和 3 年に制定された「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」では、取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務の一つとして、販売業者等に対し、当該販売業者等の所在地等の確認のための資料の提出等を求めることがあります、これは上述の権利者の侵害対策にも大きく資するものと考えます。また、同法では官民協議会を組織し、消費者保護のための取組の効果的かつ円滑な実施のため協議を行うものとされており、EC サイトにおいて大量の知的財産権侵害品が販売される事態は消費者にとって安全で安心な取引の場であるとは到底言えず、取引デジタルプラットフォーム提供者による、知的財産権侵害品の流通等不正な取引を防止するための厳格な出店者の事前及び事後の定期的な審査に加え、権利者による知的財産権侵害品の削除要請等を滞りなく行うこと、消費者の保護につながるものと考えます。当該協議会については、令和 3 年 11 月より準備会が設置され、協議会設立のための協議が行われているとのことですが、協議会設立の際には準備会の構成員に加え、取引デジタルプラットフォームを安全で安心な取引の場とするために EC サイト等取引デジタルプラットフォームに正規な商品を提供する者（商品のメーカー、パブリッシャー等）についても何らかのかたちで協議会に参画可能としていただくとともに、官民協議会を通じて、各取引デジタルプラットフォーム提供者による知的財産権侵害品対策のためのガイドライン、知的財産権侵害対策のための申請窓口の設置等進めていただくことを要望いたします。

(リンク提供行為の違法化について)

令和2年の著作権法改正により、リーチサイトに対する法規制が導入されたものの要件が厳格で、海外の海賊版サイト、リーチサイトへの個別のリンク提供行為を規制できず、有効に機能していない状況です。令和2年法改正においては、緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型に限定されていたものと承知しておりますが、現在対象とならないようなリンクについても、そもそも侵害コンテンツが拡散する、被害が拡大するという問題は同じですので、改めて「侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張る行為そのもの」についても検討いただくよう要望いたします。

(越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加対策)

近年、個人使用目的として輸入される模倣品・海賊版の流入が増加しているという問題について、令和3年の商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害とする法改正がなされ、関税法においても、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた商標権等侵害物品を「輸入してはならない貨物」として規定する改正案が本国会に提出されています。商標法・意匠法、関税法の改正により、税関における知的財産権侵害品の取締がさらに強化されるものと期待しております。今後、具体的な手続や運用に関する詳細なガイドラインを制定いただくとともに、一定の期間運用の検証を行い、必要な場合にはさらに法制度を見直していただくよう要望します。また、個人輸入目的を仮装した持込み行為の違法化について、商標法、意匠法だけでなく、特許法や著作権法についても導入することを要望します。

(不正競争防止法について)

平成30年不正競争防止法改正により、「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律が強化され、効果を妨げる指令符号を提供する行為が不正競争行為として追加されました。法改正後、当協会も周知活動や会員企業の権利執行の支援を行って参りましたが、残念ながら不正流通は継続しています。ビジネスソフトに利用されるプロダクトキーなど指令符号につきましては、国内において不正な発行はされていないものの、海外で不正に発行されたものが多数国内で流通していることが確認されており、これらが流入し、ECサイト等で販売されています。これらの指令符号の販売状況では、外形上正規プロダクトキーとの区別がつかず、権利者による対策が困難であるとともに、一般消費者が不正な指令符号を購入させられてしまう事態となっております。さらに、前述の通り、ECサイトの中には出店者情報が正確でない場合も多く、このことも対策を困難ならしめております。権利者といたしましては、今後とも権利執行等対策を積極的に継続して参りますが、現行法でこれ以上の対策が困難となりました際には、法改正についてご検討いただけるよう要望いたします。

また、ゲーム機本体やソフトウェアに施された技術的制限手段を無効化するプログラムへのリンク、無効化の方法を示したマニュアル提供、手順を示した動画が、海外サイト等において公開されており、これらを通じた被害が看過できないものとなっております。これら技術的制限手段の無効化に直接寄与するような情報の提供行為やリーチサイトなどにつきましても、不正競争行為として規制の対象とすることを、引き続き検討いただくことを要望します。

(税関手続の電子化・簡素化について)

「知的財産推進計画 2021」では基本認識としてデジタル化の加速が記載され、令和3年9月には、デジタル・トランスフォーメーションの推進を目的としたデジタル庁が発足しておりますところ、行政手続きのうち特に税関の水際取締手続におきましては、個人輸入の増加にも伴い差し止め件数が増加傾向にあるなか、知的財産侵害疑義物品に対する認定手続は紙ベースで行われており、権利者は、通知から10日以内に意見書の提出等を行うことが必要となっております。権利者の申出により、疑義物品の画像での確認等、部分的に電子メールでのご対応を頂いている状況ではございますが、これに限らず、輸入差止申立から認定手続

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

の一連の手続きを、電子メールやオンライン・システムで行えるようにご検討いただくことを要望します。

また、輸入差止申立の受理された商標権及び著作権にかかる疑義貨物においては、輸入者から争う旨の申出が行われない場合は輸入差止申立書及びその添付資料等により税関長が侵害の該否を認定する簡素化手続が導入されております（関税法施行令第 62 条の 16）。現在、特許権、及び意匠権等にかかる疑義貨物においては当該簡素化手続の対象となっていないものの、権利者の作業としては基本的には、疑義貨物の画像から、輸入差止申立書に記載の識別ポイント等に沿って侵害品か否かを判断しており、商標権及び著作権の疑義貨物と同様の作業を行っております。そこで、輸入差止申立が受理されている特許権や意匠権等にかかる疑義貨物に関しましても、簡素化手続の対象としてご検討いただくことを要望します。

F. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

(F5) 知財を創造する人材の育成

(知財創造教育・知財人材育成の推進)

国立大学法人山口大学では、全学部の 1 年生全員を対象に知財科目を必修化するとともに、学士課程から大学院まで知財教育カリキュラムの体系化を整備するなど先進的な取組を実施しており、弊協会も本取組に協力しています。また、同大学知的財産センターは文部科学省令和元年度教育関係共同利用拠点として認定されており、知的財産教育の導入や必修化などを検討している大学に対して、同大学の教材・ノウハウ等の提供を進めております。このような組織的な研修等が展開されることにより、大学等における知財教育がより推進されると考えますので、山口大学の取組をはじめ、知財人材の育成に大きく資する活動に対しては、継続的な支援が行われることを希望いたします。

(教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について)

平成 30 年著作権法改正により、教育機関の授業過程における公衆送信による著作物の利用が権利制限の対象となるとともに、この公衆送信には補償金が払われることとなり、令和 3 年度より本格的に運用されています。法改正以降、権利者団体と教育関係者による著作物の教育利用に関する関係者フォーラムでは、補償金の支払い、著作権法の解釈に関するガイドライン、著作物利用のライセンス環境、教育現場における著作権に関する研修・普及啓発について検討を継続しており、いずれのテーマも教育機関において著作物をより円滑に利用され著作物の適正利用が促進するとともに、著作権者がその利用によって不利益とならないよう正当な対価を得るために不可欠なものであり、特にガイドライン策定や教育現場における著作権に関する研修・普及啓発は、教員が正確な著作権の知識を有するためにも、今後ますます重要となると考えておりますので、引き続き、当該フォーラムの活動について支援いただくことを要望します。

「知的財産推進計画 2022」の策定について（要旨）

● 簡素で一元的な権利処理が可能な制度について

- ・分野を横断する一元的な窓口組織を新しい権利処理の仕組みの具体的検討にあたっては、データベースへの参画を前提とせず、データベースで権利者が判明しない場合の意志表示確認等のフローを策定すること。
- ・新しい権利処理の仕組みにおける権利者の「意思表示」に関しては、個別の問合せに対する意思表示だけでなく、包括的な意思表示を行うことを可能とすること。
- ・権利者不明の著作物については、裁判制度の改善により利用の円滑化を図ることとし、新しい権利処理の仕組みの対象としないこと

●EC サイトにおける知的財産権侵害品対策の強化について

- ・健全な電子商取引市場の発展のため、すべての EC サイトにおいて知的財産権保護に関する具体的取組が実施されるよう関係省庁による新法創設を要望。
- ・デジタルプラットフォーム提供者に対して、知的財産権侵害対策のための専用窓口（フォーム）の設置の義務化を要望。
- ・府取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律に基づき、消費者保護にもつながる知的財産権侵害対策についても進めることを要望。

●越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加対策について

- ・商標法・意匠法、関税法の改正について、規制強化とその運用に関するガイドラインの制定、運用開始後の検証を要望。また、検証後必要な場合には更なる法改正についても要望。個人輸入目的を仮装した持込み行為の違法化について、商標法、意匠法だけでなく、特許法や著作権法についても導入することを要望。

●リンク提供行為の違法化について

- ・「侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張る行為そのもの」について違法化することの検討を要望。

●不正競争防止法について

- ・技術的制限手段の効果を妨げる指令符号であるビジネスソフトのプロダクトキーの不正流通対策については不正流通が継続しており、今後さらに対策が困難となった場合、法改正の検討を要望。
- ・技術的制限手段の無効化プログラムへのリンクやリーチサイト等を、不正競争行為となる技術的制限手段の無効化にかかる情報提供の対象とすることについて、検討の継続を要望。

●税関手続の電子化・簡素化について

- ・知的財産侵害疑義物品に対する認定手続の電子化、及び簡素化手続の対象拡大を要望。

●知財創造教育・知財人材育成の推進

大学における知財教育の推進に大きく資する活動に対する継続的な支援を希望。また、知財創造教育推進コンソーシアムによる「知財創造教育」の推進にあたっては、産業財産権、著作権について同様の比重を以て取り組むことを要望。

●教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における活動への支援を要望。

以上

法人・団体名
19. 一般社団法人日本レコード協会
意見の分野
(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革
意見
<p>1. 「レコード演奏・伝達権」の創設</p> <p>レストラン、クラブ、店舗等でCDを再生したり、音楽ラジオ放送を受信して伝達する等の方法により来店者等に音楽を聞かせるなど、公衆に聞かせるための演奏・伝達行為について、著作権者は演奏権及び公の伝達権を有しているが、レコード製作者にはこれらに相当する権利（「レコード演奏・伝達権」）が存在せず、レコードの演奏・伝達によって生み出される経済的利益に与ることができていない。</p> <p>「レコード演奏・伝達権」に相当する権利は、著作隣接権関連条約で認められている権利として既に世界140以上の国・地域（OECD加盟37カ国中35カ国）において導入されており、アジア近隣諸国においても、韓国は2009年著作権法改正、中国は2020年著作権法改正（2021年6月施行）、シンガポールは2021年著作権法改正（2021年11月施行）によりレコード製作者に権利が付与されている。</p> <p>2019年2月1日に発効した日EU経済連携協定においても、国際的な基準の重要性を十分考慮しながら、レコードの演奏・伝達に関する十分な保護について継続的に協議することが義務づけられており、2021年1月1日に発効した日英経済連携協定においても討議が約束されている中、政府は、新たなレコード製作の経済的基盤を確保するための権利として、レコード演奏・伝達権の導入に向けた検討を進めるべきである。</p> <p>2. 動画投稿サイトに係る法制度見直し等の検討</p> <p>動画投稿サイトにおけるUGC（ユーザー生成コンテンツ）の公開について、動画投稿サイト運営事業者は、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、権利者から侵害通知を受けた後に削除等の送信防止措置を講ずれば原則的に損害賠償責任を負わないものとされている。しかし、電気通信設備・役務の単なる提供を超える権利侵害コンテンツを含む大量のUGC公開をビジネスモデルの中核としている動画投稿サイトはプロバイダ責任制限法の制定時には想定されておらず、侵害通知の負担を抱える権利者と、UGC公開により利益を得る動画投稿サイト運営事業者との間に不均衡が生じている。</p> <p>EUでは、2019年4月、大量のUGCを公開する動画投稿サイト運営事業者について、権利者との契約締結と無許諾配信の防止を求める新指令（デジタル単一市場における著作権指令）が成立し、EU加盟国は2021年6月までに国内法化を完了することが求められている。</p> <p>我が国においても、まずは、動画投稿サイト運営事業者の収益と権利者に対する利益分配の実態を政府主導の調査により明らかにした上で、動画投稿サイトに係る法制度の見直しを含め、動画投稿サイト運営事業者・権利者間の不均衡を解消するための措置を検討すべきである。</p> <p>3. インターネット上の著作権等侵害に対する実効的措置の検討</p> <p>2020年著作権法改正によりリーチサイト・リーチアプリ規制が導入され、当協会のウェブアンケート調査（2022年3月公表）において違法音楽リーチサイト・リーチアプリの利用者減少が確認されているが、依然として夥しい数の音源ファイルが国境を越えて違法にアップロードされており、被害は甚大である。政府は、引き続き権利侵害実態の把握を行って現行法下での海賊版対策の実効性を検証すると共に、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」の第三段階として位置付けられている「サ</p>

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

「 IoT ブロッキング 」についても、時機を失すことなく導入の検討を行うべきである。

以上

法人・団体名
20. 一般社団法人日本自動車工業会
意見の分野
(B2) 標準必須特許の戦略的獲得・活用
意見
<p>今日、気候変動問題、省エネルギー化、高齢化・労働人口の減少等、現代社会が抱える様々な課題の解決に向けて IoT 技術の一層の進化と広範な普及が期待されています。日本は、世界最大の IoT 産業大国の一つですが、近年、中国及び米国のシェア拡大も著しくなっています（出典「総務省・IoT 国際競争力指標（2019 年実績）」）。</p> <p>IoT 技術の基盤として機器・サービスの互換性・相互接続性が必要であり、その活用・発展・普及にあたっては互換性・相互接続性を担保する標準規格の安定的な利用が不可欠ですが、標準規格の利用に際して必須となる特許（標準規格必須特許。以下、SEP）を巡っては、携帯電話・基地局・ネットワーク機器等の通信関連製品やコネクテッドカー等の IoT 製品の差止を求める特許侵害訴訟が国際的に提起されているのが現状です。</p> <p>このような現状を踏まえ、社会課題解決に向けて安定的な IoT 技術の進化と普及を促すためには、SEP のライセンスを巡る問題についても、政策的見地からの適切な方向付けが必要だと考えます。</p> <p>これまで日本においても関係省庁が SEP に関する諸問題について研究会を発足させ、研究・提言を行ってこられたことは関係する産業界の一つとしてこの場を借りて重ねて感謝申し上げるとともに、上記の状況認識を踏まえ、SEP のライセンスを巡る諸問題の解決に向けて引き続き積極的な取り組みを期待致したく、SEP のライセンスを巡る今後の取り組みについて弊会から以下の点を提言させて頂くものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 従来の政府の研究会等では、先行する諸外国（特に欧州）の SEP を巡る裁判例の分析に重きを置き、それを前提とする対策の検討が多かったように思われるが、判例分析に加え IoT 振興のための SEP に関する政策的な議論・検討こそが今や必要であり、また、諸外国（欧州、米国、中国、シンガポール等）の判例やガイドラインは各国の国益を反映しているものであるため、日本としても日本の産業や国益を考慮した上で長期的な視点で先見性をもって国際的なルールメイキングをリードすべきであり、日本には政府及び産業界とともにそうした役割を果たす国際的な資格と責任があるものと考える。 SEP に関する長期的・政策的な研究・検討・提言活動を行うにあたっては、産業政策・イノベーション理論・経済理論等に関する専門家や IoT 関連産業界の実務家を中心に研究・検討を進めることにより未来志向的な政策提言ができ望ましいものと考える。 SEP を巡る現在及び将来の重要課題の 1 つである「 License to all 」（サプライチェーンの上流・下流に関わらずライセンスを希望する SEP 実施者には消尽可能な完全なライセンス が与えられるべきこと）の論点について今まで十分な議論が研究会等では行われていないと考える（なお、経済産業省「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」において SEP ライセンスにおける主な論点の一つ（「ライセンス先の在り方」）として挙げられているが、この点についての政策指針は出されていない）。弊会としては、社会課題解決に向けた広範な IoT の普及と活用、消費者の利益、関連産業の成長という高次の視点に立った場合、「 License to all 」の支持・推進に向けて、関係省庁における議論・研究をより一層推進頂き政策的な方向付けを行うべきものと考える。 標準規格に採用されることと引き換えに合理的かつ非差別的（FRAND）条件で第三者にライセンスすることを権利者が約束している SEP については、金銭賠償による救済によって損害は十分に補償されるものと考えられ、SEP に基づく差止は認められないことを明確にすることが IoT の普及と活用等に資するものと考える。 <p>各国の国益を反映した海外の SEP を巡る動向に単に追随しては日本の IoT 産業が競争力を失い、日本経済の低成長や日本の消費者の不利益につながる恐れがあることを懸念します。SEP を巡る諸問題への対応は引き続き日本の IoT 産業にとって重要な課題であり、その問題の前進・解決に向けて弊会としても引き続き微力ながら提言及び協力申し上げたいと考えています。つきましては、政府においても、関連産業界の意見を引き続き受け止めて頂き、長期的視点に立ち SEP のライセンスを巡る諸課題に対する政策的見地からの適切</p>

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

な方向付けを引き続きご検討・お取組み頂きたく重ねてお願い申し上げます。

また、IoT 産業大国である日本においては上記 SEP のライセンスを巡る諸問題の解決が急務であるが、加えて IoT 産業の更なる発展のために将来における SEP の戦略的な獲得の推進のみならず、標準技術の普及・活用に重きをおいた SEP 活用のルールメイキングについても日本がリードしていくことが重要と考えます。

《要旨》

SEP のライセンスについて政策的見地からの方向付けを行うべく以下を提言する。

1. 日本の産業や国益を考慮し、政策的な議論・検討を行うこと
2. 産業政策・イノベーション理論・経済理論等の専門家、IoT 関連産業界の実務家により検討すること
3. 「License to all」の支持・推進に向けて政策的な方向付けを行うこと
4. SEP に基づく差止は認められないことの明確化

法人・団体名

21. 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン

意見の分野

H. その他

意見

《要旨》

商標法改正に伴う商標権侵害物品の個人使用目的での輸入規制を実効性のあるものにして頂きたい。又、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下、「デジプラ法」という）」等も勘案した上で特定商取引法の運用強化や被害が増加してきている「なりすまし EC サイト」等への対策の実施をより切迫した状況にあるものとして検討して頂きたい。国内取締りや水際対策に必要な方針や運用の見直しをして頂き、より円滑且つ迅速に効果的な結果が得られるようにして頂きたい。権利者による侵害に関わる情報収集及び被害回復がしやすい環境やインターネットでの法律的な環境を整備するとともに、消費者に対して適正な啓発活動を実施して頂きたい。

《全文》

I) 商標権侵害物品の個人使用目的での輸入の規制について

海外サイトや、国内サイト（オークション、フリマアプリ、ショッピング・モール、SNS）を通じて、国内に向けて商標権侵害物品が多量に販売されている状況が続いている。弊法人が日本の主要 C2C サイト（オークション、フリマアプリ）に対して伝達した権利者からの商標権侵害物品販売に関わる情報についての削除依頼数（送信防止措置の依頼数）は、2021 年は約 58 万件であった。

状況が改善されない原因のひとつと考えられるのは、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していない事であった。この点について、令和 3 年 5 月に、海外の事業者を侵害主体とし、海外の事業者が国内の者に商標権侵害物品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、商標権侵害行為と位置づけるとのことで商標法を改正して頂いた事に感謝をさせて頂きたい。

以下、前記した改正した法律に基づく規制の実施にあたって、消費者保護の観点から留意すべきと考える事項を記載する（なお規制の運用にあたって留意すべき事項については後述する）。

海外事業者の行為を商標権侵害行為とした場合でも、実際に輸入差止の効果が及ぶのは国内に所在する輸入者であって、今般の商標法改正は、電子商取引を利用して商品を購入した消費者への影響も少なからずあると考える。商品が海外から送付されることを知らずに電子商取引を利用する消費者も少なくないことから、輸入規制の導入にあたっては、海外から送付される商標権侵害物品は、商標権侵害物品であることを知っていたか否かを問わず規制の対象となることを事前に消費者に対して充分周知しておく必要があると考える（例えば、電子商取引のプラットフォームにおいて、購入前に警告を表示するといった方法）。又、海外か

らの送付であること、更には商標権侵害物品であることを知らずに購入した消費者について、これを救済し、経済的な損失をなるべく被らないようにするための方策についても考慮する必要があると思われるのでご検討を頂きたい（例えば、「国民生活センター 越境消費者センター」の存在やその活動についての広報、電子商取引のプラットフォームが運営する取引保全サービスやクレジット・カード運営会社による販売者に対する支払の停止機能を活用するといった方法が考えられる）。

II) 特定商取引法の運用強化について

令和3年4月に制定して頂いたデジプラ法によれば、「消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置等を講ずるよう努める」とされているが、ある外資系の国内B2Cサイト（ショッピング・モール）では、特定商取引法の行政規制である表示義務を遵守していない販売者が未だに相当数確認できる。プラットフォーム事業者各自の社内基準によってある程度の出品者確認は実施されていると理解しているが、当該サイトにおいては、プラットフォーム事業者自身が販売している物品も混在しているため、販売者が誰なのか注意を払わないと認識できない、特定商取引法に基づく表記がわかりにくい箇所にある、どうにか当該表記に行き着いてもアルファベットを連記しただけの不正確な出品者名の表記が散見される等、他の国内B2Cサイトと比較した場合、同じB2Cとは言い難い好ましくない状況が依然として確認できる。又、C2Cサイト（オークションやフリマアプリ）では、利便性や匿名性に重きがおかれ過ぎる傾向があり、結果として、悪質な商標権侵害物品販売業者が連絡先等を表記することなく商売できる市場を提供し続けている。

プラットフォーム事業者の法的責任の範囲の議論は別としても、誰が販売しているのかを消費者が認識する事ができない、もしくは認識しにくい市場がある事が望ましくないのは明白であり、その市場を管理するプラットフォーム事業者は、少なくともこれを是正する社会的な義務を利用者に対して負っているとの理解をすべきであり、プラットフォーム事業者もそのことには異論がないものと推測する。

プラットフォーム事業者は、出品者の本人確認を適切に行っている、また、商標権侵害物品を販売させないためのシステムを構築している等と主張することが予測されるが、身元を偽った者の商標権侵害物品の販売が現実に横行しているという事実が、本人確認の方法としてプラットフォーム事業者が現在行っているSMSの送付、クレジット・カード番号の登録、身分証明書のコピーの提出等では不十分であることを物語っている。

又、プラットフォーム事業者は、「C2Cサイトの販売者は、個人即ち消費者が中心であり、その側面を踏まえて対策を検討すべき」とも主張するかもしれない。しかしながら、身元を偽った業者が多量の商標権侵害物品を出品している実態がある事実から、同様に対策の検討が必要であると思料する。

デジプラ法が努力目標のラインを定めるだけになったのは、最初のステップとしてやむを得ないものと理解するが、各々のプラットフォーム事業者がその運営するプラットフォームに合わせ、販売者を登録する際ににおいての本人確認事項やその方法、それによって得られた情報を特定商取引法に基づく適正な表示に結びつける方法等の検討・実施をより積極的に進めるように促すなどして特定商取引法の運用をより実効性のあるものにすべきだと思料する。

III) なりすましECサイト対策について

なりすましECサイト（「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」を総称して「なりすましECサイト」という）で、商標権侵害物品を購入してしまった、代金を銀行に振り込んでしまった、クレジット・カード情報を盗まれてしまった等の消費者被害の事例が、コロナ禍によるネット利用機会の拡大に伴いさらに増加してきていると認識している。最近は、SNS等を宣伝で利用し、なりすましECサイトに誘導するような手法をとり、スマートフォンにおいてはURLが確認しづらいこと等が悪用されるようになり、被害がいよいよ防ぎにくくなっている。更に、なりすましECサイトは、海外サーバを利用しているものが殆どであるため、権利者等がこれに対処するだけでは、時間と労力を要する上に十分な結果を得るのは困

難だと言わざるを得ない。

このような状況に鑑み、以下の 7 点についてご検討をお願いしたい。

--インターネット上のなりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事

--インターネット上のなりすまし EC サイトへのアクセスをブロッキングする事

--検索サイトの検索結果からなりすまし EC サイトを排除する事

--スマートフォンでの被害防止策を実施する事

--商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結を制度化する事

--中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事

--海外事業者からの商標権侵害物品の輸入は商標権侵害として税関で差し止められる事についての周知活動をする事

A)なりすまし EC サイトの送信情報を違法情報とする事

権利者からの商標権侵害に基づく送信防止措置依頼のみで、なりすまし EC サイトに対処する事には限界がある。例えば、商標権侵害物品販売サイトでは、一つのサイトで複数のブランドが取り扱われているため、全ての情報について送信防止措置を執ってもらうためには関係する権利者全てが依頼する必要があるが、これをする事は現実的に不可能となる。

従って、警察機関、警察外郭団体、権利者団体のいずれかから、一つのサイト全体について、違法情報に係わるとの理由で一括して送信防止措置を依頼できるようにする事は対処の効率を上げるという点で理にかなっていると考える。

この件について、ご検討を頂きたい。

B)なりすまし EC サイトへのアクセスをブロッキングする事

商標権者及び消費者保護の観点から、なりすまし EC サイトへのアクセスをブロッキングする事についてご検討を頂きたい。

ホスティングサーバやミラーリングサーバが所在する場所が世界各国に分散している事やサーバの変更やドメインの取り直しが比較的容易である事に鑑みると、決定的な手段は存在しない。ブロッキングは、追加する方策として不完全であるとしても有効であると考える。

C)検索結果からなりすまし EC サイトの情報を排除する事

検索エンジンサイトの検索結果から商標権侵害物品販売サイト等の情報を排除して頂きたい。

権利者が検索エンジンサイトに申し出をすれば、著作権侵害に関わるサイトの情報を削除してくれるところもある（現状では著作権のみであり、商標権に関わる情報は、削除に応じていない）が、あくまで検索サイトの独自判断によるもので日本の法令による規制の結果ではない。

検索結果情報の下に利用者に対して「警告」と表示するなども一つの排除方法であろうと考えるが、いずれ

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

にしても検索エンジンの運営者が適切な規制措置をとる事ができるような何らかの法的根拠の手当をして頂ければと思料する。

D) スマートフォンでの被害防止策を実施する事

スマートフォン及び SNS が普及されるにつれ、それによるなりすまし EC サイトの被害が拡大している。

SNS で広告を出し、なりすまし EC サイトに誘導するという手口が横行しており、権利者も SNS の監視を強めるなどの対策を実施しているが、SNS は一般に模倣品の検索がしづらいという難点があり、又、SNS から対話アプリ等に誘導して取引が行われると、そもそも権利者（及び対話アプリ運営者）が監視することが不可能になるという問題がある。

前述したように、スマートフォンの場合 URL を確認しづらいこと等が悪用され被害が益々拡大してきているこの点、関係機関が実施されている対策の内、アンチウィルス及びブラウザでの警告表示がスマートフォンでの被害防止にも有効だと思われる所以これを継続して頂きたい。

E) 商標権侵害物品販売サイト等が使用する銀行口座凍結を制度化する事

なりすまし EC サイトでは、売買代金の支払先として依然として銀行口座が多く使用されている。

詐欺については銀行口座を凍結する等の法律が整備されているものと理解しているが、商標法違反行為の被害についても同様に法律の整備をすることについてご考察を頂きたい。

F) 中国政府に対しての摘発強化の働きかけをする事

販売される商標権侵害物品の殆どが中国から発送されている事から、源である中国に対して、侵害品販売等の摘発をより一層強化してもらう働きかけをするべきだと考える。

なりすまし EC サイトが日本語で記載されている事から、中国側からでは被害の実態や事実を把握するのは困難であるとの前提から、なりすまし EC サイト対策は日本と中国の取締当局の連携を模索すべきだと思料する。

又、中国から発送される商標権侵害物品の貨物は、そのほとんどが発送者（仕出人）の住所氏名が虚偽や記載不備もしくは判読不能である。中国に対して上記の事実を通知したうえで、貨物引き受けの際に身元確認を実施するように働きかけをして頂きたい。

G) 商標権侵害物品が税関で差し止められる事の周知活動をする事

商標法改正に伴い、消費者保護の観点から、海外の業者が販売した商標権侵害物品の輸入は商標権侵害として税関で差し止められる事について周知することはいよいよ重要となると考える。特許庁はもとより、消費者庁、国民生活センター、日本郵便、取引デジタルプラットフォーム等のウェブサイトにおいてこれを行えば、購入者に慎重な行動を促す事が期待できると考えるので、この件についてご検討頂きたい。

IV) 国内取締について

A) 事件の結果の通知について

刑事事件において、権利者が取締当局の要請に応じて鑑定を行った後、事件がどのような結果に至ったのかわからない事が多い。

折角取り締まって頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的な側面をご理解頂き、上記した内容の通知についてご考察頂きたい。

例えば、警察より事件を検察に送致した際に、担当検事の連絡先だけでも通知して頂けると助かるのでご検討を頂きたい。

B) 刑事事件の摘発について

刑事事件が商標権侵害物品の販売が継続している事案に偏っていると感じる。商標権侵害物品の販売が継続されている事案については、販売が継続されているという点において悪質であり、それ以上の商標権侵害物品の販売を抑止するという意味でその摘発に意義があるという事に異論はない。しかし、商標権侵害物品の販売を既に止めている場合でも販売数量や方法から悪質である事案も存在するし、刑事事件の偏りが世間の知るところになれば多量に販売して逃げるという事案が多発しかねないと懸念している。

については、商標権侵害物品の販売を既に止めている事案についても積極的に摘発して頂きたい。

又、警察による捜査は、輸入/仕入れ元に重点が置かれる傾向があるが、権利者としては販売事実の詳細を知ることにより被害状況を把握できるので、事案に応じて、個人も含む販売先についての捜査についても実施して頂きたい。

C) 検察における商標法被疑事件の研鑽/専門家の意見聴取について

警察に積極的に摘発をすすめて頂いている現状、検察にて対処頂く商標法違反被疑事件の件数は膨大であると存じ感謝しているところであるが、併い、同事件に不慣れな担当者が対応される事が多くなったのか、昨今、警察経由もしくは検察から直接頂くご質問の内容に疑問を抱かざるを得ない事柄が多くなってきている。

例えば、判例でも確立されている商標の類似判断（外観・称呼・觀念の共通性、要部判断）の内、称呼類似や要部類似についてご説明をしても、更には、特許庁の判断が添えられている場合に於いても、そのような類似は認められないとの判断がなされる場合もある。

法律の運用として、大多数が認める学説・多数存在する判例を考慮しないというのはあり得ない事であるので、この方面について精通されていないが故との理解をしている。

又、例えば、偽造品のアクセサリーが台紙に留められており、アクセサリー本体にはブランド名の表示がなく台紙に表示されている場合に、台紙は商品とは別なのでアクセサリーにおけるブランド名の商標の使用とは認めないとの判断がなされた場合もあるが、何をもって商品というかは取引の実情を前提とすべきであるから、台紙は商品と一体のものとみなすべきことは商標法の觀点からは当然であるといえる。

知的財産高等裁判所や裁判所知財部の裁判官のような専門家ではない検察のご担当者にとって、商標法は、常日頃研鑽を積まれている分野ではないのは当然であると考えるので、何らかの形で同法を含めた知的財産権諸法（不正競争防止法を含む）についての研修の機会や専門家の意見を聞ける仕組みを設ける事についてご一考頂きたい。

V) 水際対策について

A) 商標権侵害物品の輸入規制に関する商標法の改正について

商標権侵害物品の輸入規制に関する商標法の改正に伴い、現在、水際対策に關係する法令等についての見直しをされていると理解している。

その際に以下の事についてご留意を頂きたい。

--海外事業者から国内の者に対する商標権侵害物品の直接送付であっても、仕出人（差出人）は個人名義となっていることが多いという実態がある。現に、認定手続において、輸入者がオンラインマーケットプレイスを通じて購入したと述べているが仕出人（差出人）は個人名義であったという例は珍しくない。仮に、仕出人（差出人）が法人・会社である場合に限って輸入規制の対象とすることとなれば、海外事業者が仕出人（差出人）を個人名義として商標権侵害物品を発送することにより、規制を空洞化させることができると予想される。従って、海外事業者の行為に着目した商標権侵害物品の輸入規制を実効化あらしめるためには、海外事業者について、単に法人・会社にとどまらず個人事業者やなりすましも広く包摂できるような定義づけを行うことや（例えば、個人名義で同時に多数の輸入者に対して輸出している場合は事業者とみなす等）、輸入者の側において仕出人（差出人）との個人的関係（親族、友人等）が証明できない場合は海外事業者とみなすことができるようとする手当てが必要だと考える。さらには、海外にある親族・友人等に海外の事業者（オンライン・オフライン）から商標権侵害物品を購入させ、親族・友人等の名義で日本へ発送させるということは、かねてから広く行われているが、この場合、仮に、親族・友人等が介在していることをもって、海外の事業者から国内にある者への直接送付にあたらないとして、改正商標法の規律外であるということになると、改正商標法の趣旨は没却されることになるので、この点の対策もご考察頂きたい。

--今般の商標法改正は、海外から日本へ物品を送付する者の属性に着目して個人輸入を規制しようとするものであるが、現行法の下で個人使用目的の輸入であると輸入者が主張する場合でも、輸入者の属性からみて業としての輸入にあたると判断すべき事例が存在する。すなわち、個人名義の輸入者には、1) 他人の名義を冒用ないし借用して個人になりますました輸入業者（賃貸物件の空室や実在しない番地等を住所として利用する場合も含む）、2) 輸入業者ではないが業として（反復継続する意思をもって）輸入している個人、3) 真に個人使用目的で輸入している個人がいると考えられる。1) 2) 3) いずれにおいても、改正商標法の下で海外の事業者による送付であると判断されれば、商標権侵害が成立し輸入差止の対象となるものと考えられるが、仮に、送付する側の属性からだけでは直ちに商標権侵害と判断できない場合でも、輸入者の属性等を併せ考えると、業としての輸入に該当すると判断すべき場合があると考えられる。従って、今般の商標法改正の施行にかかわらず、従来通り、輸入者の属性に着目した輸入差止も併せて積極的に実施して頂きたいと考える。ちなみに、これまで、1) に相当する事案としては、a. 輸入代行業者が他人の身分証明書（の写し）を何らかの方法で入手し、同人の名義で商標権侵害物品の輸入を企て、輸入が差し止められた際に当該身分証明書（の写し）を添えて同人の名義で輸入者異議を申し立てた事案や、b. 多数の個人を雇い、各人に少量の商標権侵害物品を輸入させ、輸入が差し止められた際、各人に「友人から貰ったものである」等の理由で輸入者異議を申し立てさせる事案が実際に発生している。いずれも、異議の内容が具体性に欠けており、疑義貨物の出所の詳細や輸入の詳しい経緯の説明を求めて答えないと個人輸入を装った業としての輸入であることが推測されるところであり、改正商標法の下では海外の事業者による送付であるとみなされる可能性が高いが、仮に改正商標法が直ちに適用できなかったとしても、かかる事案を取りこぼすことがないことを切に望む次第である。

B) 認定手続について

以下の7項目につきご検討を頂きたい。

a) 海外の商標権侵害物品販売者が輸送手段として国際郵便（EMS、eパケット）を多用している事は税関発表の統計からも明らかであるものの、インターネット販売についての調査によれば、中国資本が運営する国際宅配便の利用も増加していると認識している。については、国際宅配便に対する検査態勢を強化して頂きたい。

b)国際郵便においては、かなりの場合、仕出人（差出人）の住所・氏名（名称）は、虚偽であったり記載不備もしくは判読不能とされているが、権利者からすれば、送り状そのものから読み取れる情報もあり、そのような情報は疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかの調査に役立ち得るので、送り状の写真を認定手続開始通知書に添付する等して頂けるとありがたい。

これにより、手書きのことも多い仕出人（差出人）の住所・氏名（名称）を判読するための税関職員の負担を大幅に軽減する事ができ、また認定手続開始通知書に記載される情報がより正確なものとなると考える。又、輸入者の住所についての記載も、私書箱センター、架空の住所、民泊施設等、輸入者の眞の住所ではない事も多く、疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当するかどうかを調査するにあたり、認定手続開始通知書に記載された情報が役に立たない事が多い。送り状記載の電話番号は、輸入者が税関と連絡を取るために真正なものである事が多いと考えられるので、認定手続開始通知書に記載して頂きたい。

又、昨今、日本に住所を持たない輸入者が、税関事務管理人を通じて輸入申告する例が散見されるが、この場合、認定手続開始通知書には日本国外の輸入者（仕出人と同一であることが多い）の情報のみが記載され、眞の輸入者の情報は記載されない。同様に、日本国内の輸入代行業者を利用して輸入する場合や、オンラインプラットフォームの配送センターを仕向地として利用する場合も、眞の輸入者の情報は認定手続開始通知書に記載されない。認定手続開始通知書には、輸入申告書上の輸入者が機械的に記載されているものであることは承知しているが、商標権侵害物品の輸入に関しては、眞の輸入者が税関事務管理人・輸入代行業者・オンラインプラットフォームの配送センターを隠れみのにしていることに疑いはない。税関におかれては、商標権侵害物品の輸入を繰り返す悪質な輸入者については、犯則事件等の厳格な措置をもって臨んでおられるものと承知しているが、このように税関事務管理人・輸入代行業者を利用して商標権侵害物品の輸入を繰り返している輸入者についても、把握し対処することが可能であるのか懸念されるところである。商標権者としても、眞の輸入者が誰であるのかは、商標権侵害物品該当性の判断に関わる重要な情報と思料するので、認定手続開始通知書に眞の輸入者の情報を記載することをご検討頂きたい。

更に、商品そのものの真贋は判断しかねる商品（例えば雑誌の付録、販促用の景品、過剰生産在庫等）についても、輸入者が誰であるかによって商標権侵害物品であると判断できる場合がある。税関の守秘義務との調整が必要であることは理解しているが、認定手続開始前の輸入者情報の開示についてもご検討頂きたい。

c)税関では、送り状に記載されている輸入者の個人情報及び意見書提出の際に輸入者が通知してくる個人情報についてこれを集積されているものと理解している。また、輸入者に対して意見書に輸入者本人を特定する情報を記載するように促し、これも集積して頂いているとも理解している。

上記の情報の集積は、商標権侵害物品の輸入を継続的に行う悪質業者を見いだすために有効であると考えるので、是非、継続する事をお願いしたい。

d)認定手続期間中の意見書提出が必ずしも効率的とはいえないという問題が発生している。輸入者に素人が多いためなのか、法律的に無意味なものや思いつきで纏めずに複数の意見書を五月雨式に提出してくる等の事がある。原則として双方当事者が交互に準備書面を提出する訴訟手続と異なり、認定手続においては相手方の書面を待たずに意見を述べる事が往々にして行われるため、権利者が提出した意見書を見る前に輸入者が追加の意見書を提出する事があり、税関及び権利者においてこれに一々対応しているために煩雑な状況が発生するものと思われる。このような無駄を省く手続の進め方について検討して頂きたい。

例えば、単に「偽物とは知りませんでした」、「通関を希望します」としか書かれていない輸入者意見書が多く見受けられるが、権利者は、このような意見書について反論する事から手続対応を開始しなければならなくなっている。むしろ、このような意見書しか提出されない場合、権利者の意見を求めるまでもなく侵害認定がなされてもよいのではないかと思料するが、それでは素人の輸入者にとって酷だというのであれば、まず輸入者に対し、これ以上意見が無いのであれば、認定手続開始通知書（輸入者用）の裏面の記載に従って具体的に主張していないので侵害認定する旨を連絡して頂き、第一段階目のやりとり、すなわち、主張自体が失当と思われる意見書に対する反論の作業が発生しないようにして頂きたい。又、a. 疑義貨物の真正性の立証責任は輸入者にあること、及びb. 疑義貨物は業として輸入されるものでないことの説明責任は輸入者にあることについて、輸入者の中には権利者に立証責任があると誤解しているものも見られるので、今般の商標権侵害物品の輸入規制に関する商標法の改正を機会として、改めて、「a.」及び「b.」について消費者や輸入者に周知して頂きたい。

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

e) NACCS を使用した汎用申請での意見書（証拠）の提出ができるようになったことから証拠・意見の提出期限を遵守しやすくなり、証拠・意見の提出の電子化についての措置をお執り頂いた事に感謝しているところであるが、今回のコロナ禍に鑑み、システム改変の際、認定手続開始書その他の税関からの通知を権利者に電子データで通知する事など、同システムが利用できる範囲を広げる事について検討して頂きたい。

新型コロナの感染拡大防止の観点から権利者においても依然としてリモート勤務が推奨されているという実情に鑑みると、税関からの通知が郵便のみによってなされるというのは、認定手続の進行にあたって重大な支障となりかねない。この点、税関におかれでは、コロナ禍の状況に合わせ、通知書原本は原則通り郵送するものの、PDFによる写しを権利者担当者に電子メールで送信するという柔軟な対応を臨機応変にお取りいただいていることに感謝しているが、通知書の郵送と PDF の電子メール送信の間に若干のタイムラグがあったため、証拠・意見の提出期限を徒過する危険があったことから、やはり一時的な措置ではない電子データによる通知書の送信について是非ご検討頂きたい。

f) ホログラム用のいわゆるビューワー等を除き、権利者が、疑義貨物の真贋を判断するために対応する機器（ハードウェア・ソフトウェア）を税関に提供する事について、現在は、保管スペースや管理責任の問題から、原則として受け入れは難しいというのが税関の立場であると理解している。この点、米国においてはそのような機器の寄付の受け入れに関する規定がおかれていたようである（Trade Facilitation and Trade Enforcement Act（2015年）セクション 308(d)、19 Code of Federal Regulations 133.61）。差止対象物品の種類によっては、そのような機器の導入により、税関における検査の効率化・簡便化が図れる場合もあると思料するので、機器の受け入れについてご検討頂きたい。

又、予算上の問題等があると理解するが、汎用技術に今後なり得るとの考慮をもとに、税関での非接触タグの読み取り機や、QR コード読み取りのためのスマートフォン導入についてもご考察頂きたい。

g) 今般の商標法改正によって、判断基準が主に海外事業者が販売したものであるか等に移行するものと理解の上であるが、輸入者から個人使用を理由に争う旨の申し出があった場合において、模倣品ではあるが業としての輸入ではないとして非侵害の認定がなされる際の判断基準が必ずしも明確ではないと感じられることがあった。もちろん税関が、輸入者・権利者が提出した証拠・意見を総合的に考慮して判断していることは承知しているが、例えば、同じ税關において、複数の輸入者（個人）が、同じ仕出人（差出人）（個人）から、同一の商品を同一の数量輸入し、いずれも同一の送り状を証拠として提出したにもかかわらず、一方は侵害、他方は非侵害と認定されたことがあり、権利者としては何故結論が分かれたのか理解しかねるところになってしまふ。具体的な判断理由を開示することは難しいのかもしれないが、認定処分は輸入者・権利者による再調査の請求の対象にもなっている以上、商標法改正後も、判断基準に一貫性があると感じられるような認定がなされるよう引き続きご尽力頂きたい。

C) 輸入差止申立について

昨年 1 月より、輸入差止申立書についての押印や代表者の記載を廃止するなどして頂き、より申請手続がしやすいようにとのご配慮を頂いていることについて感謝を申し上げると共に、進めて頂いている輸入差止申立の添付資料の侵害疎明の更なる簡素化等を引き続きお願ひできればと希望していることを申し添える。

又、輸入差止申立及び既に受理されている輸入差止申立に権利・商品を追加する手続の更なる簡素化をご検討頂きたい。例えば、輸入差止申立に類似する商標を追加しようとすると、侵害疎明の資料からの提出を求められるが、申立に関わる商標と追加の商標の類似が自明な場合（なにをもって自明とするのか等線引きの難しい面もある事は理解している）、その必要はないようと思われる。申請内容の更新が適時・的確にされやすくなるよう今一度ご考察を頂きたい。

更に、組織改編等により同一ブランドグループ内で商標権者が変更となった場合、包括承継に準じて、新規に輸入差止申立を行わずに申立を承継できる簡易な手続を認めて頂けるとありがたい。

D) 事件の結果の通知について

刑事事件と同様に犯則事件において、権利者が鑑定を行った後、権利者から問い合わせないと事件対処がどのように進展しているのかわからない事が多い。

守秘義務の制約がある事は承知しているが、折角摘発して頂けるのだから権利者としても結果が知りたいところであるという心情的な側面と、権利者は企業であり、企業である限りは活動した事についての結果を数値で得られなければならないという現実的な側面をご理解頂き、権利者を権利侵害された被害者と位置づけた上で、税関から権利者への事件結果通知の実施の可能性についてご考察頂きたい。

E) 識別研修について

新型コロナ感染拡大防止策の一環としてのオンラインによる識別研修についてもご高察を頂き、工夫の上で実施して頂いたことについて感謝をしている。引き続き、オンライン・オフラインに限らず研修機会の増加を進めて頂けるとありがたいと考えている。

VI) 立法について

A) 損害の回復について

法令もしくは利用規約に照らして銀行口座が凍結された場合、口座に残された残高については、現状では、詐欺の被害者のみが詐取された金額を基準に分配を得られる事になっており、商標権侵害物品の販売により被害を蒙った権利者が損害を回復する道は開かれていない。権利者が凍結口座から何らかの分配を受けられる方途をご検討頂きたい。

又、損害賠償請求訴訟において、これが認められても、職業的侵害者を相手とする場合、資産を隠匿しており、回収できる見込みが低い。なお、財産開示手続の実効性を担保すると共に第三者からの情報取得手続を定めた改正民事執行法が2020年4月から施行されたが、どの程度効果が上がっているのかは事例の集積を待たねば不明である。よって、損害賠償の実効性が上がる仕組みをさらに構築して頂きたい。

刑事事件手続での事になるが、被害者救済の一環として、商標法違反事件の被告に対しても、商標権者への損害賠償命令が出せるようにして頂ければよりありがたいと考えている。

B) 国際郵便について

国際郵便の実態は貨物を送る民間の国際宅配便と何ら変わりがない。にもかかわらず、郵便法に則って送り状には簡易な記載しか求められていないようである。薬物・銃器・商標権侵害物品等輸入禁制品の輸入にも国際郵便が広く悪用されている事は、輸入差止実績において郵便物が占める割合を見れば自明である。国際郵便が違法行為に利用されるのを防止する対策を講じて頂きたい。

C) 商標法等について

商標権侵害においては、商標の同一または類似が要件となっているところ、商標の類似を判断するにあたっては、外観・称呼・觀念いずれかが共通することを前提として、需要者において出所混同を生ずるほど両商標が相紛らわしいかを考慮することになる。このため、例えば、立体商標の刑事事件の事案で、登録立体商標を模倣していることは明らかであるにもかかわらず、被告人側が、「価格、材質、品質等の違いにより誤認混同のおそれはない」などと主張をしてくる場合が多く、対応に苦慮する場合が多いと認識している。この点、混同のおそれをあまりに具体的に捉えすぎると、粗悪な模倣品の場合はほぼ混同のおそれはなく商標

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

権侵害ではないという不当な結論に至ることになる。混同のおそれはあくまで抽象的なものと考えるべきである。

又、類似性の点で微妙ではあるが登録されると不適切な商標（例えばパロディ商標）は、商標法 4 条 1 項 7 号（公序良俗を害するおそれ）により登録を阻止できる可能性があるものの、同様の理由により権利侵害の場面において、権利者は救済を受けられない事となりやすい。

類似性については従来の判断基準からすると微妙な場合でも、他人の商標に依拠しておりフリーライドしている事が明らかな場合については、権利侵害が認められるような規定を商標法に設けて頂きたいと思料する。なお、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号は、事業者間の公正な競争を確保するため、他人の著名な商品等表示へのフリーライドを規制した規定であり、混同のおそれは要件とされていないものの、他人の著名な商品等表示と同一または類似の商品等表示を使用することが要件とされているので、商標法同様、類似性の判断において混同のおそれが考慮されると、結果としてパロディ商標を使用した商品の販売のような本来同号で規制されるべき行為が規制できることになり不當である。不正競争防止法においても、事業者間の公正な競争を阻害するフリーライドについて、より実効性のある規制を設けて頂きたい。

更に、登録商標に「タイプ」及び「風」等の文言を付して使用する事が商標の使用にあたるとの判例と特許庁見解（平成 17 年 2 月「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」）に照らして、インターネットでの物販の表題等で前記のような記載をする事をプラットフォーム事業者及び権利者の合意に基づき、原則として、禁じてもらっている状況にあるが、フランス知的財産権法 L713-2 条では、「権利者の許諾なく次の行為を禁止する。(a) 指定商品もしくは役務と商品もしくは役務について、例え、様式、風、系、イミテーション、タイプ、方式等の文言を付加しても、登録された標章を複製し使用し、もしくは付する行為、・・・後略・・・」として、法律によって前記の行為を禁じている。日本でも同様の趣旨での商標法の改正ができないかをご検討を頂きたい。

最後になるが、特徴あるデザインの製品を販売し、その後にその特徴のあるデザインを別の品目の製品に利用し販売する事が、権利者自身によって行われたり、第三者により無断で行われたりされる事も多くなってきている。このような場合を想定の上で権利保護を講じようとする手段が十分でないと感じる。例えば、意匠登録で対策を講じたいところであるが、これは創作非容易性を根拠にされ難いところであると理解している。出願人が同一である場合に限り創作非容易性についてのハードルを下げて頂ければありがたいが、それが現実的でないのであるならば、著名なデザインに関しては出所表示機能を獲得していると解釈し、商標法第 26 条 1 項 6 号の適用について柔軟に解釈して頂ければ商標登録でも対応し得るかもしれないと思料している。いずれにしても、前述した状況を勘案して頂いた上で、更なる権利保護の手当についてご考察を頂けるとありがたい。

VII) 消費者行政について

A) 消費者啓発について

毎年、特許庁が消費者に対して商標権侵害物品を購入しないようにとのキャンペーンを実施して頂いている事に感謝している。

今回の商標法改正に伴い、海外から商標権侵害物品の輸入は出来なくなること、税関で没収されることを周知し、いよいよ注意するように啓発して頂ければと考えている。

又、その際に、消費者自身が商標権侵害物品を販売する機会が増えている事に鑑み、商標権侵害物品（偽造品、新品/中古品及び包装資材等の販売用度品を用いてのリメイク品/ハンドメイド品）を販売しないようにとの呼びかけも併せて実施して頂けると更にありがたい。

B) 消費者保護について

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

デジプラ法が消費者の利益の保護を目的とした法律である事を前提とし、且つ、特商法については別項でお願いしていることを考慮し下記の事についてご考慮頂く事をお願いする。

a) 同法「施行規則（案）第3条」が掲げる重要事項について

商標権以外の例えば意匠権・著作権といった知的財産権を侵害する模倣品等でも消費者は被害を受けている。消費者庁の見解によれば、場合によるとした上で、前記した模倣品は施行規則（案）第3条第3号の「製造者名」等により対応することが可能であるとのことであるが、それでは万人に対して明確ではなく、商標権以外の知的財産権を侵害する模倣品に対応を求める際に、常に、消費者庁の見解を引き合いに出さなくてはならなくなる。

消費者保護にこそ迅速な対応が求められるはずであるので、重要事項に「意匠権・著作権」も記載して頂きたい。

b) 同法「施行規則（案）第3条」の商標権侵害の判断の範囲について

インターネットでは、例えばロット番号を故意に物理的に切り取ったり削り取ったりした物品や無断で小分けした物品（酒や香水等）の販売がされている。これらの物品は、所謂、「偽造品」ではないものの、税関の判断や判例等に照らすと「商標権侵害物品」に相当する。今般のコロナウィルス感染症予防のためのワクチン等を例にとるまでもなく、特に口に入れるもの肌に付けるものについては、商標の品質保証機能が損なわれることが著しく消費者の不利益につながる実質的な差異が生じていることは明白であると思料する。

消費者庁も、消費者保護の観点を十分に考慮した運用に努めるとお考え頂いており、大変に有益なこととありがたく存じているが、是非、積極的な対応を重ねてお願いしたいと考えている。

VIII) 司法機関（裁判所）について

本意見は、内閣府知的財産戦略推進事務局による意見募集に対して述べる意見であるので、三権分立の建前上、司法機関に対する意見を述べるのは適当ではないことは認識しているが、知的財産権訴訟の実務に関して裁判所に意見を述べる機会がないため、ここに意見を述べることをお許し頂きたい。

商標権侵害においては、損害賠償の算定根拠となる資料は侵害者が有している事が多く、文書提出命令等の手続を利用しても、十分な資料が開示されない事が多い。又、そもそも侵害者がきちんとした記録を残していない事も多く、権利者が十分な損害賠償を受けられない事が多い。裁判所にあっては商標法39条で準用する特許法105条の3を活用して頂きたい。

又、大量の商標権侵害物品が長期間にわたって消費者に販売された場合、損害賠償請求訴訟においては一つ一つの売買行為（日にち、場所、当事者、商品、価格、侵害された商標等）を権利者が特定する立証責任を負うが、自身が行った売買ではないため、侵害者がきちんとした記録を残していない限り、そのような立証はほぼ不可能である。侵害者の反証がない限り一部の売買行為の証明をもって他也推定するといった、立証責任の軽減をお願いしたい。

更に、フランク三浦事件等の判決から、最近、知的財産高等裁判所はじめ裁判所による商標法4条1項15号の混同のおそれについての解釈が極端に狭いとの感を禁じ得ない。印象としてではあるが、裁判官は、自分だったら混同しないという基準で判断しているのだと考えられるが、混同のおそれは抽象的なものでよいはずで、余り狭く解釈すると、類似商標の登録を禁ずる4条1項11号とは別に15号を規定した趣旨が没却されると思料するので意見としてお聞き頂きたい。

IX) 入管について

税関で差し止められた貨物について、輸入者である在留外国人が、本国の親族・知人から贈答品等として送ってもらったものであると主張する事がかなりある（特に中国人・フィリピン人・ベトナム人のケースが多発している）。外国人の場合、私物だとさえ言えばいくらでも商標権侵害物品を輸入できると誤解している可能性があるので、海外から商標権侵害物品を送らせると、例え私物でも違法となる事がある旨、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。なお、改正商標法の下で、海外の事業者からの送付であるとして輸入が差し止められることを回避するために、本国の親族・知人を介して輸入しようとするケースが今後増加することが想定されるので、重点的に対応して頂きたいことは「V)」の「A)」記載の通りである。

又、留学生が、日本で開いた銀行口座を商標権侵害物品販売業者に貸したり売ったりしている例がかなりある。用途が不明な者に対して、銀行口座を売ったり貸したりすると、犯罪収益移転防止法違反となったり、詐欺・商標権侵害等の違法行為を帮助したものとして、自己の在留資格に影響する場合もある事を、在留許可申請の際などに周知して頂きたい。例えば、水際取り締まりに関する税関のポスターを入国管理局にも掲示して頂くだけでも、一定の効果があると考えるのでご検討頂きたい。

X) 銀行の対応について

商標権侵害物品販売サイトの連絡先が分からぬ場合、銀行に対して、弁護士法第23条の2に基づいた照会により、サイト運営者に対して権利行使するのに必要であるとの理由で、当該サイトが代金振込先として指定している口座の保有者の個人情報を開示するよう求める事があるが、一部の銀行は別として、大半の銀行は個人情報を理由に開示を拒絶してくるのが現状である。この点、弁護士法第23条の2に基づく照会は、法律で規定されている制度であって、原則として回答・報告する義務があると解されている。又、個人情報の保護に関する法律は、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できる場合として、「法令に基づく場合」を挙げており、この法令には弁護士法第23条の2が含まれる。従って、銀行が、個人情報であって本人の同意が得られないとして、弁護士照会に回答しないのは誤った取り扱いであり（そもそも、違法行為を行っている者が同意するはずもない）、銀行に対しては、商標権侵害行為に対する権利行使において弁護士法第23条の2の照会を尊重し個人情報を開示するように指導を徹底して頂きたい。

XI) インターネットについて

C2Cサイトで発送地を国内と偽り消費者を騙し、海外から商標権侵害物品を送りつける例が依然として多発している。

ある税関での認定手続の際に「個人使用目的」を申し立てるケースの主たる発生源は、前段に記述した通りにC2Cサイトでの出品・販売である。そして、多くの輸入者が、日本国内発送だと信じて購入したところ、海外から発送されてきたと述べている事実もある。出品地を偽った場合は出品禁止にする等、取引プラットフォーム運営者が対策を強化するようにすれば、取引プラットフォーム運営者の削除に割かれる労力だけでなく、税関及び権利者に無用に課せられている負担を軽減する事になるので是非検討して頂きたい。

更に、C2Cサイトにおいて、出品者が商標権侵害物品を販売した場合、取引プラットフォーム運営者が権利者の指摘を受けてIDを無効にする事があるが、商標権侵害物品の出品は、大抵の場合取引プラットフォーム運営者の利用規約違反となるので、このような出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組みを検討してほしい。

次に、現在までC2Cサイトが任意に実施している悪質な商標権侵害物品販売者のIDの削除並びに再登録を阻止するためのID削除を受けた者の情報のリスト化を法令による義務化もしくは業界取り決め等によって義務に近いものする事や、悪質な商標権侵害物品販売者によって使用された銀行口座等を銀行に通知するシステムが構築できないかについてご検討を頂きたい。

又、出品の際に商標権侵害物品を出品しないようにとの注意を表示しているC2Cサイトが存在するが、デジ

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

プラ法等でこれを義務化もしくは業界取り決めや政府から指針を示す等によって義務に近いものにできないか考察をして頂きたい。

更に、商標権に基づく発信者情報開示請求に対して、プロバイダ責任制限法のガイドラインに従わないISPがみうけられる。プロバイダ責任制限法のガイドラインの存在の周知等について必要な施策を講じて頂けるとありがたい。

又、プロバイダから発信者情報が開示されるのに時間がかかると、せっかく開示された情報が陳腐化して権利行使に役立たなくなる。この点、プロバイダ責任制限法第4条2項は、発信者情報の開示について発信者の意見を聴かなければならない旨規定しているが、開示につき発信者の同意は要件とされていない。にもかかわらず、発信者の不同意を理由としてISPが情報開示を拒む場合がしばしば見受けられるので、このような誤った運用がされることのないよう、明確な侵害行為について適式な発信者情報開示請求がなされた場合には迅速に情報が開示されるような方策を講じて頂きたい。

最後に、著名なブランド名を無断で使用したドメイン名の登録が横行しているが、現状では、登録を受け付けるレジストラーは特に事前審査を行う事なく自動的に登録しているようである。このようなドメイン名の登録・使用は、不正競争防止法違反に該当する可能性があるが、同法上は「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で」というのが要件となっているため（同法第2条1項13号）、ブランド名が使用されているだけで直ちにレジストラーが不正競争行為であると判断する事は実務上難しく、権利者がいちいち指摘しない限り、レジストラーが自主的にチェックする事は行われていないようである。レジストラーにおいて、権利者の許可を得ずに登録商標と同一の文字列を含むドメイン名を登録する事は認めないと利用規約に規定する等の対応を取ってもらうためには、登録商標のドメイン名への使用は商標の使用に該当する事を商標法で明文化するといった措置が必要ではないかと考えている。

法人・団体名
22. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）
意見の分野
(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革
意見

海賊版サイト対策に関する政府からの支援強化について要望する。

2021年7月13日決定の「知的財産推進計画 2021」においては、2021年4月に更新された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」に則り第一段階に位置付けられた対策を中心に、関係省庁において海賊版対策が行われている。

CODA 及び会員社は、同対策メニューに掲げられている著作権に関する普及啓発、正規版流通促進の支援、海賊版サイトへの共同エンフォースメント、違法コンテンツの削除要請、CDNへの削除要請、検索エンジンにおける検索結果表示抑止、広告への対策、フィルタリングの要請などはすでに実施しており、今後も引き続き対策を継続する。

また、CODA では「国際連携・国際執行の強化」を目的に、

1. 本年4月に海賊版対策の国際連携の強化を目的に、米国、中国、韓国、ASEAN 等の関係者が一堂に集まり、各國における(1)権利者、(2)行政機関、(3)執行機関、(4)消費者、といったステークホルダーの現状認識や広報啓発の在り方などについて定期的に検討・協議する組織として、「国際海賊版対策機構」を CODA が発起人となって設立する。
2. 悪質な海賊版サイトに対する国際執行の強化を目的に、エシカルハッカーと連携し、合法的な各種調査を実施することにより、海賊版サイトの運営者を特定し、居住する当該国に対して摘発を求めていくとともに、海賊版サイトで広告を行っている企業に対しても注意勧告をもとめていく。

これら国際連携・国際執行の実現にあたっては、我が国政府及び当該国在外公館等の支援・協力は必要不

可欠である。

政府として、対策メニューに限定することなく、また権利者ばかりでなく、関係者が一丸となってあらゆる海賊版対策を講じることへの支援の強化を要望する。

法人・団体名
23. 一般社団法人ソフトウェア協会
意見の分野
D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略
意見

《全文》

■ビジネス SaaS の海外展開を知的財産戦略に

社会の DX(デジタルトランスフォーメーション)が進展し、ともないソフトウェアの利用が広まっている。ソフトウェアも著作権法上の著作物に該当するため、コンテンツと同様に国産 SaaS (Software as a Service) の海外展開も、知的財産推進計画として海外展開有望な分野を特定し、後押しすべきではないか。

例えばクラウド会計やタレントマネジメントなどのビジネス系 SaaS は当初からグローバルクラウド基盤の上で動いており、技術的には国境を越えたビジネス展開の可能性が十分にある。事実として、この数年市場を席巻しているのは海外企業の提供する SaaS である。クラウド基盤をプラットフォームとして最大限活用することで言語や商慣習などの違いを乗り越え、展開していると考えられる。

■作品 IP の多面的展開を後押しするコンテンツ戦略

従来、日本のコンテンツ展開の主流はメディアミックスという、IP を中心に複数のメディアやコンテンツを展開し、タッチポイントを増やしファンを獲得していくという手法がとられてきた。これは多面的展開を露出のための一手法としての活用に留めているともいえる。これは、ハリウッドなどで取り入れられている、壮大な世界観を作り出して映画とゲーム産業をつなげることで収益の柱としていく手法とは異なっている。

近年テクノロジーの進展により映像作品やゲームはますます高画質・高音質になり、1 作品あたりの製作費は世界的に高騰している。十分な製作費をかけて消費者に選ばれる作品を創出し続けるためには、作品 IP を映像・ゲーム・グッズ・電子書籍・NFT などといった形で多面的に展開し、収益を多角化することを当初から見込んで企画する必要がある。そのためには、IP 保有者が作品やキャラクターをあらゆる領域に自在に展開できるビジネス環境の構築が急務であり、デジタル時代のコンテンツ戦略はこうした動きを後押しするものでなければならない。

政府知的財産戦略本部構想委員会の議論においては、デジタル時代のコンテンツ戦略の「メディア・コンテンツ産業の構造変化／今後の方向性」として「制作したコンテンツの IP を確保し、これを多角的・積極的に活用して、収益を最大化していく必要」と言及されており、「知的財産推進計画 2022」で本項目が重点項目として取り上げられることを期待する。

■作品 IP の多面的展開を後押しする制度案

デジタル時代となりコンテンツの市場はボーダレス化・グローバル化、拡大の一途を辿っているものの、実際に「稼ぐキャラクター」は一握りである。グローバルに人気のある IP やキャラクターを創造する力を阻害せずに後押しする制度とは、例えば下記のようなものがあるのではないか。

1. 市場を知る=マーケティングに十分な予算をかけることのできる座組の支援制度。例えば経済産業省によって行われている「コンテンツグローバル需要創出等促進事業費補助金(J-LOD)」事業は企画・マーケティングで創造性を発揮しようとしている事業者も支援することができるものだが、実績としては既に出来上がっているコンテンツを翻訳し、販促することに活用されるケースが多いため、制度の認知向上の取り組みが

必要ではないか。

2. 自前主義ではなく他業種や他国企業とのコラボレーションによるビジネス展開ができるよう、分かりやすい著作権処理の仕組み(一元的管理、窓口制度)の整備。権利処理の簡便化が利活用を促進し、権利者への利益還元にもつながるはずである。

3. 同様に、「売れるフォーマット(ゲームエンジンなど)」は技術の革新によって常に変化し続けるため、将来流行するであろうフォーマットを見据え、それに合わせたコンテンツの研究開発ができるよう、最新のテクノロジーとコンテンツ制作者のオープンイノベーションを促進する制度。例えばゲームエンジンであるUnreal EngineがCG映像制作の在り方を大きく変えたり、韓国のWEBTOONが縦スクロールの電子漫画をスタンダードにしたり、技術によるコンテンツの変革は次々に起きている。(オープンイノベーションについては「知的財産推進計画 2021」P. 61などで言及があり、新たに整備される仕組みが幅広い産業で活用できる形となることを期待する。)

■VFXへの政策的支援

高画質化が進む映像制作産業では先端テクノロジーを使ったバーチャルプロダクションの利用が作品の質や制作工程の効率化に貢献している。VFX(視覚効果技術)により、建物や道路など都市の街並みを自動で生成でき、天候や時間帯による光源の変化などにも対応できる。作業工程の効率化とIPの多面的展開に必要な高品質化の両立に向けて活躍が期待される技術であるが、こうしたテクノロジーの導入を含めたデジタル化への投資は、制作者には一時的なコスト増になるため個社ではインセンティブがわきにくい。デジタル時代のコンテンツ戦略推進のための施策として、革新的な技術導入推進への全産業的な支援を要望する。

《要旨》

以下を提言いたします。

- 1) ビジネス SaaS の海外展開を知的財産戦略に
- 2) 「制作したコンテンツの IP を確保し、これを多角的・積極的に活用して、収益を最大化していく必要」について、「知的財産推進計画 2022」で重点項目として取り上げられること
- 3) グローバルに人気のある IP やキャラクターを創造する力を阻害せずに後押しする制度構築
- 4) VFXへの政策的支援

《意見の内容》

D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略

法人・団体名
24. 日本弁理士会
意見の分野
—
意見
《要旨》 中小企業やスタートアップが、知財・無形資産を経営資産として活せるメカニズムを構築していただきたい

い。価値あるデータの利活用促進については、不正競争防止法に加えて特許法においても検討をすることがよい。企業の IP コンテンツに係る NFT を第三者が勝手に作成する行為および仮想空間におけるアバターによる各種行為の法的な扱いを整理すべきである。

《意見の内容》

「(A) 競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化」

「(A1) 知財投資・活用促進メカニズムの構築」

知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドラインの普及を、特に中小企業やスタートアップに図っていただきたい。当該ガイドラインは、中小企業・スタートアップにとって、知財・無形資産を経営資産として活かした資金獲得支援につながるものである。また、VC や金融機関においても、知財・無形資産を評価して、融資や投資につながるような強力な後押し策を構築していただきたい。

また、必要に応じて、金融機関や投資家側、ユーザー側及び知財専門家に、随時ヒアリングを行う等して、より有用な情報が開示されるようにガイドラインの見直しに取り組んで頂きたい。

「(B) 優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進」

標準の戦略的な活用を強力に推進する施策を引き続きお願いしたい。特にスタートアップ・ベンチャー企業・中小企業が持つ技術についても標準化の枠組みに取り込もうとする場合、標準化だけではなく、事業戦略の中で、権利化、ノウハウ（営業秘密）化、標準化等の選択肢を組み合わせて事業戦略を実現していくことについての推進が必要である。

「(B2) 標準必須特許の戦略的獲得・活用」

標準必須特許の日本における権利保護の在るべき姿について、諸外国の裁判傾向も踏まえながら検討すべきである。日本企業が標準化に積極的に関わるインセンティブとなるような、標準必須特許の適切な権利保護について検討すべきである。

「(B3) オープンソースの活用基盤の強化」

オープンソースソフトウェア（OSS）について、利活用を促進するため、適正な流通のためのルールの整備について検討すべきである。知財リスクの理解を促すだけでなく、知財リスクに基づく不利益を避けるためのルールを整備することが、OSS の利活用を円滑にし、利活用の促進につながると考える。

「(C) 21世紀の最重要知財となったデータの活用促進に向けた環境整備」

価値あるデータ（例えば、3D プリンタデータ、ビッグデータなど）の利活用促進については不正競争防止法に加えて特許法においても検討をすることがよい。で産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」（令和 3 年 2 月）で「今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続していくことが適当である。」とされた「特許権の実効的な保護のための関連データの取扱い」について、検討を進めるべきである。

「(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革」

企業の IP コンテンツ（たとえば絵）に係る NFT を、第三者が勝手に作成する行為が考えられるので、法的な扱いを早急に検討すべきである。

また、仮想空間におけるアバターによる各種行為の法的な扱いを整理すべきである。さ更に「メタバース上でのすべての事象を仮想空間から現実空間へと引き戻してから現実空間で法解釈する」という対処では、将来的には整理が困難な事態が生じてくるかもしれないため、その点も併せて検討するべきである。

日本、米国など種々の国の人間が、同じ仮想空間においてアバターを介して「もう 1 つの現実」を送ることが考えられる。そのため、メタバースが「もう 1 つの現実」であるならば、その「もう 1 つの現実」はどの国の法律で律すべきであるか、という準拠法の論点がある。準拠法についての整理を検討すべきである。

「(D2) コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組」

模倣品・海賊版対策について、特許法でも、意匠法・商標法に倣って「輸入」の概念を拡充していくことについても検討していく必要がある。例えば、海外の日本向けオンラインファーマシーによる海外の第三者メーカー製の日本特許医薬品の日本向け販売・直送・個人輸入の問題（輸入行為の主体の如何及び「業として」要件との関係で日本の特許権行使し難いこと）について、令和 3 年商標法・意匠法改正と同様の特許法等改正の検討を行うべきである。

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

「(E) スタートアップ・中小企業/農業分野の知財活用強化」

スタートアップを支える知財戦略専門家派遣スキームとして、日本弁理士会では弁理士紹介制度やコンサル支援を実施していることから、人材活用については既存のこれらのスキームを活用していただきたい。

また、スタートアップ・中小企業の知財活用支援のため、実用新案法の再評価について検討を進めるべきと考える。産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」（令和3年2月）で「今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続していくことが適当である。」とされた諸論点のうち、「実用新案法の再評価」についても検討を進め、自己実施を目的とし且つ製品寿命が短いものについて有益な制度となるような検討を開始すべきである。

また、現在使用されていない有用な権利について、特許年金等の費用の低減をすることなく、他の第三者が利用したい場合についてスムースな利活用ができるようなライセンス意思表示を促すインセンティブの仕組みの検討は進めてよいのではないか。

「(E3) 農林水産業分野における知財活用環境の強化」

日本で登録されたGIの海外での的確な保護に向けて、EU、アメリカ、イギリスなどと、EPAを通じてGIの相互に保護する動きがある。他の国、地域においても、EPAのような枠組みを通じて、日本のGIの的確な保護の拡大を期待する。

また、海外でGI登録申請などする場合には費用が高額になるため、補助金制度の継続を期待する。

日本の農林水産物の海外展開を、官民連携して強力に推進するスキームを構築していただきたい。また農林水産物の海外展開に関しては、オープンクローズ戦略が重要であるところ、日本の農林水産物の生産者の多数は、小規模事業者であり、グローバルな知財および標準化戦略に取り組む意識を持つという段階にまで至っていない状況である。そこで、農林水産物海外展開の際は、知財の保護および標準化戦略に取り組むことについて、相談窓口の設置強化等、生産地域に周知、提案し、手厚く支援できるスキームを全国に設置・周知していただけるように期待する。

「(F3) 知的財産権に係る審査基盤の強化」

審査期間の延伸に対する審査体制整備が、期間短縮だけを進める施策に偏らないようお願いしたい。審査業務の効率化が、単に審査期間を短くするだけでなく、出願人が必要な権利を取得することを目的とする手続となることを望む。法改正のみならず審査基準や運用等においても、関連団体と丁寧な意見交換をしていただき、有用な審査体制整備を構築していただきたい。

「(F4) 产学連携における知財活用の促進」

大学の研究成果を社会実装することは重要であるが、企業と大学との共有特許に関し、一定条件のもとで大学独自に第三者にライセンスできるルール整備については、関連団体や産業界の意見も聞いて課題を詳細にヒアリングいただいた上で慎重に検討いただき、企業が大学等と共同研究するインセンティブが減少しないよう配慮していただきたい。特に、地方の大学と地元の中小企業とが共同研究していく際の課題については、ヒアリングを重ねていただきたい。大学も企業も、共同でイノベーションを創出しようとする意識を向上させていく施策が重要であると考える。

法人・団体名
25. Netflix 合同会社
意見の分野
D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略
意見
《要旨》
以下を提案いたします。
1) 「制作現場の収益力強化と就労環境改善」について正しい現状認識と課題も含めて、「知的財産推進計画

2022」で重点項目として取り上げられること

2) 「クオリティ向上と人材育成の必要性」について正しい現状認識と課題も含めて、「知的財産推進計画 2022」で重点項目として取り上げられること

3) 人材育成の具体策として、「カリキュラム策定」「キャリアパスの構築」を盛り込むこと

4) リカレント教育、適切な社会保障制度の見直し、DX ツール導入支援など、フリーランス施策を盛り込むこと

《全文》

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集に関し、以下のとおり意見を提出します。

■世界的なコンテンツの展開を踏まえた施策

コンテンツのデジタル化が進み、メディアやデバイスに依存せずにあらゆる国のコンテンツを視聴できるようになるなど、世界中でコンテンツをめぐる環境が大きく変わってきてている。一方で 10 兆円規模の日本国内コンテンツ市場に対して、日本の海外輸出額は相対的に低く、1 兆円を稼いでいるのは家庭用ゲームとアニメ（テレビ／映画）だけであり、海外市场を見据えて展開できる余地は依然として大きい。

このような環境変化を捉え既に海外のコンテンツプロバイダーは技術投資と人材育成に注力しており、作品にかける投資額も向上している結果、各国の作品のクオリティが急速に向上し、その作品が世界展開を経ることによって、更なる利益を生み、再投資が起こるという競争へと進化している。

知的財産推進計画 2021 では、デジタル化に伴う環境変化を捉えて、「危機であると同時にチャンスでもある」と認識し、コンテンツ産業において打ち手の必要性を訴えている。これは、広く周知されるべき重要なご指摘である。知的財産推進計画 2022 ではグローバルな競争環境を踏まえた施策を期待する。具体的な施策として有効な取り組みは複数考えられるので、別途項目を設けて後述する。

■競争力強化とクオリティ向上にとっての課題の把握

上記の通りデジタル化に伴う世界的な競争激化と海外展開のチャンスを踏まえた上で、日本のコンテンツ産業、特に映像産業の振興を考えると、映像作品のクオリティ向上は喫緊の課題である。クオリティ向上に必要な条件のうち、中でも人材育成と DX 推進は急務である。しかし人材育成につき、現状では専門的な知識や技術を学べる機会が少なく、現場もタイトなスケジュールに追われることが多いという実情がある。制作現場が今後もクオリティの高い作品を生み出し続けるには、優秀な人材を育てていくことが最も大切であるため、業界を挙げて適切な対策を進めていく事が必要と考える。人材育成や DX 推進における主な課題を下記に列挙する。こうした課題を踏まえた上で、知的財産推進計画 2022 には適切な施策を盛り込んでいただきたい。

（1）収益力の低さと人材定着率の低さ

人材育成には前提として、同じ人材が継続的に就労できるだけの安定した就労環境が必要である。映像産業においては収益改善に取り組めていない制作現場が多く労働環境の悪化を招いている結果、高い離職率を引き起こしてしまっている。映像産業にとって、収益力の低さからくる過酷な就労環境が、継続的な人材育成を難しくしている。ひいては制作現場の収益力の弱さは、日本作品のクオリティ向上を阻む、映像産業の振

興にとっての大きな阻害要因となっている。

このように日本の映像産業にとっては、人材育成の前提となる収益力強化が急務である。収益力強化と就労環境改善に正面から取り組む必要性についても、業界の理解を深めるべきである。

この点知的財産推進計画 2021において、「制作現場のデジタル化の遅延による低い生産性や長時間労働、人材育成機会の不足等により、コンテンツ産業全体の生産性や競争力が上がらず、人材の流出がおきているといった懸念が指摘される」との記載があり、製作現場の抱える課題を正確に把握している点は重視されるべきご指摘である。

(2) 人材育成機関の未整備とキャリアパスの欠如

海外においては専門的な技術を高度なレベルで体系的に習得できる人材育成機関が整備されている。これに対して、日本においては海外に比して十分に整備された人材育成機関がなく、育成は OJT 中心である。

それにもかかわらず、日本の制作現場では OJT で専門的な技術を学ぶ前提となるキャリアパスが構築できておらず、就労者にとって技術向上に取り組める環境が用意できていない（一例を挙げれば、フォーカスを合わせる技術者は、海外ではフォーカスセンターという専門的なキャリアパスが用意されており、スキル向上に継続的に取り組む事が可能で、しかもスキル向上が報酬増加に紐づけられているなど、OJT を通じて継続的にスキル向上に取り組む環境が整っている。これに対して、日本ではフォーカスを合わせる作業は、一時期に担当する業務にすぎず、担当者が業界に習熟していくと次のポジションに進むことになり、フォーカスの業務を扱わなくなる。そして新規に担当となったものがフォーカスを合わせる作業をあらためて担当するようになるため、いつまでもフォーカスを合わせる専門技術について人材育成を行うことができず、日本においてはフォーカスのスキルが低いまま撮影がなされているのが現状である。このようにキャリアパスの欠如が、専門技術の習得を困難にしている）。

■具体的施策：収益力強化について

前述の通り人材育成に取り組むための必須条件として、人材を育成するための事業者の体力が不可欠である。そこで、人材育成の前提となる制作現場の収益力強化について、官民一体となって促進ないし支援していただきたい。

(制作現場の生産性の向上)

- 制作現場の低い生産性が日本の映像産業のネックになっている。分業と特化という生産の基本が確立されず、効率的なロジの作成もままならず、待機も含めた長時間労働で低い生産性を穴埋めしている状態となっている。制作現場の生産性の向上を正面から施策の柱に据えていただきたい。クオリティ向上の前提として、生産性の向上とその過程で必要である DX の導入は避けることができないことを、業界共通の認識とすべきである。国はこれらの取り組みの必要性を業界に対して周知して、ロールモデルを奨励し、必要な支援をしていただきたい。特に生産性向上の為に必要となる就労環境の改善、権限の分離と民主的運用による現場のマネージメント能力の強化は他国なら学ぶべきところも多いところから、海外で学ぶ機会を作ることも重要なと考える。

(サプライチェーンの DX 推進)

- 生産性向上の観点から DX の推進が必要なことは上記で述べたが、それが、各々の事業所に止まる事なく、サプライチェーン全体となることを推進していただきたい。コンテンツ産業における DX には、各工程が連

携できるよう共通で利用できるデジタルツールを使う必要があるが、インターフェラビリティ(相互運用性)が確保できているとは言えず、またフリーランスの多い多重下請け構造が、共通した標準のデジタルツールの導入やDXスキル習得を阻害しているため、DX推進のボトルネックとなってしまっている。

政府にはコンテンツ・サプライチェーンとDXの関係を再定義し、ボトルネックとなる

フリーランスのDX機器導入や技術習得、DXツールの標準化等の政策を知財戦略には盛り込んでいただきたい。

(企画段階からのビジネスモデルの再設計)

・収益力強化には、企画段階から多面的な収益構造を視野にビジネスを設計することが必須である。ゲームやマーチャンダイズ等へのIPの多面的展開やコンテンツの海外展開、プロダクトやインバウンドを含めた総合的マーケティング、DXによる生産性向上などの成功事例について、その成功要因と再現するための手法の両方を分かりやすく整理し業界へ提供することも、有効な施策と考えられる。

さらに収益力強化の観点で、投資家やビジネスコンサルティングの企画段階での参加などを促し、ビジネスに詳しいノウハウを持つ外部人材が映像産業へ参画することを推進していただくことも一案である。(例えば海外では、世界市場で回収することを前提とした投資額の増加が見られている。企画段階から収益力を評価された上で、多額の投資がなされてクオリティの高い作品を取る事ができる仕組みになっている。日本においても資金調達まで含めて海外展開を視野に入れビジネスを設計する事が、作品のクオリティ向上にとって重要だが、業界内の認知が進んでおらず、こうした取り組みは今のところ十分とは言えない。)

■具体的施策：人材育成について

激化する競争環境の中、日本の映像作品の質向上に取り組む観点からすると、知的財産推進計画2021において人材育成の施策が盛り込まれている意義は大きい。知的財産推進計画2022では是非、人材育成を通じたコンテンツ産業振興のため、施策を深掘りし充実させていただきたい。下記は特に取り組んでいただきたい施策である。

(就労環境改善)

・激化する競争環境の中で、コンテンツ産業の競争力を向上しようと考えた場合には、優秀な人材が就労したいと思えるだけの魅力的な就労環境整備が必要である。他の産業から見て魅力的と見えるだけの就労環境整備(就労環境には報酬も含む)に対する民間の取り組みを推進し支援していただきたい。国はその重要性を業界内に周知していただきたい。

(人材育成機関の整備とカリキュラムの整備)

・知的財産推進計画2022には、専門技術を習得できるよう、官民一体となった人材育成カリキュラムの創出と教育機関の充実を盛り込んでいただきたい。その際には競合相手となる海外の人材教育機関の仕組みやその技術習得の水準、カリキュラム内容を参考にしていただくのが良いと考える。

(キャリアパスの構築)

・技術進展に伴い各種作業に要求される専門的スキルは高まっている。このような環境でOJTを通じて専門

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

的技術を持った人材を育成をするには、キャリアパスがなければ困難である。現場におけるキャリアパスの構築促進およびその支援を人材育成施策の内容に盛り込んでいただきたい。キャリアパス構築については、専門的な技術を習得した人材が将来に渡って働く環境の整備（技術習得に見合った報酬の向上等）が必要であることも、業界内に周知すべきである。

(フリーランスへの施策の充実)

・映像産業の従事者はフリーランスの形態による参加が多いが、フリーランスには技術習得の機会が少なく、外注の形を取ることからナレッジの蓄積につながっていないという問題がある。またフリーランスへの保護施策も十分とは言えないことで、映像産業からの離職を招く一因となっている。フリーランスに対する技術習得の支援や、社会保障制度のあり方の見直しを含めた、フリーランスが安心して働く環境の整備を国にお願いしたい。

(グローバルな視点での人材育成)

・知的財産推進計画 2021 でも「発信力の強化に当たり、相手方の趣味嗜好を踏まえた良質な魅力を選定して発信することが、最も基本的で重要」との記載があった通り、海外展開において作品のクオリティを考える際には相手側の視点を持つことが非常に重要である。人材育成においてもグローバルの視点を持った人材の育成に取り組むべきである。海外の技術やマーケティングノウハウを学ぶ取り組みを推奨していただきたい。更に今後は脚本など国内で閉じていた人材も海外で学ぶ機会が得られるように推進していただきたい。

法人・団体名
26. マカイラ株式会社 マカイラ公共政策研究所
意見の分野
(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革
意見

(要約)

「知的財産推進計画 2021」の趣旨及び方向性について賛同した上で、次の通り補完的な意見を申し述べます。

- デジタル時代のコンテンツ戦略は世界市場を目指すべきである
- デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連制度の改革をすべきである
- コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組を推進すべきである

(本文)

《デジタル時代のコンテンツ戦略は世界市場を目指すべき》

コンテンツ製作にあたっては、当初より世界市場の獲得を目指すべきと考える。そのためには、下記の事項に取り組むべきであり、知的財産推進計画 2022 においても取り上げていただきたい。

- ・プロモーションよりもニーズに沿った作品作りにこそ注力すべき。ニーズに沿った作品作りは、企画制作の段階から行うものであるとマインドセットを変え、国内に閉じていた企画から海外を意識した企画にすべ

き。具体的には、現在の作りたいものを作つてから売りに出す手法を変えて、世界市場のニーズを把握し、作品作りに反映する手法に変えるべき。

- ・その際、国内と国外でお客様の評価軸が違うことに留意すべき。特に日本は「誰がでているか、演出しているか」が重要であり、作品が有名でない限り、キャストで集客することが常態化しており、この手法は海外では通用しないと考えるべき。
- ・競合となる他国コンテンツ産業のクオリティが急速に向上している事実について、認識した上で、世界市場のニーズを踏まえ、圧倒的なクオリティを追求すべき。
- ・クオリティとして追及すべき事項は、脚本、演技者、映像、音声、など多岐の領域にわたるが、それぞれの領域で高いレベルでの人材育成を行うべき。
- ・人材育成を可能にするために、収益機会を増大し増加した収益を働き手に還元すべき（海外市場の獲得と人材育成は車の両輪として考えられる）。
- ・人材育成には、専門的技術を身につけるためのキャリアパスを用意すべき。
- ・市場参入段階においては、該当する海外市場におけるコンテンツの相場感や当該国の規制を回避する方法、当該市場において魅力的に見せるための流通チャネルなど、市場に適合したノウハウが必要であることを認識すべき。また当該ノウハウは競争力にも直結するため、最大限活用し自社にも可能な限り蓄積すべき。
- ・自社にノウハウがない場合には、信頼ができ、かつ当該ノウハウを持っている外部のプレイヤーを活用すべき。
- ・外部連携においては、安易に短期的なマッチングに頼ると相場感より低く買い叩かれる傾向にあることに注意し、腰を据えて一緒に取り組める現地パートナーとの連携を行うべき。その際、市場の特徴、顧客の特性、文化背景など様々な角度から分析を行い、トライ＆エラーを繰り返し適応すべき。

《デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連制度の改革》

「アニメーション制作実態調査 2019（一般社団法人日本アニメーター・演出協会）」によると、アニメーション制作に関わる仕事に従事する人の就業形態は約半数（50.5%）がフリーランスであり、彼らに対する技術習得等の支援策や適切な対価還元を促進する施策はコンテンツ産業の持続的発展にとって極めて重要である。業界・当事者団体等とのコミュニケーションを取りながら積極的に推進すべきである。

また、施策の方向性の中に「商業ベースでは日本のテレビ番組の放送が進まない国・地域を対象に、日本のドラマ、アニメ、ドキュメンタリー、映画、バラエティ等の放送コンテンツを無償提供」とあるが、その意味するところによっては、日本のコンテンツに対する価値を毀損する可能性がある。むしろ、本計画の趣旨においては、商業ベースで放送が進まないコンテンツを無償化するのではなく、その要因を明らかにした上で、商業ベースで世界展開が進むよう環境整備に努めるべきである。コンテンツそのものではなく、流通経路に問題がある場合は、本計画で言及されているグローバルな配信プラットフォーム等を積極的に活用し、タッチポイントの創出を促すべきである。

《コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組》

「ジャパンサーチ」は意義のある取り組みであるにも関わらず、その価値や用途について、広く人々に知られていないのではないか（月間 10 万 PV 以下と推測）。データベースとしての価値を高めるため網羅性をさらに向上させ、日本の文化的・学術的コンテンツがジャパンサーチに集約されていることの周知を図るべきである。さらに、「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」に掲げられた「デジタルアーカイブを日常にする」という意志を内外に強く示すため、公文書等にかかる法令を見直し、公文書等を全てデジタルアーカイブす

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

することを目指すべきである。また、「デジタルアーカイブ社会の実現」のために立法府のデジタル化を後押しすることを検討すべきである。政府の施策に立法府に属する国立国会図書館が協力しているように、立法府の施策にデジタル庁等の政府機関が補佐することも可能ではないだろうか。公共領域のオールデジタル化が達成されることは、コンテンツ・クリエーション・エコシステムの社会実装に寄与すると考えられる。

法人・団体名
27. PhRMA（米国研究製薬工業協会）知的財産委員会
意見の分野
(A1) 知財投資・活用促進メカニズムの構築
意見
<p>《要旨》</p> <p>日本における更なるバイオ医薬品イノベーションを奨励するために、データ保護制度の導入、特許延長制度の改善、及び、パテントリンクージ制度の改善について要望します。</p> <p>《本文》</p> <p>日本における更なるバイオ医薬品イノベーションを奨励するために、革新的なイノベーションを効果的に保護し施行するための、より先進的な知的財産規定を確立することを要望します。具体的には以下の3点、データ保護制度の導入、特許延長制度の改善、及び、パテントリンクージ制度の改善について要望します。</p> <p>1. データ保護制度の導入</p> <p>データ保護制度は、臨床試験データを他者への開示及び他者による使用から十分な期間保護する制度です。医薬品の開発は、長い期間と莫大な投資が必要でありながら、製品にまで至る確率が極めて低い事業です。このため、データ保護制度は、特許を補完し、新たな治療への投資に対してインセンティブを提供する重要な役割を担っており、欧米では既に法制化されています。</p> <p>日本においては、いわゆる再審査制度があるものの、データ保護を規定する法律はありません。再審査制度の目的は、承認医薬品の安全性の確認であってデータの保護を目的としておらず、このため、制度目的の下で将来的に再審査制度が変更されてデータ保護の役割が失われる懸念があります。また、再審査制度は法律として規定されていないことも、将来の制度変更の懸念につながります。</p> <p>以上の観点より、再審査制度とは別に、データ保護制度の法制化を要望します。</p> <p>2. 特許延長制度の改善</p> <p>特許延長制度は、医薬品の承認を得るまでの間、特許を実施することができなかった期間を回復する措置として特許期間を延長する制度です。日本においては、一つの医薬品について複数回の承認を得た場合、その各承認について特許延長をすることができます。</p> <p>しかしながら、この制度は医薬品の開発を促進し適切に保護することを目的としているながら、現在の特許庁による解釈によれば、1回目の延長期間に対して2回目以降の延長期間の方が短くなり得、結果としてこの医薬品自身のLOE (Loss of Exclusivity) が早くなるというケースがしばしば起こっています。</p> <p>現在のこのような解釈による運用は、承認を得ている医薬品に対して追加の開発を行うことに対する意欲を損なわせるものですので、追加の開発によって元の特許延長期間による保護が実質的に損なわれることがないように、特許延長制度の改善を要望します。</p> <p>3. パテントリンクージ制度の改善</p> <p>医薬品の特許が有効な期間は、後発医薬品又はバイオシミラーによる特許侵害を容認することになってしまわないように、これら後発品などが一定の条件の下では承認されない制度、いわゆるパテントリンクージ制</p>

度があります。

しかし、他の先進国と比較して一定の条件が狭く、まず対象となる特許は物質特許と用途特許のみで、例えば組成物特許は対象外です。また、物質特許であっても、無効審判が係属していた場合、無効が確定していくなくても後発品などは承認されてしまいます。さらに、後発品などの審査の経過は特許の権利を主張する者側には一切知らされず、後発品などが承認されて初めて結果を知ることから、特許紛争を早期に解決する機会がありません。

以上の観点より、不要な特許紛争を防ぎ、特許紛争が起こる場合であって早期かつ実質的に解決できるよう、パテントリンクケージ制度の改善を要望します。

法人・団体名	
28. 株式会社日本国際映画著作権協会	
意見の分野	
D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略	
意見	
<p>私たち、株式会社日本国際映画著作権協会（以下、「JIMCA」といいます）は、以下の国際的な映画製作・配給会社6社を代表するモーション・ピクチャー・アソシエーション（以下、「MPA」といいます）の日本における子会社です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ ● ネットフリックス・スタジオ・エルエルシー ● パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション ● ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメント・インク ● ユニバーサル・シティ・スタジオ・エルエルシー ● ワーナー・ブラザース・エンターテインメント・インク 	
<p>このたびは、知的財産推進計画 2022 の策定に関する諸問題について、意見を提出する貴重な機会をいただき大変感謝しております。JIMCA は、より強力な著作物の保護を推進し、クリエイティブコンテンツ産業の成長とさらなる発展に寄与するとともに、ポストパンデミック時代における経済の活性化に努めています。</p> <p>黒澤明監督の映画作品から ONE PIECE 等のアニメ作品にいたるまで、日本のコンテンツ、クリエイターおよび文化は、世界中で高い評価を受けています。日本文化を世界に発信するクリエイティブ作品を製作することは、「クールジャパン戦略」の重要な柱です。クリエイティブ作品の製作や発信を奨励することで国内の経済成長を促進するとともに、日本と諸外国との交流も強化されます。クリエイターの報酬を保護するために、クリエイターの権利を尊重し、かつ契約の自由を保護することは、これらクリエイティブ作品への投資を継続させるために不可欠です。</p> <p>JIMCA は、日本政府が今後の知財戦略を見直すことを歓迎しますが、デジタル時代のコンテンツ戦略によつて著作権法により与えられるクリエイターの権利が損なわれないこと、また、自主的なライセンス契約を含む、契約の自由が損なわれないよう確保することが重要です。</p> <p>本意見書では、JIMCA は、「知的財産推進計画 2021」重点事項に関する以下の重点分野についての意見を提出させていただきます。</p>	

1. 「(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革」

簡素で一元的な権利処理について

視聴覚作品の権利者らは、「(D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革」において提案されている「拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理」によって、不当かつ不必要に、価値ある独占的権利が損なわれ、これに伴って視聴覚作品の市場価値が低減するのではないかと懸念しています。いわゆる拡大集中許諾(ECL)の適用は、国際的な基準に沿う形で、権利者から個別に許諾を得ることが一般的にみて煩雑であり、かつ必要なライセンス取引を行うことが困難なために現実的ではない、特定の明確に定義された分野に制限するべきであると考えます。視聴覚作品の製作者は、製作にあたって多額の投資および財務上のリスクを負っているため、すでにライセンス供与が行われている分野においてはECLを進めるべきではないと考えます。この点につき、特にMPAメンバーの著作物に関わるライセンス活動に関しては、すでに著作物全体にわたり、かつ日本市場の幅広いユーザーに対して実質的なライセンス活動が行なわれています。JIMCAは、映像著作物のライセンスについて、当社のメンバーに対してECLのような枠組みを導入する必要性が生じるような「市場の失敗」はないと考えます。

国際的な著作権の基準に基づくと、最適な態様で権利者が同意すると推定される場合のみECLが認められます。さらに、対象となる利用行為は、今後登場する新たな利用形態を含んだ、通常の利用と抵触しないよう明確に定義されなければなりません。これは、ECLが取引上ライセンス可能な利用を妨げる恐れがあるからです。とりわけ、効果的かつ着実なオプトアウト手続きを設けなければなりません。この点について、文化庁の中間報告書(注1)において、他の地域、特にこれまでEUの法律(すなわち、デジタル単一市場における著作権に関する指令)に基づき、集中的な許諾制度の導入においてECLに依拠している国において、ECL制度がどのように実施されているのかが記載されていますが、さらなる調査・研究が必要です。現在検討されているECL制度には、EUの著作権指令の第12条に規定された保護措置等の、個々の権利者を保護する明確な措置がないため、独占的権利の不当な侵害を回避するためのしかるべき国際的な基準と一致していないと考えます。

従って、グローバルなベストプラクティスおよび国際的な基準に一致するよう、権利者が不明でない(すなわち、権利者を合理的に特定できる)、または適切なライセンスを取得せずに製作されたUGCなどの映像作品については、ECL制度の枠組みからこれを明確に除外するようご検討いただきたく存じます。あるいは、提案されたECL制度の枠組みをEUの導入方法に全面的に従って実施していただきますようお願いします。

2 (D1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革

同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正関わる許諾推定規定について

「著作権法の一部を改正する法律」(令和3年法律第52号)による改正後の著作権法第63条5項において新たに創設された推定規定に関して、MPAのメンバー会社等の海外の権利者は、作品が許可なくオンライン上で配信される可能性があることを懸念しています。この懸念を軽減するために、当社は、許諾推定の規定の適用範囲を明確に制限することを提案します。特に、今後の検討に際して、「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン」(令和3年8月25日)に(1)放送同時配信等の許諾が推定される作品の制限、(2)地域及び配信方針の制限、(3)許諾推定が認められる事象の制限、および(4)権利者の保護のための制限追加することを提案します。

また、JIMCAは、このガイドラインの見直しは毎年行われるとともに、放送事業者によるガイドラインの適用および新たな規定によって受ける悪影響に関してコンテンツクリエイターから意見を募る必要があると考えます。

3 (D2) コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組

サイトブロッキングおよびその他の海賊行為対策

JIMCAは、文化庁が、海賊版対策をクリエイティブ・エコシステムの構築のための重要な要素と捉えていることを心強く思います。無断コピーが流布されることによって、クリエイターの収入に損失が生じるとともに、クリエイティブ産業への投資も損なわれます。日本がコンテンツ・クリエーションの持続的なエコシステムを確実に構築し、映画、テレビ、アニメ、漫画、音楽等の創造的なコンテンツ産業が繁栄し、成長し続けるために、知的財産戦略本部（IPSH）は、電気通信大学認定ベンチャーの株式会社フォトニックシステムソリューションズ（PSS）により発表された最新の海賊版サイト動向調査である「日本におけるインターネット上の海賊版サイトの定量化と分析（2021年）」を参考にして、2021年4月に改訂された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューおよび工程表」を見直す必要があります。かかる動向調査によりますと、日本で確認された3,107の海賊版サイトのうち、月間訪問数10万回を超えた867サイトへの訪問者数は、ピーク時で1カ月あたり約6億人、または年間で52億人でした。

特に、IPSHにおいては、法律時報（2021年2月号）に掲載された大日方信春教授による学術論文「海賊版サイトブロッキングの憲法適合性」にご注目していただければ幸いです。当該論文では、サイトブロッキングが日本では合憲的なものであり、また電気通信事業法（TBA）を違反するものではないとの結論に至っています。これらの海賊版被害の動向、学術論文、さらにはリーチサイトに関する法律の施行など様々な対策が実施されたことを踏まえると、IPSHの総合的な対策メニューの第3段階であるブロッキングは、立法に基づく制度として優先的に検討されるべき段階にあるといえます。

サイトブロッキングは、さまざまな国で海賊版サイトの軽減に成功しているだけではなく、今では、オーストラリア（注2）およびイギリス（注3）を含み、ユーザーによる合法的なサービスへの移行を促すことが実証されており、インターネット上の海賊行為に対する法執行の代表例となっています。サイトブロッキングは、海賊版のトラフィックをさらに軽減するのに効果的な、検索結果からの海賊版サイト削除等の他の措置にもつながっています。また、日本の権利者が、自身の映画、TV番組、アニメおよび漫画を輸出する上で不利益を被ることを認識しているため、日本および外国市場においてサイトブロッキングが実施されることに非常に关心を持っていることも考慮していただければ幸いです。

4 (D2) コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組

製作に対する優遇措置（プロダクションインセンティブ）

ロケ撮影の環境改善による映画製作の支援

当社は世界最高レベルの品質を有するクリエイティブコンテンツの製作・配給を手がける企業を代表する団体として多様性、クリエイターのサポート、コンテンツ保護、および繁栄するクリエイティブ経済の促進に関わる政策の推進に尽力しています。当協会のメンバーは、インバウンド映画やテレビ番組の製作について国際的投資の重要なシェアを占めており、また、さまざまなプラットフォームによる国内外のコンテンツ配信において重要な役割を担っております。

長編映画やテレビ番組シリーズの大規模製作に対する投資を促進しているのは、クオリティの高いエンターテインメントを求める消費者の傾向であることがさまざまな調査で明らかになっています。全世界における2019年の映画製作への支出は1,770億ドルに達し、4,140億ドルの世界的な経済効果を生み出し、1,400万人相当の雇用（フルタイム換算）を創出しました（注4）。

イギリスの映画部門は、2019年に総製作費51億ポンドに対し134億8000万ポンドの総付加価値を経済にもたらしました。長編映画予算の87.9パーセント、ハイエンド・テレビ番組予算の76.8パーセント（イギリスの優遇税制25パーセント適用後）が外国からのインバウンド投資であり、非常に高い割合を占めています。このインバウンド投資の結果、イギリスの映画部門のバリューチェーンは現在15万6,000人（フルタイム換算）の雇用を生み出しています。経済波及効果を合わせると、この数字は21万9,000人に達し、2017年から20パーセントも増加しています。映画部門のフルタイム労働者一人当たりの総付加価値は、イギリス経済

全体のそれを上回っています。

イギリスの成功例の主な原因は、25 パーセントの税額還付という、映画製作税のわかりやすく予測しやすい減税措置にあります。これによってインバウンドのスクリーン・ツーリズムが増加し、イギリス経済に貢献しました。映画関連の観光客は 8 億 9,260 万ポンドを支出したと推定されています。

オーストラリアでは、2020 年 7 月に政府が思い切った決定を下しました。ロケーション・オフセット（税制優遇措置）プログラムに追加で 4 億オーストラリアドルの財政支出が行われ、プロデューサー・オフセットの税金払戻率が 20 パーセントから 30 パーセントへと引き上げられたのです。これによって 2020 年-2021 年の新型コロナウィルス大流行の中でも映画業界は生き延びることができ、それどころか業績はプラスで推移しました。Screen Australia（スクリーン・オーストラリア）が発行する『Drama Report（ドラマ・レポート）』によると、スクリーン・コンテンツ（注 5）への投資は、映画とテレビ番組に対する 8 億 7400 万オーストラリアドルの投資（過去最高額）を含む、19 億オーストラリアドルという過去最高額を記録しました。

効き目があるのは確実で予測可能な優遇措置

長編映画やテレビ番組の製作数は大幅に増加しており、世界中で経済の重要な推進力となっています。調査によると、プロダクションインセンティブが持つ意味合いは補助金ではなく投資であるという結果が出ています。

世界では 100 近くの複数年に跨る継続的なインセンティブプログラムが存在します。日本は、競争力を向上させる魅力的で予測可能かつ確実なインセンティブプログラムの恩恵を受けるのに適した立場にあります。映画の製作検討は撮影に先立って行われることが一般的です。事前に行われる製作の検討に間に合うよう適切な申請期間があり、複数年予算のプログラムがあれば、日本はメジャーな映画作品を長年にわたり誘致し、数千の雇用を創出することができます。国内での製作の確認後、実際の撮影まで数カ月から数年がかかったとしても、プロダクションインセンティブが打ち切られることがないという保証は、この業界にとって非常に大切な要素です。

MPA のメンバーは、インバウンド映画やテレビ番組製作について国際的投資の重要なシェアを占めています。日本は文化面および観光面で魅力的な国であることから、安定的かつ競争力のある公的な優遇措置の恩恵を得ることにより、映画・テレビ業界は経済と観光にも貢献可能な立場にあると言えます。

今後も意見を述べさせていただければ幸いです。また、必要に応じてご質問にお答えします。

<要旨>

1 拡大集中許諾に基づく簡素で一元的な権利処理については、すでにライセンスビジネスが確立している映画業界にとっては視聴覚作品の市場価値を損なうリスクがあります。制度導入の際にはその対象を明確に限定していただき、確実なオプトアウトの仕組みを設けていただくとともに、EU で導入されているようなグローバルベストプラクティスの基準と一致するものとしてください。

2 放送の同時配信に係る許諾推定規定においては、作品が許可なくオンライン上で配信される可能性を軽減するため、(1) 放送同時配信等の許諾が推定される作品の制限、(2) 地域及び配信方針の制限、(3) 許諾推定が認められる事象の制限、および(4) 権利者の保護のための制限追加することを提案します。

3 昨今の海賊版被害の動向、発表された学術論文、さらには様々な対策が実施された現状を踏まえますと、総合的な対策メニューの第 3 段階であるブロッキングを、立法に基づく制度として 2022 年度に優先的に検討する必要があります。

4 私たちは、日本で「大型映像作品ロケーション誘致の効果検証調査事業（外国映像作品ロケ誘致プロジェクト）」が正式な優遇措置に発展していくことを強く希望します。日本は国際的に競争力のある（注 6）、申請期間の長い、シンプルな、申請プロセスのわかりやすい、魅力的な優遇措置を、複数年度にわたるより多

額な予算と共に設計すべきと考えます。

注1) 「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」についておよび「DX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育」について（2021年12月）

注2) MPA-APAC, オーストラリアにおける海賊版サイトのブロッキングが与える消費者行動への影響の測定 (Measuring the Effect of Piracy Website Blocking in Australia on Consumer Behavior) : 2018年12月、2020年2月、

<https://www.mpa-apac.org/research-docs/measuring-the-effect-of-piracy-website-blocking-in-australia-on-consumer-behavior-december-2018/> にて閲覧可能。

注3) Danaher, B., J.S. Hersh, M.D. Smith, and R. Telang. 2019. 海賊版サイトのブロッキングが与える消費者行動への影響 (The Effect of Piracy Website Blocking on Consumer Behavior). SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2612063> にて閲覧可能。

注4)

<https://www.o-spi.co.uk/wp-content/uploads/2020/06/Global-Screen-Production-and-COVID-19-Economic-Recovery-Final-2020-06-25.pdf>. 脚本映画、テレビ番組、ドキュメンタリーへの投資が対象となります(スポーツ番組、ニュース番組、コマーシャルは含まれません)。

注5) Screen Australia, Screen Australia Drama Report: 2020/21年のオーストラリアにおける長編映画、テレビ番組、オンラインドラマの製作について-

<https://www.screenaustralia.gov.au/sa/media-centre/news/2021/12-08-aussie-drama-production-reaches-record#:~:text=Screen%20Australia's%2031st%20annual,or%20post%2Dproduced%20in%20Australia>

注6) グローバル・インセンティブ指数 <https://www.o-spi.com/projects/blog-global-incentives-index>

法人・団体名
29. NPO 法人 日本タイポグラフィ協会
意見の分野
D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略
意見

当協会では1971年に書体著作権委員会を設置して以来、50余年にわたりタイプフェイスの法的保護活動を行っておりました。

この度、知的財産戦略本部の意見募集に際し、「知的財産推進計画 2021」

(1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革（現状と課題）

「4. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略」
について御意見申し上げます。

流通分野においては、アニメ、漫画、映画、音楽等に代表されるコンテンツについて、グローバルなプラットフォームサービスとともに大きな広がりとなっており、これらの簡素で一元的な権利処理についても検討されることが記載されております。

フォントは日本の印刷文化、文字文化において大きな柱であり、文化そのものです。

フォントデザインは、漢字をはじめ膨大な数の文字をフォントベンダーがその製作理念をもってひと文字ずつ熱き想いで精魂を込め、さらには多大な費用と長い年月をかけて製作・完成させた創作物であります。

加えて、フォントがアニメ、漫画、映画、ゲーム、映像などのコンテンツにとって欠くことのできない絶対的に必要不可欠なものとなっている現実を見ても、その存在は大きく、立派な知的財産であります。

既に中華人民共和国から日本のフォントについてオファーがあり、フォントには著作権があり知的財産で

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

あることを双方、共通の認識として簡体字などへデザインを展開するフォントデザインの輸出が始まっています。

欧州主要国、米国、韓国など、いずれも著作権法、意匠法、またはこの重複で既にタイプフェイスの保護が行われております。これに対し日本ではこれらの法的保護が正直遅れていると痛感し、嘆かわしい限りであります。

こうした事を鑑み、フォントデザインにつきまして深い御理解とともに、その収益性を損なうことがないよう、推進計画のご検討の座に「タイプフェイス」の語句を入れていただきたくお願ひ申し上げます。

当協会が長年研究しておりますフォントデザイン（タイプフェイス）につきましては、数十年に渡り協会が編集する年鑑に作品が掲載され記録されています。また当協会で実施した書体登録制度の試みにより、登録の記録（創作物と創作者・創作年月など）が残っております。

ぜひとも、この意見を取り上げていただきたくお願ひ申し上げます。

法人・団体名
30. 日本製薬団体連合会
意見の分野
D. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略/H. その他
意見

H.その他

《要旨》

医療関係者からの要請に応え製薬企業が行う情報提供にかかる文献の複製について、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、著作権法の権利制限規定の対象とすべき必要性が高まっており、早急に権利制限に向けた審議再開が必要である。また、このような国民の権利を保障するために権利制限すべき課題は他にもあり、より柔軟性の高い権利制限の導入により、それらの解決を図るべきである。

《全文》

患者の権利に関するリスボン宣言においては、「すべての人は、差別なしに適切な医療を受ける権利を有する」とされている。のために、医療関係者は、患者が投薬を含めた最善の治療を受ける事が出来るように、最適な医薬品情報を迅速に取得し検討する。その際に必要な情報源は、添付文書やガイドラインを含めた主に学術文献である。これらの学術文献については、最適な情報を迅速に取得するために、医療関係者が自ら調査収集する以外に、製薬企業にその提供を求めることが多い。

多くの製薬企業は、患者が最善の治療を受けることが出来るよう、著作権管理団体と契約を締結し、学術文献の複製物を迅速に提供しようとしているが、製薬企業の自主性に任されているばかりか、著作権管理団体との契約上、コロナ過においても、紙での利用（複写）しか許諾されず、迅速に提供できない場合や、電子化許諾に高額な費用が発生する場合も少なくない。このような現状は、最適な情報の迅速な提供の障害となり、治療を受ける患者に不利益が生じる可能性が放置されていると考えている。

そこで、上記のような患者の治療を目的として医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用に限定するならばついては、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきと考える。薬事行政に係る著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適當であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製（以下「本案件」）」については、2007年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ（平成19年10月）の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適當」との判断が示されたものの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。

このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章—I—3—(1)②利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、

2008年度中に結論を得る。(文部科学省、厚生労働省)」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「II-3-(7)-③利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「(ii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。(文部科学省、厚生労働省)」として早期に対応することが促された。

しかしながら、2009年に起きた民主党への政権交代とそれに伴う大幅な政策方針変更後、本案件に関する検討は具体的な議論の俎上に載せられないまま停滞しており、しかも検討課題としてすら挙げられていない状況である。

前記のとおり、医療関係者の求めに応じて提供される学術文献の複製物の利用については、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために、早急に権利制限とする法改正がなされるべきものであるので、一日も早くその審議の再開を要望するものである。なお、医療関係者による学術文献の利用は、(著作権法の保護対象としての)思想・感情の創意的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その文献に表された科学的事実を知覚する目的が主であることが明らかであることからも、権利制限の検討がなされるべきと考える。

当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。

「医療関係者の求めに応じて提供される情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等の複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適當である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会 中間まとめ（平成19年10月）においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては（中略）そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」、との指摘もなされているところである。前述したとおり、医療関係者が最善の治療を検討する際に、薬物治療に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。ただし、医療関係者が必要な情報を取得する際にも、体制によっては、上記同様の権利制限が必要になるものと思料する。

以上のとおり、当連合会の要望の対象となる「医療関係者の求めに応じて提供される情報にかかる複製等」は患者の治療を目的とする範囲では公益性の高いものであり、患者が最善の治療を受ける権利、つまり「国民の生存権」を保障するために。早急に権利制限とする審議が再開され法改正がなされるべきことを要望し、知的財産推進計画2022に盛り込むべきと考える。

なお、上記権利制限とは別に、知的財産推進計画2021(D1)デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革においては、膨大かつ多種多様なコンテンツについて、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図るとされている。この検討にあたっては、デジタルコンテンツを生み出すクリエーターへの利益還元の観点と、前記にあげた学術文献の利用や技術シーズ・コンテンツへのアクセス容易化による新たな研究成果へのつながる観点からは、その目標とするところの成果を得る方法として、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の設計自体が異なると考えられる。つまり、著者としての権利意識が大きく異なる(学術・研究分野では著者は自由に研究成果を利用してもらいたいと多くが考えている)ため、次の成果を生み出すための利用と利益還元のバランスが大きく異なるためであり、この点を考慮無くしては、制度設計は困難と考えられるので、十分な考慮がなされるところを要望する。

D 2. コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組

《全文》 当連合会は、一昨年よりイノベーション創出促進のため、学術論文のオープンアクセス化と権利制限を提案し、「知的財産推進計画2019」の重点事項として、「研究目的の権利制限規定の創設等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。」と記載いただいたが、「知的財産推進計画2020」の重点事項においては、「図書館等に関する権利制度規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすること」について、「2020年度内に一定の結論をもって、法案の提出等の措置を講ずる」と踏み込んだ動きに関して、ニューノーマルにおけるリモート化への迅速な対応として質問できる一方で、「研究目的の権利制限規定の創設」については、「2019年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、更なる検討等を行う」と進捗が見られない。権利者の利益保護を重視するあまり、議論が停滞するとは、公益を損失すると考えられる。

平成28年の第5期科学技術基本計画においても、「オープンアクセスが進むことにより、学界、産業界、

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

市民等あらゆるユーザーが研究成果を広く利用可能となり、その結果、研究者の所属機関、専門分野、国境と越えた新たな協働による知の創出を加速し、新たな価値を生み出していくことが可能となる。」とされている。これらの計画に基づき J-STAGE における学会誌のオープンアクセス化は増加したものの、学術情報（研究成果）へのアクセスは容易でない状況が続いている。他方で、オープンアクセスではない学術雑誌に掲載された論文、特に医療関係の臨床研究論文に関しては、患者のボランティアで得られた知見であるにも関わらず、特定の出版社だけの利益となっており、毎年高騰する高額な購読料を支払わないと、医療者だけでなく、臨床研究に体を張って協力した患者も研究成果が閲覧できないという閉鎖的な状況が続いている。イノベーション創出の阻害要因になっている。

そもそも研究者にとって学術論文は、思想・感情の創作的表現を知覚することを通じてこれを享受する目的よりも、その論文に表された科学的事実を知覚する目的が主であり、さらに著者の多くは、自分の論文が活用されることを望んでおり、著作権の保護を強化することで著者の創作意欲を掻き立てるとは言い難い。

以上のように、イノベーション創出のために必要な研究成果へのアクセスの自由を確保するための技術シーズ・コンテンツへのアクセス容易化は、研究者の多くが望むと考えられ、その意思表示にもなる研究成果のオープンアクセスへの投稿の推進やデジタルアーカイブの実現と共に、学術研究関連の著作物を研究開発の過程で利用するための権利制限規定の創出を加速していただきたい意見をして提出する。

以上

法人・団体名
31. 一般社団法人 日本知的財産協会
意見の分野
—
意見

意見《要旨》

次の意見を含む。

「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステム強化」に関し、広く企業・大学関係者に実態を聴くことなく短期に政策の方向性を決める事に強く反対する。大学の特許管理費用の財源確保、大学の事業マインドを有する知財マネジメント能力確保等、ボトルネックを見極め解決する事を優先すべきであり、共同研究成果の大学単願原則化、共有特許の大学単独での実施許諾可能化等の副作用ある施策導入は拙速である。

意見《全文》

▽ 「構想委員会」の主要検討事項 に関する意見

(1) スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化 について

- 広く産業界・大学関係者に意見を聴き、実情を踏まえ、実効性のある施策を検討すべきところ、そのような検討を経ずに、短期間・短時間のうちに政策の方向性を決めてしまうことに、強く反対します。
- 「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化」策として、大学と企業の共同研究成果の単願原則化、共有特許の企業側同意無しの実施許諾可能化、共有成果の活用状況の企業情報開示強化等の副作用のある施策を拙速に打つのではなく、①大学における特許管理費用（国内外の）の財源確保、②大学におけるビジネスマインド（経営感覚）を有する知財マネジメント能力（人材）の確保等、ボトルネックとなっている可能性の大きい課題を見極め、それを優先して根本的施策を進めて頂くべきと考えます。

知的財産戦略本部では、

「ディープテックやバイオメディカル分野のイノベーションの重要性が高まる中、これらの分野のイノベーション機能を担うスタートアップにとって、知財戦略はビジネスの成否を分ける決定的なポイントである」

「日本全体のイノベーションを活性化させていくためには、大企業や大学に蓄積されている優れた知財を見る化し、機動性・迅速性の高いスタートアップにおいて知財をフル活用して技術の社会実装による事業化を進め、新たなビジネスの創出・拡大をもたらす知財エコシステムの構築が必要とされている」との前提で、「スタートアップを始め、大学や大企業等、知財エコシステムに係る関係者における課題を洗い出し、同課題に対する対応策を幅広い視座から検討すること」を目的として、2022年2月15日から「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会」を開始しています。

第1回検討会の事務局資料2によると、「2022年2～4月にかけて月に2回程度開催予定。2022年4月にとりまとめを行い、その結果を構想委員会に報告する予定」となっており、僅か2か月で結論を出す予定です。このような議論をするにあたっては、企業、大学、スタートアップ等の、現状・結果に利害を有する関係者（ステークホルダー）の多くから丁寧なヒアリングをし、実態を十分に把握したうえで課題を洗い出さなければ、EBPM（Evidence-based Policy Making）に適う適切な議論とはなりえず、効果的な政策立案に結びつきません。実態から大きく離れるやり方を実施する場合に生じる弊害と、日本の事情や環境に適合したやり方について、委員のみならず広く産業界・大学関係者に意見を聴き、実情を踏まえ、実効性のある施策を検討すべきところ、そのような検討を経ずに短期間・短時間のうちに政策の方向性を決めてしまうことには、強く反対します。

具体的懸念を挙げると、第2回検討会（2022年3月3日開催）で「大学からスタートアップへの技術移転を巡る障壁除去」「大学の共同研究成果の事業化促進」が議論され、事務局資料3に「議論頂きたい事項」「大学の共同研究成果の事業化促進」（36頁）として、

「共同研究成果については、単願を原則とすべきことをさらに明確に打ち出すべきではないか」、「共有相手の企業が不実施の場合は、大学が相手方の同意なしにライセンスを可能とすることを原則とすべきではないか」、「共有相手の企業は、その活用状況について取締役会においてガバナンスするとともに、対外的に開示すべきではないか」などの、大学と共同研究を行う企業側に多くのデメリットが生じる施策が記載されています。

上述のような企業側に多くのデメリットが生じる施策は、実際に機能するとは考えにくく、仮に実際に進められた場合には、事業化促進する以前に、共同研究自体が進まなくなってしまう畏れがあります。投資した共同研究の成果のひとつである特許等について、大学の単願が原則となったり、相手方（大学側）が一方的にライセンス許諾をするようになったりした場合には、企業にとっては、投資の効果が十分に得られなくなり、大学へ投資するモチベーションは無くなり、投資を躊躇するようになると思われます。このような事態となれば、企業が大学と共同でイノベーションを創出していこうという意識が低下し、イノベーションが却って阻害されることになります。

こうした施策を拙速に打ち出す前に、「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化」を実現する上で何がボトルネックになっているかをエビデンスベースでよく見極め、他に優先してその解消を図ることからまず政策を打つべきと考えます。「大学からスタートアップへの技術移転を巡る障壁除去」についていえば、①大学における特許取得・維持費用（外国分を含む）の財源不足と、②大学におけるビジネスマインド（経営感覚）を有する知財マネジメント能力（人材）の不足、が従前指摘されており、これがボトルネックになっている可能性が大きいように見受けられます。

「4. 知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築」について

- 施策のニーズ・効果と発生コスト（LOR導入による特許庁歳入減を含め）のバランスを明らかにし、また受益者負担の可能性も含め、検討頂きたい

大企業の未利用知財の「見える化」や（スタートアップの）ニーズとのマッチングも可能性のある施策の1つとは思いますが、その一方で、スタートアップは大企業が保有する未利用知財に必ずしも固執せず、スタートアップ独自の判断で自由な発想を元にイノベーション活動に取り組む方が、寧ろ事業化の可能性が高まるのではないかとも思います。「(大企業の) 未利用特許の利用有りき」の前提ではなく、こうした施策に対するニーズや効果の確度の高い把握・推定と発生するコスト（LOR導入による特許庁歳入減を含め）のバランスを明らかにしつつ、また受益者負担の可能性を含めて、ご検討頂きますようお願いします。特許特別会計の財政立直しの途上にあって、費用対効果は当然ながら厳しく追及されるべきものと考えます。

「3. 大企業による経営アセットのスタートアップへの提供促進」について

大企業によるスタートアップへの経営アセットの提供に際し、カーブアウト、スピンオフが好ましく思われる理由として、大企業とスタートアップとの間で異なるカルチャー（特に意思決定のスピード感など）を統合できることが挙げられます。大企業がカーブアウト、スピンオフを作ることや、スタートアップのイノベーション機能を社内に取り込むこと自体が目的とならないよう、大企業とスタートアップの双方ともイノベーションを通じて社会的価値（ベネフィット、アウトカム）を生み出すことを目的としていること、大企業の経営アセットでは市場のニーズ・想定顧客等の調査の上で社内稟議を通らなければならず労力や時間がかかること等に留意すべきと考えます。

（2）デジタル時代のコンテンツ戦略について

コンテンツのデジタル化、流通の多様化、利用態様の多様化が急速に進む中、権利処理の円滑化や権利者への適正な対価還元、アナログとデジタル、リアルとバーチャルとで同様の著作物利用行為であっても著作権法上の扱いが異なる場合が存在することなど、様々な課題が顕在化しております。これらの課題に対し、権利者の利益保護を劣後させることなくコンテンツ利活用が促進されるよう、バランスの取れた検討が速やかに行われることを要望します。

●XR/メタバースに関する権利保護の在り方

現在、XRやメタバースのような仮想空間上で、現実空間の有体物を無体物として再現して利用する取組みが、各所で進められており、今後、仮想空間に起源する無体物を現実世界で有体物として再現し利用するサービスも提供されることが想定されます。このような状況の中で、商業的価値の高いコンテンツについて、著作権法を始め、意匠法、商標法、不正競争防止法で如何に漏れなく保護していくか、加えて、デジタルイノベーション促進が阻害されないよう、利用者と権利者の利害のバランスを配慮した権利制限に関する法整備・解釈を如何に行っていくかにつき、関係当事者の実態調査を踏まえ、多角的な観点から検討が行われることを希望します。

●仮想空間における実施行為についての要望

技術の発展に伴い、仮想空間が日常的に利用されつつある中、現実に存在する物品をデジタル化し、仮想空間において実施される物品として取引されている実態があります。仮想空間において実施される物品に対しては、意匠権の保護が及ぶか否か明らかでないと考えられるため、明確にして頂くことを要望します。また、意匠権に限らず、仮想空間における実施行為について、商標権、著作権、不正競争防止法の観点からも、保護が及ぶか否かを明確にして頂くことを要望します。

●ブロックチェーン技術やNFTの検討

最近、ブロックチェーン技術を利用した「NFT」を付与したデジタルコンテンツの売買や、当該売買を仲介するプラットフォームサービスが急速に普及拡大しています。その陰で、NFTを付与することの法的性質が不

明確であったり、NFT 付与コンテンツの売買が投機的に行われたり、非権利者が無断で他者のコンテンツに NFT を付与して売買したり、といった様々な問題も生じていると認識しております。しかしながら、ブロックチェーン技術や NFT は、それ自体では価値中立的であって、デジタルコンテンツの権利関係の管理やクリエイターへの対価還元のために有益な可能性を持った技術であると考えます。それを踏まえ、ブロックチェーン技術や NFT が過度に規制されることなく健全に発展するよう、広い視点から慎重な検討が行われることを希望します。

▽ 「知的財産推進計画 2021」重点事項 に関する意見

1. 競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化について

(1) 知財投資・活用促進メカニズムの構築

2022年1月28日公表の「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver.1」では、情報開示だけでなく、ガバナンスとしての戦略構築の流れについても纏められており、企業にとり参考になります。

一方、「記載されている戦略構築の流れは、特許権等の知財権を想定するとイメージしやすいが、知財・無形資産のスコープに包含されるノウハウ、顧客ネットワーク、バリューチェーン等を活用した戦略構築はイメージすることが難しい」「知財権以外の知財・無形資産について、①自社の強みをどのように客観的に評価するのか（知財権と比べ、他社との比較・マップ化が困難）、②これらを活用した価値創造ストーリーをどのように定量的に説明するのかなど課題」という声もあります。今後のガイドライン改訂において、知財権以外の知財・無形資産を活用した戦略構築や定量的情報発信に関する具体的な事例や仮想事例の追加を検討頂きますようお願いします。

2. 優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進

(1) 官民一丸となった重点的な標準活用推進

（現状と課題）<標準戦略における官民連携体制>に関連して、以下の通り意見があります。

政府におかれても以前より認識されているように「標準の戦略的な活用」は重要な要素であると言えます。更には、最近の環境変化、とりわけ、SDGsに向けた社会課題解決や、将来の人類社会の目指すべき姿としてのサーキュラーエコノミーを目指した取り組みなどが重要視されてきている昨今では、過去にもまして、「標準の戦略的な活用」は重要になってきております。こうした状況により、「標準の戦略的な活用」が必要な業種、企業が広がっていると考えられるなか、国内企業では、まだ「標準」を十分に活用しきれていない、あるいは、「標準を戦略的に活用」する企業の裾野の広がりがまだ狭いというのが実情であると思われます。一方、海外に目を向けると、欧州や中国をはじめ、様々な社会課題に対する法規制整備、更に規制を補完するような標準化・ルール形成活動が活発になってきており、海外企業が標準開発から活用まで戦略的に対応を進めているところです。そこで、国際的な視点からも日本の産業競争力を更に向上させるべく、「標準の戦略的な活用」に関する幅広い産業への啓発の取り組み（標準活用の成功事例、失敗事例の共有を含む）を引き続き推進するとともに、議長や幹事の要職にて標準化を牽引できる尖端人材や、企業内にて標準を戦略的に活用できる実務者的人材育成等について官民挙げての育成を推し進めて頂きますよう要望します。

(3) オープンソースの活用基盤の強化

現在、世界的なオープンイノベーションの潮流として OSS (Open Source Software) の利活用が進んでいます。例えば米国防総省はソフトウェア調達で OSS を第一優先とする指針を発表し、政府職員が公務の一環としてオープンソースプロジェクトに貢献可能となる等、更なる OSS 利活用の促進が予想されます。

また、ソフトウェア開発の規模やグローバル化が進む中、サプライチェーンにおける適切な OSS 情報授受の

必要性が高まっており、その為のツールとして SBOM (Software Bill of Materials) 等の標準化も加速しています (21年9月に SBOM の仕様が「ISO/IEC5962」として国際標準化)。更に、21年5月にはサイバーセキュリティ強化の米国大統領令の中で、SBOM を適切に運用することが発令されておりグローバルサプライチェーンの中にいる日本企業にも同様の適切な SBOM 運用が求められています。

しかしながら、日本では各企業で OSS コンプライアンスについての様々な対応をしているにも関わらず、未だ OSS に関するリテラシー不足に起因する問題や、OSS ライセンスの履行責任分担も含めた品質管理についての問題等が発生しており、OSS に関するリテラシー向上や OSS ライセンスコンプライアンス、SBOM の重要性に関する啓発が今一層重要になってきております。

については、昨今の国際的な動きに日本企業が乗り遅れないためにも、人材育成を含めた組織的な対応を行えるようにすることが我が国の国際競争力を維持、向上するためにも急務であり、昨年度より取り組んで頂いている啓発活動に加え、日本企業における OSS 諸課題への組織的対応及び人材育成の推進、SBOM 利用の啓発に関する、以下のような取り組みを要望します。

<取り組みの具体案>

- ・昨年度より推進頂いている OSS 啓発の取り組みの継続（例：OSS リテラシー向上を目的としたイベント等）
- ・OSS コンプライアンスに関する企業内管理体制構築を促進する取り組み（ガイドライン整備など）、及び人材育成に資する取り組み（教育資料整備、OSS 関連業務遂行に必要な個人スキルの明確化、OSS コンプライアンスの専門家としてふさわしい知識、判断を備わっている人材を認定など）の継続。
- ・SBOM を適切に運用するためのプラクティス、人材育成の指針の作成と共有

3. 21世紀の最重要知財となったデータの活用促進に向けた環境整備

データ流通基盤の整備を進めて頂くと共に、プラットフォーム上でのデータ提供、活用の際の留意事項をガイドラインの形で纏めて頂いており、かかる施策を歓迎致します。

また、事業者間の具体的なデータ流通については、経済産業省よりデータ利活用の手引き、ポイント集、事例集などを発行頂き、所謂、ソフトロー的アプローチにて、柔軟性を維持した上で利活用を推進する形で、日本産業に適しやすい施策を進めて頂いており、引き続きかかる方向性にて、施策を進めて頂くことを望みます。

欧州ではユーザーがデータを使用しやすくなる観点からの検討が進められておりましたが、他方でデータ保有者、クラウド事業者にデータにかかる義務を課しており、事業者に過度な負担を課し、却ってデータ活用への抑止となることを懸念しております。今後、各国で様々なデータにかかる施策・ルール化が進むものと思われますが、日本産業に資する現行の方針にて引き続きお願い致します。またデータ施策検討に際しては産業界とも適宜ご連携を頂き、各ステークホルダーの意見を汲んで頂けますと幸いです。

また、前述のとおり、各国でデータにかかる施策・ルール化が進みますと、企業は各国の制度を適宜把握した上で対応することが求められ、データ活用促進のハードルとなります。グローバルでのデータ利活用が円滑に進められるよう、各制度の把握と対応へのご支援を望みます。

● 「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイド Ver. 1」の補足情報の提供

知的財産戦略推進事務局とデジタル庁が2022年3月4日に公表した「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイド Ver. 1」は、デジタル庁と関係省庁が協力構築する PF 及び分野間データ連携を目指す PF である DATA-EX を対象としたものですが、「記載内容は民間の PF においてデータ取扱いルールを実装する際にも参考となるものであり、本ガイドの改定の際に参考となるフィードバックを得るためにも、民間の PF における積極的な活用が期待される」旨記載されています。

本ガイドを民間企業が構築する PF のデータ取扱いルールを実装する際に活用する場合には、具体的な適用事例が示され、更に適用事例ごとの具体的なデータ流通の阻害要因、それに対応して策定された取扱いル

ール、そのルールに至るまでの合意形成の要点等についても情報提供頂けましたら、大変理解しやすく、PFを含む民間の幅広いケースにおいてデータ流通・利活用の促進に大いに活用されると思われます。

また国境を越えたデータ流通の推進にあたっては、データ取扱いのルールの国際的な調和が肝要であり、本ガイダンスやその適用例の情報を国際的に発信等することにより、我が国の考え方が他国のステークホルダーとの間でも浸透し利用しやすくなることが期待されます。

以上のとおり、本ガイダンスの、民間の PF や国境を越えたデータ流通での幅広い活用・普及に向けて、上記した更なる情報の提供・発信を要望します。

●ヘルスケア産業力強化のためのデータの活用促進に向けた環境整備

(知財推進計画 2021 の) 工程表【重点項目 25】に関して、日本政府は積極的にデータ利活用の環境整備に向けた取組みを継続していますが、ヘルスケアの産業力強化のためには、産業界のニーズを踏まえたより一層の迅速かつ活用目的に沿った基盤構築の促進を要望します。

「包括的データ戦略」においても指摘されているように、米国や英国等と比較して日本はデジタル化への対応が遅れています。また、AMED における研究開発データを中心としたデータ利活用のプラットフォームの構築が現在進められていますが、ヘルスケアに関しては、創薬の研究開発目的や市販後の安全性・有効性の研究目的など活用目的により利用するデータが異なります。これらヘルスケアの活動全般におけるデータ利用を俯瞰し、実際の活用目的に合致した基盤構築・法制度整備となるよう産業界の意見を踏まえ、データ活用を促進する環境の整備を期待します。

2023 年の次世代医療基盤法の見直しにあたっても、データの所在・内容・利用方法を明らかにすることなど産業界のニーズを捉えなおした制度の再検討を要望します。

データの活用促進に向けた環境整備については、電子カルテを統一化し利用対象となるデータの信頼性を高めること、ブロックチェーン・連合学習・秘密計算・差分プライバシーなどの先端技術を利用したデータの利用と保護の促進を要望します。

●臨床試験データを保護する制度の法制化

日本において臨床試験データを保護する制度を法制化することを要望します。

この制度は、先発品会社が得た知的財産である臨床試験データを一定期間保護する制度で、医薬品分野においては単に「データ保護制度」と呼ばれます。「データ保護制度」の下では、医薬品の開発に相当の時間がかかる中、特許期間が短いあるいは特許が存在しない場合でも、先発品の承認後一定期間後発品は承認されないため(後発品は先発品の臨床試験データを利用できない)、先発品会社は医薬品開発に投資した費用を回収するための一定期間を確保することができます。

医薬品の開発は、10 年以上の期間と数百億～数千億円規模の投資が必要な上に、成功確率が低い極めてリスクの高いビジネスです。その成功確率は年々低下しており、20 年前 1/1.3 万候補品であったものが現在では 1/2.3 万候補品になっています。このようなリスクの高い医薬品開発を継続して行うためには、投資した費用を回収することが必須であり、特許が存在しない場合であっても投資費用を一定期間回収できることを保証する「データ保護制度」は極めて重要な制度です。

TRIPS 協定、日英包括的経済連携協定や日 EU 経済連携協定において、臨床試験データを保護することが定められており (TRIPS 協定 第 39 条 ; 日英包括的経済連携協定 第十四章 知的財産、第 B 節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・四十二条 ; 日 EU 経済連携協定 第十四章 知的財産。第 B 節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・三十六条及び第十四・第三十七条)、欧米においてはデータ保護制度が法制化されています。

一方で日本では、臨床試験データ保護を規定する法律はありません。再審査制度（医薬品、医療機器等の品

質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、第十四の四）が、データ保護の役割も有していると捉える向きもありますが、再審査制度にはデータ保護として明文化されていません。そもそも、再審査制度の目的は承認医薬品の安全性の確認でありデータ保護制度の目的とは全く相違していることから、本来データ保護制度は、再審査制度とは別にして存在するべきものです。「データ保護制度」は特許と同じく医薬品開発の根幹に関わる基本的制度でありながら、将来的に、再審査制度の目的の下で制度が変更されることでデータ保護の目的に影響を及ぼすことも考えられ、また再審査制度がデータ保護の目的・役割を反映した形で恒久的に維持されるかについても保証されていません。また制度自体が法律として規定されていないことから、その詳細を誰もが公平に負荷なく知り得る状態にも現状なっておりません。

以上のことと鑑みて、欧米と同様に、日本における「データ保護制度」の法制化を要望します。この法制化により、日本において安定して医薬品を開発するインセンティブが高まることが期待できます。

●医療分野における「AI・データ 契約ガイドライン」の見直し

(知財推進計画 2021 の) 工程表【重点項目 37】に関して、医療分野における AI やデータの利活用を促進するために、AI・データ契約ガイドラインの見直しを要望します。

医療分野においても AI やデータを活用した研究開発やビジネスが急速に進んでおり、画期的な新薬や医療サービスを世界中の患者さんに迅速に届けることが期待されています。このような中、AI 技術を開発するベンダーとそれを活用するユーザーとの契約は、ベンダーによる AI 技術開発のインセンティブ向上とユーザーによる AI・データの利活用促進のバランスを保つ上でも大変重要な役割を果たします。

例えば、AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版

(令和元年 12 月経済産業省、<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-1.pdf>) 及び

その改訂版

(https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai_kyoudou_chikujo_вари.pdf 及び

https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai_riyou_chikujouari_.pdf)

には、ベンダーとユーザー間における権利帰属の設定や損害に対する責任の分配、成果物等の使用等に関する責任や知的財産権侵害の責任等について記載されています。特に改訂版の共同研究開発契約書 (AI) 第 21 条において、スタートアップが事業会社に対して追う損賠償については、スタートアップに故意・重過失がない限り、委託料を上限とする旨の上限規定を設けられ、利用契約書 (AI) 第 12 条において、事業会社による本サービスの利用に関する非保証を定めた規定が設けられています。

一般的に、AI 技術に関する第三者特許等の存在をユーザーが完全に把握することは極めて困難です。またベンダーがスタートアップでない場合、又はベンダーがスタートアップであってもユーザーの活動に大きな影響を与える強い特許を持つ場合も想定されます。そのような場合に、当該 AI 技術を活用するユーザーが第三者特許による損害賠償請求に対してすべての責任を負うことになれば、ユーザーによる AI やデータの利活用のモチベーションは著しく阻害され、患者さんに優れた医薬品を提供する機会の減少にもつながることが懸念されます。更に、ユーザーがスタートアップである場合も想定されますので、スタートアップと企業との協業を促進するためにも、ユーザーに対する責任を軽減する必要があります。

従い、医療分野における AI やデータの利活用を促進するために、更に AI・データ契約ガイドラインの見直しを要望します。

●医療分野におけるデータ・AI の利活用促進のための知財制度上の在り方についてのさらなる議論

(知財推進計画 2021 の) 工程表【重点項目 25】に関して、わが国における製薬企業の創薬イノベーション

と国際競争力の強化のためには、AI やデータ等の利活用を促進することによって、新たな研究開発モデルにチャレンジし、それを事業的な成功に結びつけていくことが必要です。そこで、AI やデータの利活用促進のための知財制度上の在り方についてさらなる議論を要望します。

医療分野においてもデータや AI を活用した研究開発が急速に進んでおり、画期的な新薬を世界中の患者さんに迅速に届けることが期待されています。そのためには、データや AI の適切な保護とそれらの利活用の促進のバランスを保つことができる知財制度が必要になってきます。

そうした中、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会「新たな情報財検討委員会報告書」（平成 29 年 3 月）においては、AI 生成物の知財制度上の在り方は継続検討事項とされました。

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf)

また、産業構造審議会知的財産分科会 第 38 回特許制度小委員会（令和 2 年 5 月 13 日、特許庁）では、特許権の実効的な保護のための関連データの取り扱いについて、①「データを生成する方法の発明」の実効的な保護を図るため、特許法 2 条 3 項 3 号の「物を生産する方法の発明」に「データを生成する方法の発明」も含めることにより、生成されたデータの提供等も侵害と位置づけると考えられないか？②「データを用いることで完成する発明」の実効的な保護を図るため、特許法 101 条 1, 2, 4, 5 号の「その物の生産（その方法の使用）に用いる物」に「その物の生産（その方法の使用）に用いるデータ」も加えることにより、特許発明の実施を完成させるために用いられるデータの提供等も侵害と位置づけると考えられないか？という方向性について検討されていました。

(https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/38-shiryou/03.pdf)

しかし、日本における AI 技術のさらなる発展を図るために、データや AI の知財保護を強化することに一定の根拠を見出せるものの、AI 関連特許の効力が AI を利用して生成されたデータにまで及ぶことや、第三者の AI 特許の侵害に対してユーザーが多くの責任を負うことになれば、データや AI を利活用するユーザーの研究開発活動が著しく制限され、AI 技術の継続的な発展を阻害する要因となります。

従い、今後の国際ハーモナイゼーションへ向けた議論を我が国がリードするためにも、日本において、産業政策の観点を踏まえ、AI 技術に対する知的財産保護（発明者適格性、特許要件等）や権利侵害（侵害成立要件や法的責任主体等）に関する諸問題についての議論継続を要望します。

4. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略

（1）デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革

● DX の加速化／AI・データ等の利活用の推進

AI 技術の急速な進歩により、定型的なニュース記事やキャラクターの顔のイラスト等のコンテンツを AI が自動で生成するサービスは既に実用化されており、近い将来より高度なコンテンツについても AI が自律的に生成するようになることが予想され、2019 年には米国特許商標庁（USPTO）が、2020 年には世界知的所有権機関（WIPO）、英国知的財産庁（UKIPO）がそれぞれ AI に関する知的財産保護についてのパブリックコメントの募集を行うなど、国際的にも関心が高まっている状況です。

「新たな情報財検討委員会報告書」（平成 29 年 3 月）においては、AI 生成物の知財制度上の在り方は継続検討とされましたが、今後の国際ハーモナイゼーションへ向けた議論を我が国がリードするためにも、我が国において、産業政策及び文化政策の観点を踏まえながら、望ましい制度の在り方（AI 生成物の定義、それに対する法的保護、例えば、保護の要否や要件等や、権利侵害、例えば、侵害成立要件や法的責任主体等について、著作権、特許のみならず、意匠、商標も含めて明確にして頂くことを要望します。

●放送・放送同時配信等とインターネット配信に係るアンバランスの是正

放送番組のインターネット同時配信等については、放送に係る権利制限が基本的に全て適用される方向が確認されているところ、インターネット配信、とりわけ（コンテンツの流通範囲、対価の有無、コンテンツの内容等に照らし）放送と類似の性質を有するとの評価が可能なインターネット配信について、放送や放送番組同時配信等に適用されている権利制限とのあいだで特段の差を設ける合理性が見いだせないものが散見されます。一部は議論が進められたものの、未だ検討のなされていないものもあるため、コンテンツの性質と利用態様、権利制限の趣旨にかんがみ、放送・放送同時配信等とインターネット配信とで権利制限の適用にアンバランスが生じていないかを検証し、アンバランスが生じているのであれば是正に向けた見直しが行われることを希望します。また、インターネット配信に係る権利処理の円滑化についても、速やかな検討がなされることを希望します。

●その他権利制限の見直し検討

障害者による著作物利用、病気やケガ、高齢などの理由でご自身での私的利用目的での著作物利用が困難な方々をサポートする事業や行為を行うことが、著作権の権利制限との関係で困難であったり、行為主体の考え方との関係から委縮を招いている事例があります。コロナ禍での環境変化により急速に進んでいるリモート化への対応（インターネット等を介したサポートサービス）の視点とあわせ、権利制限の見直しを行い、権利者の利益を不当に害しない利用については権利制限の範囲を拡大する方向での対応がとられることを希望します。

また、文化庁で行われている研究目的での著作物利用に係る権利制限のあり方については引き続きの検討を期待します。

(2) コンテンツ・クリエーション・エコシステムを支える取組**●権利者への適切な対価還元策の検討と実行**

私の録音録画をはじめとする消費者の著作物利用について、コンテンツの視聴等利用環境の変化を踏まえつつ、例えばコンテンツの利用契約による当事者間の直接取引や技術を活用したコンテンツ管理手法など、より公平で透明な経済効率の高い適切な対価還元の仕組みについて検討が行われることを期待します。

●模倣品・海賊版対策の強化

令和2年法改正によりリーチサイト規制とダウンロード違法化の立法的解決が図られたこと加えて、令和3年法改正により海外事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて新たに商標権侵害や意匠権侵害を問うことが可能になったことを歓迎します。今後も模倣品・海賊版による被害に鑑み、引き続き実効性ある対策を講じて頂くことを希望します。

特に、著作権においても「国内において頒布する目的をもって」「輸入する行為」が著作権侵害とみなされると規定されており（113条第1項1号）、令和3年法改正以前の商標法等と同様の問題が内在しています。

財務省関税局資料によると、著作権に基づく輸入差止実績は商標権に基づく件数に次いで2番目に多く、前年度と比較してその件数は増加しています。新型コロナウィルス禍で今後もこの傾向は継続する可能性があり、商標法等と同様に、個人輸入に対する著作権侵害行為の位置づけについて、改めて検討頂くことを希望します。

●商標権分野における模倣品・海賊版対策の強化の要望

日本企業が被っている模倣品・海賊版の被害について、国内外それぞれにおける対策を講じることが肝要です。そのため、日本及び各国の所管当局との連携と協力関係の促進を進め、情報提供や指導などの支援を実施して頂くよう要望します。特に新興国での模倣品・海賊版対策において商標権を適切に活用できるよう、

権利の取得、侵害の捕捉、罰則の執行に関し、法律制度の整備の促進を支援頂くよう要望します。

(海外でよく知られている日本ブランドの保護) 【再掲】

日本企業のブランドは、海外販売先の拡大やインターネットでの情報拡散等により海外でもよく知られています。これらのブランドに関する商標の第三者による剽窃的な出願や商標権の侵害を含む模倣品の製造販売が多数見受けられます。このような第三者の行為に対し、日本企業は多額の費用と時間を費やし対応しており、この負担は重く企業活動の妨げにもなっています。また、国・地域によっては、著名な商標であることが認められず、日本企業が第三者に自らのブランドを権利化される、又は意に反して使用されるといった事態が生じています。著名ブランドへのフリーライドや冒認出願を防ぎ、このような事態を解消すべく、日本政府から各国官庁に対し、それぞれの国において著名と認める商標のリストを公開し積極的に保護する制度を創出するよう働きかけることを望みます。

また、商標としての使用を目的としない悪意の商標出願に対する対策についても、引き続き検討頂くよう要望します。

(個人使用目的を仮装した模倣品輸入行為の取り締まり) 【商標法第2条7項新設に伴う運用において留意頂きたい点があり、昨年度意見を修正して再掲】

模倣品の輸入行為が商標権侵害に該当する要件として、当該輸入行為が「業として」なされていることが必要であると解されているところ、個人が自己における使用のみを目的として輸入する行為は商標権侵害を構成しません。この点に関し、2021年5月14日に可決・成立した「特許法等の一部を改正する法律案」で商標法第2条第7項に「この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。」が新設され、2022年4月1日に施行されることを歓迎します。施行にあたっては、国民に対し、越境取引にて購入した商品が模倣品である場合は税関での差止めにより入手できない点を周知するとともに、購入にあたっては製造元直営店あるいは正規販売代理店を利用することを強く奨励する必要があると思料します。

また、今回法改正の施行後も、購入者にとって安全な取引の仕組みを確立すること及び商標権者のレビュー・ションリスクについては、継続して検討が必要と考えます。前者に関し、越境取引の多くの場合は代金先払いの取引となることが想定されますが、税関における差止めの結果商品が没収され購入者の手に渡らなかったにも拘わらず海外事業者が払い戻しに応じない場合は、購入者が一方的に不利益を被ることになります。このような取引の購入者の多くは高度な法律的判断が容易でない個人であり、差止めにより生じる不利益を直ちに負わせるのは酷です。また、模倣品と知って販売する悪意の海外事業者であっても、模倣品の差止めの有無に関係なく相応の代金を入手することとなるため、本改正によってもこのような販売行為に対する抑止力は事実上生じないとと思われます。従って、税関における差止めが行われた模倣品取引において、海外事業者が得た利益を購入者に戻す仕組み(クレジット決済のキャンセル等)、あるいは代金後払いの仕組みなど、差止めによって生じる不利益を海外事業者に転嫁する仕組みも合わせて検討を進めるべきと考えます。

一方、税関における差止めによって商品を入手することができなかつた購入者が正規品の取引であると誤認している場合、権利者への苦情や誹謗中傷、更には債務不履行による損害賠償請求や不当利得返還請求がなされる、といった権利者のレビュー・ションリスクが想定されます。従って、差止めを実施する際は購入者に対し、取引の対象となった商品が正規品ではなく模倣品であることを明示したうえで、法改正により新たに差止めの対象となったことを通知する等、購入者の誤認と権利者のレビュー・ションリスクを避けるような対応を求めます。

更に、模倣品を水際で規制したとしても、模倣品を扱う海外事業者は、規制ができればその規制を避ける方法を見つけることが多く、この繰り返しが続くことが想定されます。このため、模倣品を流通自体させない施策の検討もお願いします。特に、新型コロナウイルスの影響もあって電子商取引による商品の流通は今後ますます拡大していくと考えられることから、電子商取引プラットフォーマーなどへの働きかけなど、さまざまな面での検討が必要と思います。

●デジタルアーカイブ社会の実現

過去の様々な知を集積したデジタルアーカイブには、重要な文化遺産として次世代のコンテンツを生み出す基盤としての役割を担うものである、と考えられることから、実現に向けた施策を支持します。その点で、改正著作権法において、原則的な著作権保護期間が著作者の死後 70 年に延長されたところ、今後、アーカイブ化が停滞する様子がないようにする必要があります。例えば米国では、保護期間の最終 20 年間は図書館等のアーカイブ化が認められ（法 108 条(h)）、また EU の DSM 著作権指令案（8-11 条）においても文化的機関による絶版物の利用等が一定条件下で認められています。わが国においても、これらの制度も参考としつつ、デジタルアーカイブ化を進める権利者やコンテンツ企業への支援を含め、著作物の適切な保護と利用のバランスをとりながら、デジタルアーカイブを進めるための制度的検討がなされるべきと考えます。

5. スタートアップ・中小企業/農業分野の知財活用強化】

●中小企業等と大企業の知財取引ガイドライン・契約ひな形について

今後の日本産業界の発展のために、スタートアップとのオープンソイノベーションがますます重要となると思われる中、当該連携の具現化に必須の連携契約の交渉でも Win-Win な交渉による双方の事業価値の総和最大化を期し、彼我の諸事情を充分勘案し現実的な折り合い点を協力して探ってゆく事が肝要と考えられ、それに資する様な手引き・モデル契約のとりまとめには賛意を表します。また、今年度は、その改訂（スタートアップの出資の追記）も行われております。

他方こうした、手引き・モデル契約も硬直的に運用されると、公正かつ自由な競争環境が制約される等上記目的実現の支障となる事が危惧されるところです。実際の事業連携に当っては、本指針の考え方を参考にしつつも、掲載されている個別の条項例・考え方等を本来全体判断すべき条件総体の一部分たる知的財産取引条件を切り出し、その理念形を示す形とならざるを得ず、それだけでは、個別条件の部分最適に固執し、条件総体に鑑みた全体最適に思いを致す契約交渉や合意形成の支障となりうることなどを危惧致すものです。硬直的に適用するのではなく、望ましい理想的な解を指向しつつ、案件個別の経緯など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を当事者が協力して探ることが事業連携の実現には肝要であることを明確にした形での手引き・モデル契約の策定・頒布を希望致します。また、策定・頒布後も継続的な双方へのヒアリングによる改善状況・新たに生じた問題の把握及びそれに基づく指針の見直し等、双方の事業価値の総和最大化を図る取り組みが行われることを要望致します。

こうした契約に対する取り組みとともに、その契約の履行のためには、情報管理や流出防止などの企業との体制も必要であるため、スタートアップでのこれら実態の調査や、適正化（ガイドラインの策定）などの取り組みが行われることを要望致します。

6. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

（1）知財分野におけるソフトローの活用

●偏ったルール形成がなされないよう、合意形成する主体と客体たる対象分野の選定基準とプロセスについて検証メカニズムが働くようにするべき

テクノロジーやビジネスモデルの変化のスピードが著しい今日では、改正手続きに比較的時間のかかるハードローのディメリットを補うため、知財制度におけるソフトローを活用することは有益と考えます。その半

面、法改正によらずに柔軟に関係者の合意を得て任意の規制強度のルールを機動的に導入・改訂可能となることから、対象分野や合意形成する主体の選択によっては偏ったルール形成がなされてしまう懼れもあることに留意する必要があります。この点、どのような基準でソフトローの対象分野を選び、また合意形成する主体を選択したかについて、都度明らかにし、その妥当性を検証するプロセスが必要であると思います。

(3) 知的財産権に係る審査についての要望

●審査品質向上を前提とした、特許審査プロセスの効率化、審査処理負担の適正化の検討をお願いします(工程表 93 関連)

2022年4月1日より、審査処理負担の低減等を目的にマルチマルチクレームが制限されます。特許庁においては、単に審査処理負担を低減するだけでなく、その低減されたリソースを「強く・広く・役に立つ」特許権を創出するために利用頂きたいと考えます。発明を正しく理解し、先行技術サーチ等を十分に行って頂く等により、世界最高品質の特許審査の実現に向けた取組をお願いします。

●商標権分野における要望

商標審査における「類似商品・役務審査基準」の見直し【進展がなく再掲】

現在の商標出願の審査では「類似商品・役務審査基準」が極めて重要な役割を擁しており、登録権利の範囲設定、安定性の面で重要であることに異論はありません。

一方で、「類似商品・役務審査基準」と各グループの「類似群コード」が、商品役務の類似判断で画一的に運用され、取引実情と乖離してきている面があります。市場規模や競合・類似製品の数や流通量など、事業実態に合わせた見直しを進めることを要望します。

特に、IoT、AI やビッグデータに深く関連するソフトウェア(審査基準上「電子計算機用プログラム」)やコンピュータ(同じく「電子応用機械器具」)等の電気応用機械器具に対応する類似群コードは、現状 1 つ(11C01)となっています。インターネット上の商取引やプロモーション活動を行う事業者においては、スマートフォン等モバイル端末用のアプリケーションをはじめとして、ソフトウェアの利用は必須であり、当該類似群コードは広い産業分野の事業者が権利化を検討する領域となっています。現在は、コンシューマ向け・エンタープライズ向け等利用・用途目的が異なる分野であっても、ソフトウェアの名称であれば一律に当該類似群コードが割り当てられるため、商標の選択の幅が限られる事態となっています。このような分野では、需要者・取引者間の出所の混同が生じがたいと思われる商品・役務に関しては、登録が認められるような、審査運用の何らかの見直しが必要と考えます。すなわち、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードは、取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせた弾力的な見直しが必要であると考えます。

たとえば、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードについて、取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせた見直し(細分化や統合等)を適宜実施することが必要と考えます。併せて取引実情等に関する調査事業として商標分野における「特許出願技術動向調査」に相当する調査の実施を提案します。このような取組みにより得られる情報は指定商品・役務の適切な記載に資すると思います。

審査官とのコミュニケーションツールの拡充【更なる進展を求める再掲】

2020 年度に審査官とのオンラインによる面接が行えるようになったこと、また電子メールにより面接記録の送受信や補正案等を送付することが可能となったことは、出願人との意思疎通を向上させ、また審査品質及び審査速度の向上に寄与する施策として大いに歓迎しております。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/mensetu_guide_syohyo.html

一方、昨年からの COVID-19 感染拡大防止策により、官公庁や各企業における働き方が大きく変化し、インターネット上での会議や在宅勤務が広がりましたが、このような変化に対応したコミュニケーション体制の確立を強く求めます。具体的には、特許庁における出願等事件担当者(審査官等)が在宅勤務の場合であって

も、出願人あるいは権利者との連絡手段を維持すること、及び幅広いインターネット会議システム利用への対応があげられます。特に後者の場合、各企業によって使用可能なシステムが異なるのが実情であるところ、特定のシステムのみへの対応では出願人等間の公平性が担保されないこととなるため、早急な対応が求められます。このような施策は、審査品質の維持・向上とともに、審査の迅速化を実現できるものと想料します。

商標審査期間の短縮【大きな進展がなく再掲+追加】

DXの進展に伴い、異業種を含む複数者が連携してスピード一新事業を創造することが多くなる一方で、近年の商標出願件数の急増により依然として審査期間が長期化しており、事業創造のスピードと商標審査のスピードとの相違が拡大しています。特許庁では、人員の増強や、調査の外部委託、ファストトラック審査の拡充等の運用施策をとっており、2021年2月に産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会により取りまとめられた「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方」でも商標審査制度の在り方にて今後の新たな取組・改善を講じるとされ、今後は一定の効果が期待されます。また、2021年11月開催の第10回商標五庁(TM5)年次会合のユーザーセッションにおいて、2022年度は一次審査通過(FA Pendency)までの期間を6.5カ月、権利化(Total Pendency)までの期間を8カ月目標とする説明も特許庁よりありました。しかしながら日本の平均審査期間は諸外国のそれと比べて依然として長い実情にあります。特に、日本で出願した商標について、マドリッド協定議定書に基づく国際登録手続を検討する際、セントラルアタックによる国際登録の取消を回避すべく、日本における登録の可否を重要な判断要素として考慮することから、より一層の審査期間の短縮化に向けた施策を期待します。

例えば、以下のような施策の検討をお願い致します。

- i. ファストトラック審査の対象として、出願にかかる指定商品及び指定役務が、「類似商品・役務審査基準」「商品・サービス国際分類表（ニース分類）」等に掲載されている商品等記載であることが要件とされているが、商標五庁(TM5)で取り決めた「TM5 IDリスト」も対象に加えるべきと考えます。
- ii. ファストトラック審査や早期審査が認められたとしても、審査において他人の先願に係る商標と同一であること、あるいは類似すること（商標法第4条第1項第11号）を理由として拒絶される場合、当該先願の帰趣が確定するまで以降の審査が進まないという実情があるため、審査期間全体の長期化が解消されません。従って、ファストトラック審査や早期審査が認められた出願の審査において引用された先願についても、速やかに審査を進めるよう、運用の変更を求めます。
- iii. 上述の「類似商品・役務審査基準」の見直しを行って、取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせることも、特許庁と出願人との不必要なやり取りを減らし、審査期間の短縮に資するものと想料します。
- iv. AIを活用した商標調査ツールは、未だ発展途上の段階ですが、審査官が類否判断する前に、確実に類似しない商標を除外する補助的な手段としては実用の見込みが出てきていると考えます。そのような調査ツールの導入を引き続きご検討頂きますようお願いします。また、審査官が類否判断等の思考業務に集中できるよう、定型的なパソコン作業の自動化(RPA)も審査業務の効率に資すると考えます。

(4) 産学連携における知財活用の促進

「産学官連携」の最大の役割は、優れた最先端技術の創出と社会実装（イノベーション）の有機的な連携であり、今後の「革新領域」の創出に向けては、将来のあるべき社会像等のビジョンを企業・大学・研究開発法人等が共に探索・共有し、基礎・応用や人文系・理工系等の壁を越えて様々なリソースを結集させて行う「本格的な共同研究」を通じてイノベーションが加速することが重要であると認識します。この点、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」追補版の公開により、本格的な連携の具体的な事案が広く共有され、各当事者の連携に向けた具体的な検討が促進されるものと期待しております。

一方、実際の連携協議においては、大学によってガイドラインの認識・理解についての差があり、ガイドラインの周知・利用推進に向けた取り組みが望まれます。

引き続き、共同研究成果の活用方策の類型化や不実施補償の課題解決に向けたベストプラクティス等の追加・補充を要望します。

また、公開されたガイドライン（さくらツール等の契約書雛形を含む）について、継続的な効果検証と実情に見合った見直しを要望します。

产学連携に慣れていない大学が円滑かつ適正な協議を進められるよう支援する仕組みについても早期の整備を要望致します。

いち早く論文としての成果を上げたい大学と、事業化を優先する企業との間で、発明の公表時期など基本的な知財実務に対するスタンスが異なるため、大学の研究成果の社会への橋渡し促進や、研究段階から権利活用を見据えた知財戦略の策定強化が必要と考えられます（医薬品の分野では、大学と企業の橋渡しとしてトランシスレーショナルリサーチとなるスタートアップがその役割を担っているもの、諸外国と比較して日本は大きく遅れていると感じます）。そこで、大学と企業間の「組織」対「組織」の連携を目指した「产学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（追補版）」を更に普及させると共に、「スタートアップとの事業連携に関する指針」及び研究開発型スタートアップを対象とする「モデル契約書」を普及・定着させ、产学連携の主体とその対象を拡大することも必要になると考えます。

●バイオ分野の特性を踏まえた产学連携における知財の取扱い

(知財推進計画 2021 の) 工程表【重点項目 97】に関して、再生医療や細胞治療等のニューモダリティを含めたバイオ分野では、当該関連技術を有する大学やベンチャーと医薬品メーカーとの大規模な共同研究が益々増加しています。こうした中、共同研究成果の早期公表を希望する大学と、適切なタイミングでの成果の公表を希望する医薬品メーカーとの間では、必ずしも利害が一致しません。今後もバイオ分野における产学連携を継続的に発展させるためには、大学と企業がお互いのニーズを理解し、win-win の関係を築くことができる、適切なタイミングでの研究成果の開示条件が必要です。更には、大学における知財リテラシー向上のための広い知財教育や、ひな型に捕らわれない柔軟な成果配分や対価設定に向けた契約交渉力も必要になってきます。

従い、バイオ分野の研究開発及び知的財産の特殊性を十分に理解し、产学双方が個別案件ごとの背景、状況、互いの役割（研究投資を含む）、貢献（経済財的負担を含む）、引き受けるべきリスクの程度などを十分考慮した上で、将来にわたる提携条件、実施及びライセンス条件、経済条件を含めた知財の取り扱いについて、公平の観点から検討する場の設定を要望します。

▽上記のいずれにも当てはまらない場合に関する意見

●主として意匠権分野に関する要望

1) 審査データベースの開放について

ユーザーの意匠権のクリアランスを効率的に実行させるための環境整備などの課題解決はもとより、ユーザー自身が実施する登録予見性判断のためにも、審査のため整備されるデータベースについて開放頂くことを要望します。

2) 公知資料の閲覧について

登録査定時に通知される参考文献について、権利範囲の予見性判断のため、公報以外の資料を閲覧可能とするよう、著作権の問題についてご検討頂く事を要望します。

3) 関連意匠制度のハーモナイズについて

関連意匠制度においては、国内企業同士の牽制に留まってしまい、グローバルなブランド構築には繋がりま

せん。国際的なデザイン保護の観点を盛り込むことが必要であると思われます。ハーモナイズを検討とともに、グローバルに保護することが可能になるよう、各国への働きかけを要望します。

4) 検索ツールの開発・導入について

インフラ整備として、例えば、市場が限定的であることから商用でも選択肢が限られている意匠調査ツールについて、AIを利用した3D形状のイメージデータによる検索ツールの開発・導入を要望します。また、グローバルな保護・クリアランスの観点から、日本の権利のみならず、ワールドワイドの権利を検索可能なツールの開発・導入を要望します。

●特許庁の「産業財産庁」等への適切な改称を要望します【進展がなく再掲+更新】

特許庁が、特許のみでなく商標・意匠を取り扱っている実態を踏まえれば、その名称は所管する分野を冠した「産業財産庁」や、米国やドイツなどと足並みを揃え「特許商標庁」に改称するのが適切と考えます。

昨今はビジネス分野のみならず行政・教育など様々な分野で「ブランド」「デザイン」志向が重要性を増していることは周知のとおりです。我が国の特許庁が、特許だけでなく商標・意匠を取り扱っている実態に加え、近年の商標法及び意匠法の改正により「ブランド」「デザイン」志向重視で保護範囲を大きく改めた趣旨に鑑みれば、その名称は「特許庁」から「産業財産庁」等に改称することが適切で、今が改称する良いタイミングと考えます。

商標を管轄する官庁の英名（※1）が「PATENT OFFICE」である国・地域は、2020年の商標出願クラス数世界TOP 30（※2）のうち、日本だけです（後掲リスト参照）。日本国特許庁／Japan Patent Officeは、世界的に見ても特異な官庁名であり、国際的ハーモナイゼーションの観点からも名称の変更が望ましいと考えます。なお、韓国は現地語名での官庁名は「特許庁」で英名のみ「Intellectual Property Office」を使用しており、またイギリスでは法令上は「Patent Office」のままであるが、operating nameとして「Intellectual Property Office」を使用する（※3）ことで改称に伴う手続きを少なくする工夫をしているように見受けられます。

1. 中国 : China National Intellectual Property Administration
2. 米国 : United States Patent and Trademark Office
3. イラン : Intellectual Property Center/Industrial Property General Office (※4)
4. EU : European Union Intellectual Property Office
5. インド : Office of the Controller General of Patents, Designs and Trade Marks
6. 日本 : Japan Patent Office (特許庁)
7. ロシア : Federal Service for Intellectual Property
8. トルコ : Turkish Patent and Trademark Office
9. 韓国 : Korean Intellectual Property Office (現地語名称は「特許庁」)
10. ブラジル : National Institute of Industrial Property
11. フランス : National Institute of Industrial Property
12. イギリス : Intellectual Property Office(法令上の名称は Patent Office)
13. ドイツ : German Patent and Trade Mark Office
14. メキシコ : Mexican Institute of Industrial Property
15. オーストラリア : IP Australia
16. カナダ : Canadian Intellectual Property Office
17. インドネシア : Directorate General of Intellectual Property
18. ベトナム : Intellectual Property Office of Viet Nam
19. スイス : Swiss Federal Institute of Intellectual Property
20. イタリア : Directorate General for the Protection of Industrial Property Italian Patent and Trademark Office
21. スペイン : Spanish Patent and Trademark Office
22. アルゼンチン : National Institute of Industrial Property

23. 香港 : Intellectual Property Department (※5)
24. タイ : Department of Intellectual Property
25. ウクライナ : Department for Intellectual Property
26. ベネルクス : Benelux Office for Intellectual Property
27. チリ : National Institute of Industrial Property
28. フィリピン : Intellectual Property Office of the Philippines
29. ニュージーランド : Intellectual Property Office of New Zealand
30. シンガポール : Intellectual Property Office of Singapore

※1 WIPO Country Profile (<https://www.wipo.int/directory/en/>) 又は各国官庁のウェブサイトにおける英名表記

※2 WIPO IP Statistics Data Center における class count <https://www3.wipo.int/ipstats/>

※3 <https://www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office/about>

※4 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokujii/ir.pdf>

※5 <https://www.ipd.gov.hk/eng/home.htm>

以上

法人・団体名	
3.2. 中小企業知的財産交流・研究会参加企業有志	
意見の分野	
—	
意見	
<要旨>	
中小企業の活力を産業発展に生かしていくためには、各種制度を、中小企業の視点を取り入れて継続的に改善、改革していく必要があると考えます。	
特に、財務基盤の弱い中小企業等を対象とした費用の減免制度等の強化・改善、中小企業に配慮した競争環境の整備、中小企業の知的財産活動に大きな役割を果たしている弁理士制度の改善、中小企業等が利用する特許情報プラットフォーム等の強化・改善、は極めて重要です。	
<全文>	
1. 中小企業の特許料金等の軽減措置について	
(1) 特許料金等の見直しについて（新規意見）	
① 全般	
本年4月1日から施行予定の「産業財産権関係料金の見直しに関する特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」（以下、単に「政令案」という）に関しては、その前提として、歳出の徹底的な見直しは必須です。肝に銘じて努力していただくことを期待します。	
② 国際出願（特許、実用新案）関係手数料	
政令案では、「送付手数料+調査手数料」（日本語）が8万円から16万円に倍増されます。この値上げは、他の費用項目の増額と比べて際立っており、海外展開を推進している、あるいは予定している中小企業には甚大な影響があります。	
このため、中小企業に対する支援を強化する必要があり、たとえば、現行のPCT国際出願の軽減措置および国際出願促進交付金の制度をこれまで同様維持するだけでなく、値上げ分に相当する、あるいは値上げ分に対応する支援内容の充実化、積み増しを図る必要があると考えます。	
理由	
これまで国際出願関係手数料は、国際展開を促進・支援するために、あえて低額に抑えていた背景があると理解しておりますが ¹ 、その国際展開自体が、中小企業に関しては、まだ十分でないと考えます。	
たとえば、特許行政年次報告書2021年版によれば、中小企業の2019年の海外出願率は、17.6%であり、	

¹ たとえば、産業構造審議会知的財産分科会財政点検委員会第1回委員会議事録第5頁第22行目から第23行目には、「企業の国際展開を支援するという観点から、PCTの料金を従来より低額に抑えてまいりました。」との説明がある。

2015 年の 15.6% からわずかに上昇しているだけです。また、中小企業の 2019 年の海外出願率 17.6% は、同じ年の大企業の海外出願率 37.2% と比較して半分以下です。

また、大企業は、通常、複数の国際出願を行っていて、今般の値上げに対して、たとえば、件数を絞ることで、値上げ分を吸収できますが、中小企業は、複数の国際出願をするところは少なく、件数を絞るという対策もできません。

また、知的財産推進計画 2021 にもある通り、「近年、標準化を含む知財戦略が、企業・産業の発展を左右する重要なファクターであるという認識は益々高まっており、その主導権を巡りグローバル企業の活動や諸外国の産業政策の動きが活発化している」ことは、周知のことであり、国際出願は中小企業にとってもグローバル化に向けた重要な手段であり、当該手数料の増加により、中小企業の活動にブレーキをかけることのないようにお考えいただきたい。

特許庁としても、中小企業の外国出願支援を費用面で行っていただいているが、この支援の必要性は変わらないどころか、今般の国際関係手数料の大幅値上げに伴い、ますます重要になると考えます。

(2) 中小企業の特許料金等の一括半額制度の適用対象について（継続意見）

2019 年 4 月から施行された新減免制度では、既に登録になっている特許や、2019 年 3 月以前に審査請求手続きをした特許出願は、対象外です。これら、既に登録になっている特許や 2019 年 3 月以前に審査請求手続きをした特許出願についても、その後の特許料納付の際に新減免制度の恩恵が受けられるように適用対象を拡大すべきと考えます。

理由

旧減免制度では、一部の中小企業しかこれを利用できませんでしたが、2019 年 4 月からの新減免制度では、すべての中小企業が減免対象企業として利用できるようになりました。新たに減免対象となった中小企業にとって、審査請求手続きに関しては、2019 年 4 月以降すべての審査請求手続きに関してその恩恵を受けることができますが、3 月以前に審査請求手続きをした特許出願、既に登録になっている保有特許に関しては、新減免制度の対象にはなりません。すなわち、3 月 31 日時点で多くの審査請求済み特許出願または登録特許を保有している、新たに減免対象となった中小企業にとって、施行当初は、新減免制度による恩恵・政策効果が一部に限定されてしまいます。

中小企業の活力を日本の産業の発展につなげるためには、すべての特許に関して新減免制度の恩恵・政策効果を受けられるようにするべきであり、そのためにも、新減免制度の適用対象を、2019 年 3 月 31 日以前に審査請求手続きをした出願及び既に登録になっている特許にまで拡大する必要があると考えます。

(3) 11 年目以降の特許料金について（継続意見）

いわゆる中小企業の特許料金等の一括半額制度は、その対象が特許料金に関しては 10 年目までに限定されておりますが、中小企業にとって、最初の数年間よりも、11 年目以降の特許料金こそ、軽減する必要性が高いと考えます。

理由

特許料は、1～9 年目に比べて、10 年目以降の金額が大きく、中小企業にとって 10 年目以降の軽減措置の必要性が、1～9 年目よりも高いと言えます。特に、中小企業の保有特許使用率は 63.4% と、大企業の 35.4% に比べて高く（中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第 14 回（平成 29 年 3 月 14 日）会合配布資料 4-3 第 3 頁）、いわば、事業に必須の放棄できない特許が多いことを示唆しております。また大企業が不使用特許を放棄することで浮いた資金を長期保有する特許の維持年金に充当できるのに対して中小企業にはそのような対策も取りにくいことを示唆しております。

さらに米国は、small entity 向けの特許維持年金の 50% 軽減を、11.5 年目維持年金にも適用しており、軽減措置の対象年に制限は設けておりません。カナダやフィリピンにも同様の制度があります。また、英国やドイツには中小企業向けの軽減措置は無いようですが、かわりに、維持年金が減額されるライセンス・オブ・ライト制度があり、この制度を利用することにより資金負担を軽減できるようになっております。日本の中小企業が世界で戦っていくためには日本で基礎体力をつける必要があり、そのためにも、一括半額制度の適用期間を 11 年目以降にも拡大することが、必要かつ重要であると考えます。

2. 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の乱用行為等に関する実態調査報告書」等を踏まえた対策の推進（継続意見）

令和元年 6 月に公表された「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の乱用行為等に関する実態調査報告書」（公正取引委員会発行）には、多くの中小企業が、いろいろな形で被害を受けているあるいは受けている恐れの強い事例が報告されています。

まずは、このような実態を明らかにした今回の調査を高く評価したいと考えます。

この調査で明らかになった実態を踏まえて、公正取引委員会は、「違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、経済産業省及び特許庁と連携し、製造業全体に対して本報告書を周知する。」と述べていますが、インターネットでの公表にとどめることなく、本報告書の内容の説明会なども積極的に開催していただきたいと考えます。

さらに、周知する対象の製造業の企業としては、中小企業よりも、むしろ、優越的地位になりうる大企業への周知に力を入れていただきたいと考えます。

なぜなら、中小企業は、仮に知識があったとしても、弱い立場から、取引相手である大企業に、大企業の要求が優越的地位の乱用にあたる可能性があることを指摘することができない場合が多いからです。

また、大企業への周知を図るに当たっては法務知識が十分な法務部門、知的財産部門への周知だけでなく、法務部門や知的財産部門が十分に関与することなく契約交渉等を直接担当する場合のある購買部門や営業部門、開発部門の担当者への周知がより重要であること、そのための企業内教育が重要であることを認識して周知活動を進めていただきたいと考えます。

さらに、今回の報告書を周知するため、また、報告書に記載されている事例を周知するために「優越的地位の乱用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）の中で本報告書を引用し、また、一部の事例を、この優越ガイドラインに盛り込んでいただきたいと考えます。

また、令和2年6月には「スタートアップの取引慣行に関する実態調査について（中間報告）」が公正取引委員会より公表されております。この実態調査（中間報告）でも、スタートアップが、令和元年6月に公表された「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の乱用行為等に関する実態調査報告書」の中で紹介されている製造業の中小企業と同様に、知的財産に関して不利な契約を締結している状況が伺えます。国には、スタートアップや中小企業のかかわる取引が適正になされるよう、環境整備を含めて必要な対策を推進していただきたいと考えます。

3. 中小・ベンチャー企業における産学連携について

(1) 大学発ベンチャーの育成環境の整備（継続意見）

政府には、大学発ベンチャーに対する大学の「育成方針」と、締結される「知財契約の条件」とが整合が取れているのかどうか、実態を調査し、不整合があれば、妥当なレベルがどこにあるのか、関係者、有識者などで議論いただき、大学発ベンチャーが適切な契約を大学と締結できるよう、環境整備を図っていただきたいと考えます。

<理由>

大学発ベンチャーの育成は、日本におけるイノベーションを推進するために重要であり、この視点は、ここ数年間の知財推進計画にも反映されていると認識しております。当該ベンチャーを送り出した大学は、当該ベンチャーの親のようなものであり、殆どの大学が、大学発ベンチャーを育成する、という基本的考え方を保有していると思われます。

しかしながら、実際の契約交渉の場面、特に、知的財産の共同出願契約、実施許諾契約あるいは譲渡契約の交渉場面では、上記考え方がないがしろにされているのではないか、と思われる経験をした大学発ベンチャーがあります。

あるケースでは、大学発ベンチャーが事業の基礎となる知的財産の譲渡を求めた際、創設間もないベンチャーが支払える能力を超えた（資本金の何倍もの）対価の支払いを要求され、更に複数の特許について実施許諾契約を交渉していて、特許ごとに一定の実施料率での支払い条件のもと複数の特許の実施料率を積み上げると、事業として成り立たない料率になってしまうような条件の提示を受けたと聞いております。

大学発ベンチャーにとっては、大学の保有する知的財産権の実施条件や大学との共同開発の成果を実施する条件は、死活問題であり、当該大学以外と契約する選択肢はない状況です。

このようなケースがどの程度あるのか、逆に「育成する」という視点で、実施料支払いの条件が他の一般企業よりも優遇されているケースがどの程度あるのか、外からはわかりませんが、政府には、大学発ベンチャーに対する大学の「育成方針」と実際の「知財契約の条件」とが整合が取れているのかどうか、実態を調査し、不整合があれば、妥当なレベルがどこにあるのか、関係者、有識者などで議論いただき、適切な環境整備を推進していただきたいと考えます。

(2) 中小・ベンチャー企業がかかわる産学官連携の環境整備の推進（継続意見）

近年の第4次産業革命の大変革期を乗り越えるために、大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業も、産学官連携にかかわる必要性とその機会は増えるものと思われ、中小・ベンチャー企業が参加しやすい環境整備は必須と考えます。その中でも、以下に述べる点については、重要と考えます。国には、下記の点を含め

て、中小・ベンチャー企業が产学研連携に参加しやすい環境整備を推進していただきたいと考えます。

① 契約条件の柔軟性の推進

環境整備として検討するべき項目の一つが、例えば共同研究による共有成果を企業が実施した時に、企業が大学に支払う実施料（不実施補償）の問題です。

いくつかの大学や国の研究機関（以下、「大学等」）では、不実施補償に拘らない複数の選択肢が共同研究契約に明記され、企業側がその選択肢を選択できるようになっており、この選択肢をもとに企業と大学等が交渉することが可能となっております。

国には、このような柔軟性を他の大学等が採用できるような環境整備を推進していただきたいと考えます。

② 契約条件の明確性の推進

大学等が用意している共同研究契約書ひな型の中には、実施料の要否を明記せずに共同出願契約を締結する際の協議にゆだねている条文を有しているものがあります。このため中小・ベンチャー企業は、共同研究契約を締結する段階では、実施料を要しない選択肢・可能性が残されていると理解して共同研究契約を締結したところ、実際には、大学等としては、実施料を不要とするのは極めて例外的な場合と考えており、そのことを共同出願する段階になって、初めて中小・ベンチャー企業が認識するに至るケースが散見されています。このような事案においては中小・ベンチャー企業にとって「後出しじやんけん」のように感じられ、そのような経験をした中小・ベンチャー企業は、以後产学研連携への意欲を失ってしまう結果となりかねません。

実施料の支払いが必須であるなら、必須であることを共同研究契約ひな型に明記するべきであり、逆に不要となる場合があるのなら、どのような条件を満たせば不実施料を不要とするのか、その条件を明確にして、そのことを共同研究契約に盛り込むようにするべきと考えます。国には、そのようなひな型を大学が用意するような環境整備を推進していただきたいと考えます。

③ 不実施補償料（実施料）の支払いタイミングの再検討

企業が大学に実施料を支払う契約のほとんどは、「実施」したら支払うことになっており、成果を使った製品を売り上げたら、その売り上げに料率を乗じて、実施料を算出して支払うことが一般的です。そこには共同開発の成果を使った事業が軌道に乗るようになったかどうか、事業として利益が出るようになったかどうか、事業化までの投資が回収できるようになったかどうか、累積赤字が解消したかどうかに関係なく支払う条件であることが殆どであると考えます。

大企業であれば、このような契約条件でも問題は小さいと考えますが、中小・ベンチャー企業は、会社全体としても十分な利益が出ているとは限らず、さらに実施料支払いに関係する事業に売り上げがあっても、その事業から利益が出ていなかったり、仮に利益が出るようになったとしても、それまでの投資が回収できていなかったりしている場合もあり、タイミング的に、これまでのよう単純に売上げが上がったら支払うのが適切とは思われません。

特に創業間もないベンチャーの場合、他に事業もなく、創業暫くは、売上げがたったからと言っても、事業として利益が出ていないことが多く、その状況で実施料を支払うことは、投資家からの投資資金が大学に回っているだけであり、大学だけが、投資家よりも早く資金回収しているようにも思え、適切な条件には思えません。

また、共同出願の中には、その後特許とならず、拒絶が確定してしまうものもあり、出願中から支払うことに対する不合理性を感じている中小企業もあります。

国には、実施料を支払うタイミングはどうあるべきか、有識者を集めた議論をしてその結果を公表していただき、もって中小・ベンチャー企業が产学研連携に参加しやすい環境整備に努めていただきたいと考えます。

4. 意匠制度改正に伴う料金減額制度の導入（継続意見）

複数意匠一括出願の導入や関連意匠の拡充に併せて、料金減額施策の導入も検討されることを希望します。

理由

多くの国では複数意匠一括出願や関連意匠出願の各制度と共に料金の減額が導入されており、事業者がより多くの出願を安価な費用で一括出願できるように配慮されております。

また、特許は中小企業に対する減額制度が拡充されており、商標は一商標多区分出願における減額や登録料・更新登録料などの大幅な減額がされております。

しかしながら意匠に関しては現行制度上も、関連意匠出願や中小企業に対する料金減額は一切ありません。

中小企業の製品・サービスのブランド形成に資するデザイン保護等のため、意匠制度の利用を促進していく必要があることから、導入が予定されている複数意匠一括出願や関連意匠出願において、料金減額施策の導入も検討されることを希望します。

5. 弁理士制度について

(1) 弁理士の国際化対応について（継続意見）

弁理士の国際化対応研修は重要であり、特に、それまで外国出願業務に携わってきたことのない弁理士が外国出願業務に従事するにあたっては、外国出願の実務において極めて重要な基礎的知識を習得する必要があり、そのような弁理士に対する国際化対応研修の実施と受講の徹底を図るべきと考えます。

理由

中小企業の海外進出にともなって、中小企業による外国での知的財産権の取得は増加しています。中小企業が外国出願するにあたっては、国内基礎出願の代理人弁理士が、そのまま外国代理人との間に立つことが多いため、外国出願が的確にかつ効率的になされるためには、外国代理人と中小企業の間に立つ国内代理人弁理士が、基礎的知識はもちろんのこと、その国の最新の法制度とう引用を十分熟知して、必要に応じて適切な助言をすることが不可欠です。

弁理士法に規定されている継続研修の中でも、外国出願に関する研修は充実強化されていると思われ、引き続き注力されるべきと思いますが、中小企業が国内出願を依頼する弁理士の中には外国出願に関する知識や実務経験が十分とは言えない弁理士もおり、その結果、適切な、あるいは効率的な権利取得ができなかつた中小企業があります。今後ますます外国出願が増えることが予想されることから、最新の知識を得るための国際化対応研修だけでなく、これから外国出願業務を扱おうとする弁理士が、例えば、国によって新規性喪失例外規定の適用範囲が相違することや、国によって請求範囲の作り方、考え方が相違するなどの基礎的知識を習得するための国際化対応研修を実施し、受講を徹底していくべきと考えます。

(2) 一人弁理士事務所のバックアップ体制について（継続意見）

一人弁理士事務所の弁理士が、高齢化により、あるいは何らかの理由によって、代理業務を継続できなくなったときに、その弁理士に依頼している中小企業が困らないように、例えば、その弁理士の業務を引き継いでくれる提携弁理士を事前に明確にして、何かあった時に中小企業が希望すれば、その提携弁理士に業務を引き継いでもらうことが可能となるような仕組み、バックアップ体制が構築されることが必要と考えます。

理由

中小企業は、一人弁理士事務所の弁理士と長く取引していることも多く、その弁理士に何かあった時に、依頼中の案件を対応してくれる、あるいは引き継いでくれる弁理士を短期間に見つけることは、中小企業にとって大変な負荷となります。

今般の弁理士法改正により、一人弁理士事務所の業務法人化が可能となり、一人弁理士事務所の承継問題が少しでも解決に近づくことを期待しますが、弁理士が一人しかいない状況に変わりはなく、何らかのバックアップ体制の構築は必須であると考えます。

(3) 弁理士紹介制度について（新規意見）

日本弁理士会関東会が2021年10月より始めた「弁理士紹介制度」は、中小企業の要望にマッチした制度と思われ、今後、内容の充実化とともに、全国展開されることを期待しています。

何故なら、中小企業の多くは、自社の技術分野に詳しい弁理士を探す際に、弁理士ナビを使っているところ、弁理士ナビでは、専門分野が大雑把であり、適切な弁理士を探しきれない、との意見が多いからです。

政府としても、弁理士会のこの活動を強力に支援していくべきと考えます。

6. 特許情報システム

(1) 全般（継続意見）

日本の特許情報システムは、特許庁が無償で提供している特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等（外国特許情報サービス（FOPISER）や画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）等を含む）と民間業者が有償で提供している高度情報サービスの組み合わせで構成され、平成28年5月に公表された産業構造審議会知的財産分科会情報普及及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」によれば、今後も、この組み合わせを基本とするベストミックスを目指すとされています。

上記の有償で高度なサービスを利用できる中小企業もありますが、多くの中小企業は、有償サービスを受ける資金的余裕はありません。また、特許庁としても、中小企業等が容易に特許情報等を利用できる環境の整備をうたっています。そこで、可能な限り、J-PlatPat等の無償サービスの機能充実を図るべきであると考えます。

また、日本の中小企業が、海外、特に米国や欧州の中小企業とニッチな市場で戦って勝ち残っていくためには、特許戦略は重要あり、その基本となる特許情報サービスを、米国や欧州の中小企業と同程度の利便性をもって利用できるようにすることが必要です。そのためにも無料で使える J-PlatPat 等の情報システムを米国特許商標庁、欧州特許庁あるいは世界知的所有権機関（WIPO）等の無料で使える情報システムの機能と同程度以上にしていく必要があると考えます。

（2）J-PlatPat への AI 機能の実装（一部継続意見）

AI 技術の進歩は著しく、あらゆる分野に応用されており、特許検索、特許調査の分野も例外ではありません。例えば、このような技術、製品の調査をしたいといった概念思考を AI が理解して、そのまま検索を実行する技術・機能が J-PlatPat に実装されれば、検索・調査技術が未熟な中小企業が、必要な特許調査を難なく実現することができるようになると考えます。そしてそのことが、特許調査に掛ける負担を軽くし、これまで調査に取られていた時間と費用を開発業務に充當でき、ひいてはイノベーションの創出に資すると考えます。

（3）使い勝手の改善要望（継続意見）

継続的に各種機能の充実、使い勝手の改善がなされておりますが、今後も継続的に、特に以下の点について、機能の充実、使い勝手の改善が必要と考えます。

- ① 特許・実用新案検索機能に関して、平成 30 年 3 月以前は、キーワード検索対象として、「要約+請求範囲」を選択できましたが、平成 30 年 3 月以降は、選択項目に「要約」と「請求範囲」はあっても「要約+請求範囲」はなく、この検索をするために、論理式での入力が必要となりました。中小企業等の多くは、J-PlatPat の使い方を熟知しているわけではないので、従来のように、「要約+請求範囲」を選択できるようにしていただきたいと考えます。
- ② 商標検索「称呼(単純文字列検索)」の選択項目の 2 行目が「称呼(単純文字列検索)」でデフォルト表記されていますが、ここは、「称呼(類似検索)」をデフォルトにするべきと考えます。操作が不慣れな中小企業が、デフォルトの選択をした場合でも類似商標がヒットするようになります。
- ③ 商標検索において、同一名称の権利者がいた場合、それぞれの権利者を区別する検索方法として、識別番号での検索がありました。先般のシステム変更により、商標登録後の識別番号検索ができなくなってしまいました。東京のように、同一名称の会社が複数存在している場合など、注目している会社の権利かどうかを確認するためには、出願人名による検索結果をひとつひとつ開いて住所を確認しないと、注目している権利者の権利なのかが判別できないという不便さがあります。こういったことから、同じ都道府県下に複数の同一名称の出願人が存在した場合でも、同一の出願人を検索できる代替手段を提供してほしいと考えます。
- ④ 特許・実用新案検索において、ヒットした外国文献の一覧表示が番号や日付だけですが、併せてタイトル、出願人名が表示される機能。タイトル表示があれば、内容をチェックする必要性の有無をある程度判断でき、関係ないものを含めて全件、内容表示させる必要が無くなり、調査検討の効率が大幅にアップすると考えます。
- ⑤ 商標の出願人・権利者名検索と特許・実用新案・意匠の出願人／権利者名検索の検索方法を揃えること。具体的には、特許・実用新案・意匠検索にあっては「株式会社」を省略した会社名で検索ができるが、商標検索の場合、正しい位置に「株式会社」を入力するか、または会社名の前後に「？」を入力しないと、ヒットすべきものもヒットしません。今のままででは、商標検索にあたって、特許・実用新案・意匠検索と同じと誤解して「株式会社」や「？」を入力しないで検索した結果、該当するものがヒットしなかつたことにより、出願されていない、あるいは登録されていないと誤解するリスクが極めて大きい状態です。これを是非改善いただく必要があると考えます。
- ⑥ 履歴演算機能（検索式どうしの演算）
- ⑦ 一定のアルゴリズムのもとで導かれる生死情報（検索で得られた案件あるいは番号照会した案件が、出願中あるいは権利存続中なのか、それとも拒絶査定が確定するなど、権利化の可能性が消滅した状態、または、登録にはなったが、その後権利放棄されて復活する可能性が無くなった状態なのか、に関する情報）が一目でわかるようにして欲しいと考えます。
- ⑧ 特許・実用新案検索結果一覧画面における必須機能の整備
公報の列記において、「書誌・概要」の基本事項（番号、日付、発明の名称、出願人／権利者、分類）に加え「代表図面」、「生死情報」、「要約」または／および「第 1 請求項」の選択表示ができ、一覧画面だけでスクリーニングを行える機能。
そして、これら項目を CSV ダウンロードできるようにするべきであり、また、CSV ダウンロードする際に項目を選択できるとより便利と考えます。

- ⑨ Patentscope で実現されているように、統計情報として、基本事項（出願人・権利者など）のトップ 10 表示による簡易パテントマップ機能
- ⑩ 中韓文献検索システムが J-PlatPat の中に統合されたように、Graphic Image Park も、将来的には、J-PlatPat の意匠検索機能と統合し、より高度な検索ができるようになります。
- ⑪ 特許・実用新案検索において選択入力欄を利用した場合、検索のアルゴリズムによりますが、各行（各ボックス）ごとに、検索ヒット数が、どのくらいに絞れているのか、たとえば、1行目で何件、2行目で何件、といった件数表示をして欲しい。このことにより、どのキーワード行が、検索件数を絞り込むのに、どのくらい影響あるのかが推測でき、検索条件の改善などに役に立てられると思います。
- ⑫ J-PlatPat における外国文献の日本語翻訳品質の向上。特に中国韓国文献について、AI 技術の応用による翻訳品質の向上。

（4）将来的な機能追加・改善の際のユーザーの声の反映（継続意見）

今後、さらなる機能追加・改善の計画を立てる際には、ユーザーが意見や要望を出せる機会を可能な限り設けていただきたいと思います。特に、メインの利用者である「中小企業の声」を反映していただきたいと思います。

（5）将来的な機能追加・改善・変更等の際の追加・改善・変更点の告知（継続意見）

これまで大きな機能追加や変更があった場合には、何らかの「お知らせ」がありました。マイナーな変更等に関しては、使っていて初めて変わったことを知ることが多々あります。今後は、たとえマイナーな変更であっても、可能な限り、どこがどう変わるか、あるいは変わったかを「お知らせ」欄などを使って告知していただきたいと思います。

（6）外国特許調査サポート体制・コンシェルジエの導入（継続意見）

最近は、中小企業も海外進出する機会が増え、外国特許庁の特許データベースを使う機会と必要性が増しております。一方で、中小企業にとっては、言語の問題と利用頻度・慣れの問題もあって、外国特許庁のデータベースを利用するハードルは、J-platpat の利用に比べてはるかに高くなります。

そこで、Espacenet や Patentscope を含め、中小企業が外国特許庁のデータベースを利用するハードルを下げるために、たとえば、J-Platpat を運用している独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の中に、外国特許庁のデータベース利用をサポートするサポート体制の構築あるいは外国特許調査コンシェルジエの設置を検討いただきたいと考えます。

7. 商標出願の審査遅延の解消（新規意見）

商標の審査待ち期間は、かつては 4 - 5 か月だったが、現在は 1 年程度にまで伸びている。審査体制を強化して審査待ち期間を短くしていただきたいと考えます。

8. 新興国データバンクのデータ更新について（新規意見）

新興国等知財情報データバンク（以下、データバンクと略）は、「知的財産推進計画 2011」における「グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える 4 つの知的財産戦略」の施策の一つとして構築が謳われ、2012 年 9 月に開設されましたが、10 年近くが経過した今、本来の趣旨である『我が国企業が様々な海外知財リスクに対応できる』ようにするために、大幅な改善をしていただきたいです。例えば、以下の（1）、（2）が挙げられます。

（1）掲載情報の信頼性向上等

早急に改善が必要と考えられるものに次の 3 点があります：

① 掲載情報の信頼性向上

検索してヒットした情報が、現在生きていて使えるのか、それとも既に死んで使えないのかわかるようにして、安心して情報を活用できるようにするべきと考えます。中には最新情報として掲載された情報が、掲載時点で既に死んでいた例もあります。また、「知財ガイダンス情報」が「新興国等に進出する際にまず収集すべき知財実務情報」として掲載されていますが、トルコのそれは 2016 年施行の知的財産法で廃止された制度が掲載されている状況です。「知財ガイダンス情報」には作成・掲載年月日の記載もありません。このように、他の情報源で事実をしらなければ認識を誤ってしまうリスクがあり、信頼性の向上は必須と考

えます。

② 掲載情報の鮮度の向上・維持

変動する知財制度・運用についてタイムリーな情報が得られるように、元となる情報源の日付～記事作成日付～データバンク掲載日付の間のタイムラグを短縮し、それら日付も一目でわかるように表示すべきと考えます。掲載後に変動があった情報については、その後の関連情報に容易にアクセスできるようになるなど、収録情報のメンテナンスも極めて重要と考えます。

② 検索機能の強化

検索の入口が複数（「世界地図（丸囲み 6 領域）」、「国別・地域別情報一覧」、「記事検索欄」、「Google カスタム検索（サイト内検索（全文検索））」）提供されていますが、その入口によってアクセスできる情報に違いが出ないようにしていただきたいです。また、同義の検索キーワード（たとえば、PPH と特許審査ハイウェイ）によって検索結果に違いが出ないようにしていただきたいです。キーワードの割り振りにも問題があると思われます。現状、検索キーワードを複数入力すると「and 条件」での絞り込みしかできません。漏れ防止のためには、「or 条件」も必要と考えます。データバンクに収録されている情報から必要な情報を抽出して活用できるようにするには、検索機能の強化は必須と考えます。

（2）省庁横断的データベース構築

将来的には、必要な情報を省庁等横断して共有し、他の省庁等の情報源からも本新興国データに反映されるようにすると、本データバンクの利用価値や信頼性が飛躍的に向上して、海外知財リスク対応で頼りになるものと考えます。

理由

特許行政年次報告書によると、ここ数年のデータバンクの収録情報件数は二百余件／年。一方、データバンクに収録されている国・地域は、70 国・5 共同体に上ります。現状、国・地域による収録情報件数のばらつきが大きく、特定の国・地域の情報も掲載後の変化情報が必ずしも反映できていない例がみられます。年間の収録件数の大幅な増加が望まれますが、もう一つの方策として、他の情報源との連携（省庁等横断）が考えられます。新興国等の知財情報は、経済産業省関係だけでも、経済産業省・特許庁の Website やメールマガジン、JETRO の Website（知的財産保護に関する情報）、JETRO 海外知的財産部のメールマガジンや IPG（海外における日系企業情報交換グループ）等にあり、法務省関係でも法務総合研究所国際協力部（ICD）の Website、国際協力部報（ICD NEWS）等多数あります。特許庁や JETRO の情報は速報性がありますが、後日検索することが難しく、データバンクで容易に検索できると有用性が高まり、本来の趣旨にもかなうと考えられます。

9. 特許出願図面について（継続意見）

特許出願に添付される図面は現状白黒に限定されておりますが、カラー図面の提出が可能となるように規則を変更していただきたい。例えば、写真を図面として添付する場合、もともとカラーで見やすいものが、白黒になることで、分かりにくくなることがあります。また、近年 CAD もカラー化されており、CAD 図面を利用して特許出願用図面を作成する際、白黒にすることで、図面として分かりにくいものになってしまう弊害があります。時代はカラー図面を求めており、カラー図面の添付が可能となるよう規則を変更していただきたいです。

10. 「特許メモ」について（継続意見）

現在すでに、特許審査において、審査官は、必要と判断した時には先行技術との対比を「特許メモ」で残しています（特許・実用新案審査ハンドブック第 I 部第 2 章 1 2 1 2）。

この「特許メモ」は、第三者がその特許を評価する際に、例えば、審査官がどこに発明と先行技術の違いを見出していたかなどを知ることのできる大変参考となる資料です。この「特許メモ」があることで、第三者による特許の適正な評価につながる可能性があります。また、権利者自身による特許の評価も、この特許メモがあることで、より適正に判断される可能性があります。権利者および第三者の評価が適正化されれば、評価をめぐる無用な紛争も減る可能性があります。

この「特許メモ」の作成は義務ではありませんが、出願に係る発明の新規性または進歩性に影響を与えるかもしれないと一度は検討した先行技術については、他に参考となる資料（拒絶理由通知と出願人の反論など）がなければ、必ず「特許メモ」を作成するような運用に変更るべきと考えます。そうすることにより、特許の評価をめぐる権利者と第三者の不一致を減らすことができる可能性が高まると考えます。

また、この特許メモの運用は、特許・実用新案の審査に限定されていますが、これを意匠出願の審査、商

標出願の審査に拡大するべきと考えます。

1.1 特許庁ホームページ内の「お助けサイト」について（一部継続、一部新規意見）

(1) ユーザーの視点で行政サービスの改善に挑戦するデザイン経営プロジェクトから生まれ、令和2年1月に特許庁ホームページ内に開設された「お助けサイト」は、ひとりでがんばる知財担当者や初めて出願手続きした人などを対象に、出願後に特許庁から送付される拒絶理由通知書等にどう対応したらよいかをわかりやすく案内するということで、良い取り組みだと思います。

通知書を受け取った後の対応の流れ、通知書の見方、拒絶理由の解説、応答期限の確認、対応で使う書類の様式・サンプル雛形、書類の送付先等、対応に必要な情報が段階を踏んで「お助けサイト」にまとめられる点はユーザーにとって便利で評価できます。

しかし、実際に拒絶理由通知を受けた出願に対応するために、意見書・手続補正書の雛形を利用しようとすると、まだ戸惑いは解消されていません。拒絶理由には多くの種類がありますが、サンプル雛形で示されているのは、たとえば特許では進歩性違反のケースで一つの請求項に対する引用文献2件による例だけです。サンプル雛形に記載の例とは異なる拒絶理由を受けた場合、「お助けサイト」の対象者にはどうしたらよいのかわかりません。

拒絶理由の解説欄には、せっかく拒絶理由の種類・該当条文項名・解説が一覧で示されているのですから、それぞれの拒絶理由に応じた代表的なサンプル雛形を拡充していただきたいです。

また、実際の拒絶理由通知には複数の拒絶理由の組合せ等もっと多様でいろいろなケースがあり、サンプル雛形での対応だけでは限界があると考えられますので、実例を参照できるようにするとよいと思います。

実際の拒絶理由通知書、意見書、手続補正書はJ-PlatPatに収録されていますから、J-PlatPatに拒絶理由の種類や該当条文項名で検索できる機能が追加されれば解決されます。

すぐには無理であれば、現状のJ-PlatPatで閲覧できる経過情報の経過記録には拒絶理由条文コードが付記されていますので、まず拒絶理由条文コードで検索できるようにするだけでも助けになります。その際、実際に受けた拒絶理由は、どの拒絶理由条文コードに対応するのかが「お助けサイト」の対象者にもわかるように解説を加えるとよいと思います。たとえば、特許出願に対し、サポート要件（第36条第6項第1号）と進歩性（第29条第2項）に関する拒絶理由通知を受けた場合は、拒絶理由条文コードの27（第29条＋第36条）で検索する、というようにすることが良いと思います。

このように、「お助けサイト」とJ-PlatPatを連携することにより、実例に触れ、登録または拒絶になったケースを参考しながら対応できるようになれば、「お助けサイト」の対象者の知財力が向上し、出願の品質向上につながり、国益にもかなうものと考えます。

(2) また、「お助けサイト」またはリンク先のサイトにぜひ掲載していただきたいのが、中小企業が活用する新減免制度を利用した特許料納付書等の書式です。中小企業が新減免制度を利用して特許料納付等を行う場合、特許出願人または特許権者の欄に、【識別番号】または【住所または居所】が必要となります。この点を認識せずにまちがって通常の書式で料金を納付し、補充指令を受ける事例が散見されるからです。どう対応したら良いか、分かりやすい案内に改善することにより、当該補充指令が減って、出願人も特許庁も無用な手間が減ると考えます。

以上

中小企業知的財産交流・研究会参加企業有志名簿

代表会社	東京ブラインド工業株式会社 (以下アイウエオ順)
	株式会社アイディイペンデントふよう
	株式会社アジャスト
	アダマンド並木精密宝石株式会社
	株式会社弘輝
	ジェイオーコスマティックス株式会社
	ソナス株式会社
	タピルス株式会社
	ディップソール株式会社
	テック大洋工業株式会社

「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

【法人・団体からの意見】

東京理化器械株式会社
東光薬品工業株式会社
日本システム開発株式会社
日本ゼトック株式会社
株式会社ニューマインド
株式会社マテリアルハウス
ユニパルス株式会社
リバーフィールド株式会社
株式会社ローザ特殊化粧料

ほか 7社（匿名希望）

合計 26 社

法人・団体名	
33. 株式会社コジマプロダクション	
意見の分野	
—	
意見	
<p>【ビジネス環境】 現状ゲーム制作において使用する主要なハードウェア技術（ゲームエンジン、ミドルウェア等）は海外が主流であり、国内で独自に主要技術を開発、維持するのはコストがかかることから一握りの大手ゲーム会社しか出来ていない状況である。 このような背景から、ゲームのクリエイティブスタジオが革新的な作品の創造において連携するのは必然的に海外企業となるのが実情であり、海外の技術を利用するということは、制作過程を通して進化、改善（アップグレード）される技術などは原則として権利者である海外に帰属することになる。 海外プラットフォーマー及び主要ハードウェア技術権利者は膨大な投資と年月を経て現在の優位性を確立しており、国内企業が自前主義で競争出来る状況にはないが、他国企業と連携しながらも継続して発生する技術革新が国内で留保、共有され、次なる技術革新が生まれやすくなる環境構築を期待する。 映像とゲームの相互展開のようにIPの多面展開が重視されているのは既に指摘されている。NETFLIXのように一部の映像コンテンツにおいてはインタラクティブな作品が展開されるなどコンテンツとしては映像とゲームの境界線が薄れてきているが、まだ業界の隔たりがあり人材や技術の交流が十分に出来ているとはいえない。業界団体も別々に存在し独自の活動をしているのが実情だが、日本の戦略産業としてエンタテインメントを考えるのであれば、エンタテインメントとして統合した視点で戦略、体制を構築し、人材の教育・育成、技術の共同開発、グローバル視点の醸成、产学連携などが活性化することを期待する。参考例であるが、イギリスのBritish Academy of Film and Television Arts (BAFTA)は映画、TV、ゲームの垣根をなくした作品評価や人材育成などを展開し、海外の人へも門戸を開け、イギリスだけでなく海外での活動を充実することでイギリスのエンタテインメント業界に貢献している例である。</p>	
<p>【人材】 現在日本のゲーム産業における重大な課題は人材不足である。高品質コンテンツの制作費上昇に伴うリスク増により、国内で制作される高品質コンテンツが減少、比例して高品質コンテンツを制作するにあたりもっとも大きなハードルは賃金格差である。あまりに日本の賃金が安いことから、海外の制作者は敬遠され、国内においては海外企業へ高額な報酬で移籍する国内人材が増加している。このままこの賃金格差が継続していくと、優秀な人材が海外企業に集結し、コストの安い日本のスタジオが海外の下請け業務を担うことになる。優秀な人材が日本スタジオと連携して活躍するには、国籍を問わず、優秀な人材がグローバルで競争力のある報酬のもと働く環境を整備し、実際に人を呼び込む仕組みを実現することが不可欠である。</p>	
<p>【投資環境】 ゲーム業界は世界規模でクリエイティブスタジオの買収が加速しており、IP、コンテンツ運営ノウハウ、</p>	

クリエイティブ人材の抱え込みが活発にされている。近年多くの日本のクリエイティブスタジオも海外からの出資を受け入れているのが実情であり、日本制作コンテンツながらも全部または一部の権利や、グローバルな事業展開を海外投資者が保有するケースも散見される。海外からの投資を制約するというよりは、クリエイティブスタジオが海外からの投資に依存しなくとも良い環境つくりが必要である。海外の事例としては、国内で制作することに対して税優遇があったり、また制作費の一部や主要技術への投資を政府が援助しているケースもある。国家戦略としてクリエイティブスタジオを支援する仕組みを期待する。